

教育委員会定例会日程

平成 2 5 年 1 月 3 1 日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 報告事項

- (1) 小田原市学校教育振興基本計画について (資料 1 教育総務課)
- (2) 片浦小学校における小規模特認校の申請状況について (資料 2 教育総務課)
- (3) 史跡小田原城跡御用米曲輪の発掘調査について (資料 4 文化財課)
- (4) 地域・世代を超えた体験学習「 R ・ P ・ G in 城下町 」の開催について
(資料 5 青少年課)
- (5) 教育ネットワークシステムの検討結果について (資料 6 教育総務課)

5 議事

日程第 1

報告第 1 号

事務の臨時代理の報告 (社会教育主事の解任) について (教育総務課)

日程第 2

議案第 1 号

平成 2 5 年度学校教育の基本方針について (教育指導課)

6 協議事項

- (1) 小田原市附属機関設置条例及び小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について【非公開】

[資料 7 教育部・文化部]

7 報告事項

(6) 小田原市学校情報セキュリティポリシーの策定状況について【非公開】

(資料 3 教育総務課)

8 議事

日程第 3

議案第 2 号

平成 2 5 年度予算について【非公開】 (教育部・文化部・子ども青少年部)

日程第 4

議案第 3 号

平成 2 4 年度 3 月補正予算について【非公開】

(教育総務課・保健給食課・生涯学習課・文化財課)

日程第 5

議案第 4 号

小田原市役所支所設置条例等の一部を改正する条例について【非公開】

(生涯学習課・図書館)

9 閉 会

1 小田原市学校教育振興基本計画（案）に対する市民意見の募集結果について

(1) 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市学校教育振興基本計画
政策等の案の公表の日	平成24年11月20日
意見提出期間	平成24年11月20日～平成24年12月19日
市民への周知方法	おだわらいふ11月15日号、ホームページ掲載 資料配架（教育総務課、タウンセンター、支所・連絡所、 窓口コーナー、行政情報センター、生涯学習センター、図 書館、市立小中学校、公立幼稚園） 市民との意見交換会の開催（11月20日）

(2) 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	39件（12人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	1人
直接持参	10人

(3) 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

総括表

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	6
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	9
C	今後の検討のために参考とするもの	9
D	その他（質問など）	15

具体的な内容

ア 策定の背景に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方 （政策案との差異を含む。）
1	「子ども会加入率」のデータについては、地域と関わりを持つことが難しいと受け止めている家庭が増えていることを端的に表している事例として、広く一般に判りやすい数字と表現だと思うし、子ども会の地域社会・家庭教育に果たしてきた役割を高く評価するものと受け止めている。ぜひ、このままの表記としていただきたいと思う。（P4）	D	貴重なご提言と受け止めますが、特定の団体への配慮が欠けていたと考えるため、該当箇所を修正します。
2	教育相談数の推移の表について、平成20年度からこれだけ劇的に減っていることについて、文章と併せてみても評価していいのか疑問が残る。相談の受け口が増えたのに、表の集計元が一緒なのかなど、どうもこの激減振りをそのまま受け止められる社会情勢にもないと思うためか合点がいかない。（P9）	A	校内支援室の整備や不登校生徒訪問相談員等の配置により、市役所の教育相談件数が減少したものとわれますので、表記を修正します。
3	いじめの状況において、改善率 100%としている点について、認知されたいじめのみを捉えたとしても 100%は馴染まない。相談した側の納得度で計るべきだと思うので、「対応しました」「解りました」ではないし、この問題で 100%ということはないと思う。（P10）	A	改善率についての表記を削除し、修正します。

4	<p>単純な築年数の区分けは意味がないと思う。建築関連法令的な視点で分けるなど、国土交通省で内装材の落下防止対策についても年度中に指針を纏める予定のようなので、「国の指針に沿って対応を順次進めることとする」で良いと思う。</p> <p>(P12)</p>	<p>現状の学校施設の状況把握としては、築年数による区分けによることも一つの方法と考えています。</p> <p>また、施設整備については、国の指針に沿って対応することを基本に、様々な視点による評価や区分けは、校舎リニューアル整備計画の見直し(P53,54)の中で整理し、取り組んでいきます。</p>
---	---	---

イ 施策の展開に関すること

	意見の内容(要旨)	区分 市の考え方 (政策案との差異を含む。)
1	<p>小学校1年生の入学した時点で、既に学力の差があると思う。先生方の資質・力量にかかっていると思う。(P20)</p>	<p>B</p> <p>貴重なご提言と受け止めます。</p>
2	<p>「おだわらっ子の約束」について、学校で「守れていますか」と子どもたちに質問するが、知らない子が多いと思う。</p> <p>(P23)</p>	<p>C</p> <p>「おだわらっ子の約束」の実践につきましては、「小田原市がめざす子どもの姿」及び基本施策 - 1 に位置付けています。現在、各校でも様々な取組がなされていますが、今後も「おだわらっ子の約束」を実践する態度を育む取組を実践していきます。</p>
3	<p>大河ドラマなどの時代劇や「ゲゲゲの女房」の水木しげる氏の昔の生活振り、戦争体験などを、子どもたちに興味を引ける形で伝えられれば、現代の恵まれた環境に感謝する気持ちが湧いて来ると思う。(P24)</p>	<p>C</p> <p>貴重なご提言と受け止めます。</p>

4	<p>ハートカウンセラーは子どもだけではなく、先生の相談窓口であって欲しいと、先生方の体調不良の話を聞くとと思う。(P26,49)</p>	<p>A</p> <p>教職員の相談については、教育指導課の教育相談員が受けています。また、産業医(教職員の心身の健康保持に当たる専門の医師)による相談も受けていますので、P49 について、記載内容を修正します。</p>
5	<p>いじめについては早期発見、迅速な対応をすることによって深刻な状態になる前に防げると思う。家庭で向き合うことは勿論だが、学校でも子どもたちと先生が1対1で話せることが出来るような時間があれば良いと思う。(P26)</p>	<p>いじめ対策につきましては、日頃より、アンケート調査や面談、心理検査等によりきめ細かな実態の把握に努めており、今後とも充実を図ってまいります。</p>
6	<p>いじめ対策をもっと強化して欲しい。現代の子どもは忍耐と根性が欠けている分、弱い心を気楽に打ち明ける場や方法が必要だと思う。(P26)</p>	<p>C</p>
7	<p>いじめ・不登校の問題は、どの学校にも存在すると思う。認知されていないいじめを見つけてあげて欲しい。(P26)</p>	
8	<p>いじめを受けた子は人生を大きく変えてしまうこともあるので、傍に教育相談員や心理相談員が居てくれることはとてもありがたいと思う。(P26)</p>	<p>D</p> <p>引き続き、相談体制の充実を図ってまいります。</p>
9	<p>冬場はウイルスが充満するので、集団生活している子どもたちに菌を増やさない、充満させないことを希望する。機械導入が難しいのであれば、タオル加温やアルコール消毒に力を入れて欲しい。(P28)</p>	<p>B</p> <p>教育委員会では、手指消毒剤やマスクなど、感染症対策のための消耗品費、医薬品や衛生材料の配布等、予防対策に努めています。なお、P29 の感染症に関する記述の位置を修正します。</p>

10	<p>学級閉鎖の基準人数を少なくし、早々、適切な判断をして欲しい。(P28)</p>	<p>D</p> <p>感染症等による学級閉鎖の人数については、特に基準は設けていません。学級閉鎖等を決定するにあたっては、学校長、学校医、教育委員会が平素の欠席率より急激に高くなったとき、また、その地域の流行状況を見て判断しています。</p>
11	<p>歯科刷掃指導は小学校1年生のみ対象ではなく、全学年が指導を受けたほうが良いと思う。(P29)</p>	<p>A</p> <p>各学校においては、歯科保健指導計画に基づき、全学年に対して歯科保健指導を行っています。歯科刷掃指導は、就学したばかりの児童に対して、特に力を入れ、指導を行っているものですので、表記を修正します。</p>
12	<p>子どもの体力の低下は幼少期から体を動かすことを大切に、幼稚園から取り組んで欲しい。遊具や運動に必要な用品の充実もお願いしたい。(P31)</p>	<p>A</p> <p>幼稚園では、文部科学省「幼児期運動指針について」(平成24年3月)に基づき、日々、楽しく体を動かしながら体力の向上を目指しており、今後ともその活動の一層の充実を図ってまいります。記載内容を修正します。</p>
13	<p>公立幼稚園もこれから色々と工夫をしていく必要があると思う。預かり保育の拡大、3歳児保育の導入などは良いと思う。(P32)</p>	<p>B</p> <p>計画に則り、子育て支援の充実を図ってまいります。</p>
14	<p>小学校ではスクールボランティアの活動が盛んだと感じていたが、まだ目標人数には遠く、私も参加して行こうと思った。幼稚園でも多くのスクールボランティアが関わって、園児たちが成長できたら良いと思う。(P33)</p>	<p>B</p> <p>貴重なご提言と受け止めます。</p>

15	幼稚園でも英語を取り入れているが、英語の前にまずは正しい日本語から教えて欲しい。(P37)	D 貴重なご提言と受け止めます。なお、幼稚園の英語につきましては、英語に親しみ、外国の人と触れあうことを目的としています。
16	災害対策や防災教育を、保護者も含めてもっと進めて欲しい。(P38,56)	B P38の「防災教育・避難訓練」の内容の改善・充実を通して、取組を進めてまいります。
17	保護者として思うことは、毎日、楽しく元気に学校・幼稚園に通ってもらいたいということであり、そのためには、学校・家庭・地域の協力が必要だと強く感じている。情報を共有することで、いじめの早期発見にもつながると思うので、学校・家庭・地域のつながりが強くなる方法があると良いと思う。(P45)	B P45の「地域一体教育の推進」を通して取組を進めてまいります。
18	教育の場で体験・交流も大切だが、昔のように学習発表会なども毎年実施して欲しい。(P45,47)	A 貴重なご提言と受け止めます。なお、各学校では、学習発表会や総合的な学習を通じて、名称や形態を工夫して、取り組んでいますので、P45について、記載内容を修正します。
19	昔と違い、最後までやってくれないことが多い。例えば、体育の逆上がりなどは出来ない子はそのままで、算数・国語なども先生によっては家任せになっている。時間がないのは分かるが、昔はどうかしても先生が見てくれていたと思う。(P50)	D 貴重なご提言と受け止めます。今後ともきめ細かな指導に努めてまいります。

20	老朽化した学校施設の整備と改善は、安全・安心を確保するためにも早めをお願いしたい。(P53)	B リニューアル整備計画の見直しの中で優先順位を設定し、取り組んでいきます。
21	トイレの洋式化工事が着々となされていること、嬉しく思う。校舎の耐震性は大丈夫なのか。(P53)	B 校舎や屋内運動場の主要構造部の耐震化については、平成21年度までに全て完了していますが、東日本大震災を教訓として、非構造部材の耐震化を進めています。
22	子どもが「学校のトイレは汚いから、我慢して帰ってくる」ということを聞いた。改善して欲しい。(P53)	B リニューアル整備計画の見直しの中で優先順位を設定し、取り組んでいきます。
23	小学校では登校班を作って欲しい。高学年の子が低学年の子の面倒を見るのは当たり前だし、自然とそういう気持ちや責任感が生まれてくると思う。(P55)	D 貴重なご提言と受け止めます。なお、登校班の有無は、地域の特性や交通事情により異なっていますが、各学校では、地域の方々にご協力をいただきながら、安全な登下校に努めています。
24	自分の住んでいる地域はあいさつ・見守り隊などもないので、下校時にお年寄りの方などに立っててもらえるとありがたい。(P55)	C 本市では、学校、保護者、地域等の協力により、児童生徒の登下校時の交通安全指導や見守り活動を行っています。下校時の見守りについては、今後
25	下校時などは広がって歩いたり、走ったりする子どもが多く見られるので、地域の老人の方などに見守ってもらえると良いと思う。(P55)	C も、各校に設置されている交通安全対策協議会等において、必要に応じ協力体制の強化を図るとともに、児童生徒への注意喚起を一層徹底してまいります。

26	<p>学校の2学期制については、子どもたちは理解しておらず、流れに沿って「夏休みだから休み」「10月は成績表」「12月は冬休み」「3月は学年の終わり」となってしまうと思う。</p> <p>(P59)</p>	<p>C</p> <p>小田原市では平成18年度より、子どもたちの学校生活の充実と確かな学力の向上、学校の活性化や教職員の意識改革をねらいとして実施しており、その定着が図られていると考えています。今回のご提言を受け止め、今後とも、よりよい2学期制を実施していきたいと考えています。</p>
----	---	--

ウ その他に関すること

	意見の内容(要旨)	区分 市の考え方 (政策案との差異を含む。)
1	<p>小田原市は公園が少ない。夏などに気軽に水遊びができる場所があると嬉しい。わんぱくランドも車でしか行かない場所にあるのに、駐車料金を取るの是不思議である。それだけで行く気がなくなる。</p>	<p>D</p> <p>貴重なご提言と受け止めます。所管課に申し伝えます。</p>
2	<p>医療控除の対象年齢をもっと上げて欲しい。</p>	<p>D</p> <p>貴重なご提言と受け止めます。所管課に申し伝えます。</p>
3	<p>小学校3年生までの医療証を延ばして欲しい。</p>	<p>D</p> <p>貴重なご提言と受け止めます。なお、現在、近隣住民への配慮や、子ども自身が時間を意識する習慣を身につけることを目的に、チャイムを使用していない学校もございます。</p>
4	<p>小学校でチャイムがないということを知り、聞いて驚いた。始めと終わりのけじめを付けるためにもあったほうが良いのではないかと。</p>	<p>D</p> <p>貴重なご提言と受け止めます。なお、現在、近隣住民への配慮や、子ども自身が時間を意識する習慣を身につけることを目的に、チャイムを使用していない学校もございます。</p>
5	<p>授業の間にチャイムがないのでは、けじめがつかないと思う。</p>	<p>D</p> <p>貴重なご提言と受け止めます。なお、現在、近隣住民への配慮や、子ども自身が時間を意識する習慣を身につけることを目的に、チャイムを使用していない学校もございます。</p>

6	<p>小田原市はもっと教育分野に予算をかけるべきだと思う。未来を支えるのは子どもたちなので、ぜひ子どもたちにお金をかけてあげて欲しい。</p>	<p>貴重なご提言と受け止めます。今後とも適正な予算の確保に努めていきたいと思います。</p> <p>D</p>
7	<p>小田原城など、観光のためにお金を使うのは控えて、幼・小・中にももっと目を向けて欲しい。</p>	
8	<p>現代の子どもたちにとって色々な人とのつながり・関わりがとても大切だということが改めて分かった。いじめについても、我が子が大きくなるにつれて様々な不安や心配が生じてくるが、常に子どもの様子をしっかりと観察し、少しの変化にも気付いていけるよう、親として出来ることを、責任を持って努めていけたらと思う。</p>	<p>貴重なご提言と受け止めます。</p> <p>D</p>
9	<p>小田原市教育都市宣言について、グローバル化・国際化の現状や、新教育基本法の基本理念なども鑑み、「日本は世界の平和と人類の幸福に貢献する国を目指します。それに答えられる心身共に健康な日本人の育成を期して行います」と挿入したらどうか。もしくは、第5項の文中に「日本人（又は日本国民）として」と挿入してはどうか。</p> <p>世界から尊敬を受ける国となることが戦争を防止する。一人一人の国民の品格が国の品格となり、国民一人一人にその自覚を与えることが大切だと思う。</p>	<p>貴重なご提言と受け止めます。</p> <p>D</p>

2 小田原市学校教育振興基本計画（案）に係る教育委員・策定委員と市民との意見交換会の概要について

(1) 意見交換会の概要

開催日時・場所	平成24年11月20日 午後7時～9時
開催場所	小田原市役所大会議室
市民参加人数	16名

(2) 意見の内容

意見交換会での市民意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

総括表

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	4
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	2
C	今後の検討のために参考とするもの	2
D	その他（質問など）	8

具体的な内容

ア 策定の背景に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方 （政策案との差異を含む。）
1	子どもを育てるのは学校・家庭・地域・行政の4つが大事であり、その各部に、家庭や地域の教育力の低下の要因があると思うが、このように子ども会のことだけ載せられると、「子ども会の会員数が減ったから、地域が希薄化になったり、携わる力が弱くなったりしている」「子ども会は衰退している」と感じるだけであると思う。（P4）	A	特定の団体への配慮が欠けていたと考えるため、該当箇所を修正します。

2	<p>小田原市では全国学力・学習状況調査は抽出で対応していると思うが、改めて悉皆調査に戻して欲しい。本調査だけが良いということではないが、無理なく合法的に、個々の家庭の状況を先生がしっかりと把握し、生活指導・不登校・いじめの問題に生かして欲しい。(P7)</p>	<p>貴重なご提言と受け止めます。なお、平成25年度は、対象学年(小6・中3)の全児童生徒を対象とした全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)が行われる予定です。</p> <p>D</p>
3	<p>本市の児童生徒の体力・運動能力の状況は、県平均との比較でほぼ同程度となっているとのことだが、東京都や神奈川県は、全国的に体力・運動能力が低いレベルである。全国的にどこの地方や市町村が体力・運動能力が高く、どのような取組を学校の中でやっているのか、目的をどう達成しているのかを分析して、そのことの比較を出して欲しい。(P8)</p>	<p>貴重なご提言と受け止めます。</p> <p>D</p>
4	<p>いじめについては、現在、全国で問題が多発しているし、子ども同士のいじめだけでなく、教師によるいじめもある。文の中に、「認知されたいじめ」とあるが、それは大人から見た認知であり、子どもがSOSを出しているのに、大人がどれだけ受け止めてあげることができているのか、このような数字では計り知れないものだと思う。卒業した後の精神的なカウンセリングも含め、そういった子どものことも教育委員会がきちんと受け止めているということも書いて欲しい。(P10)</p>	<p>貴重なご提言と受け止め、記載内容を修正します。</p> <p>A</p>

イ 施策の展開に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方 （政策案との差異を含む。）
1	つくば市では、教育委員会のホームページの中に問題集があり、インターネット上で子どもが答案を書くと、教育委員会が添削して子どもに返すということをやっている。本市でも、このような施策を出来たら良いと思う。（P21）	C	貴重なご提言と受け止め、事例研究をさせていただき、良い部分は取り入れて、小田原独自のやり方について検討していきたいと考えています。
2	学校図書館について、予算に制限がある中で、個々に整備していくことは難しいと思うので、学校で、図書に馴染むという誘導をして、高校生や社会人になっても図書館に行くという環境を作るために、市立の図書館にどうやって誘導するのかを考えていただきたい。（P25）	B	貴重なご提言と受け止めます。なお、本市では、「小田原市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進しています。
3	小田原市では新体力テストを全員ではなく、抽出された学年で行っている。これはこれで1つのデータとしては出てくると思うが、子どもが自分の体力がどの程度かを知るためにも、全校の児童生徒でやるべきだと思う。（P28）	D	各学校においては、それぞれの学年に応じて、児童生徒の体力の把握に努めています。
4	小学校6年生に対して城山競技場で体育大会を実施しているが、参加者全員が運動をしている訳ではない。学校で大会に向かったの練習もしていないと思う。そのような状況の中、体力増強・運動能力向上といっても、体力向上の方向には進まないのではないかと思う。（P28）	A	貴重なご提言と受け止め、記載内容を修正します。なお、体育大会に向けては、すべての学校で、体育の時間はもとより、始業前や昼休みなどの時間に体力づくりに取り組んでいます。

5	<p>学校で部活動が活性化しないと、その学校の雰囲気や、集団意識能力・自我意識などが低下してしまうと思う。学校と地域との関わりの中で、どのように生徒の体力を向上させていくのか、どのような学校づくりをしていくのかといった意味での学校教育のあり方が問われてくるのではないかという視点から、文章はこれで良いのかと疑問がある。(P28)</p>	<p>A</p> <p>貴重なご提言と受け止め、記載内容を修正します。</p>
6	<p>給食の放射性物質の検査を実施するということであるが、ホームページ上で検査結果を発表して欲しい。(P30)</p>	<p>B</p> <p>給食食材の放射性物質検査については、県の事業として、食材検査と調理後の給食全体検査の2種類があり、9月から本市でも実施しています。市と県のホームページで、結果や今後の予定などを公表しています。</p>
7	<p>今年度、小田原市消防本部警防課で、応急手当普及員講習を教職員対象に募集したところ、応募が非常に少なかった。時間的に大変なところもあるが、防災教育の推進ということを掲げるのであれば、多くの教職員に取得して欲しい。(P38)</p>	<p>D</p> <p>貴重なご提言と受け止めます。講習が3日間ということと、夏休み中とはいえ、教職員の研修が立て込んでおり、参加が少なくなってしまったと考えています。来年度は、警防課と教育委員会で打ち合わせをしながら、日程を調整していきたいと考えています。</p>
8	<p>「ことばの教室」については、小学生までしか利用ができないという状況であるが、中学校に行ったときに支援が受けられなくて困っている保護者や子どもがいるので、中学校に行っても「ことばの教室」での支援が受けられるように検討して欲しい。(P40)</p>	<p>C</p> <p>貴重なご提言と受け止めます。今後、ニーズが高まるようであれば、中学校への開設について検討していく必要があると考えています。</p>

ウ その他に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方 （政策案との差異を含む。）
1	<p>ゆとり教育は見直されたが、同時に進められた学校週5日制についても見直してはどうか。地域での子どもの居場所づくりというものも色々なところで少しずつ始まってはいるが、極めて少ない状況であるので、改めて土曜授業の必要性について、色々なところでデータを集めたりヒアリングをしたりして、検討することも必要ではないかと思う。</p>	D	<p>貴重なご提言と受け止めます。</p>
2	<p>中学校3年生の修学旅行については、教育旅行というより、卒業旅行という意味合いが強くなっているように思う。3年生は1月くらいに授業を終えると、後は自習のようになってしまい、年間授業時数の消化が実質的にはできていないと思う。修学旅行を2年生時に実施するなどして、授業時数を確保して欲しい。</p>	D	<p>貴重なご提言と受け止めます。なお、中学3年生の自習が多いということに関しては、現実的にはそのようなことはなく、卒業まで授業を行っています。</p>

3	<p>どこでも、このような計画を作るまでが大変であるが、大事なことはこれをいかに実行して、成果をあげるかということである。この主体となるのは学校であり、地域や家庭だと思うが、これをどのように告知していくのか、また、具体的な成果指標もあるので、進捗状況の管理をどのようにしていくのか。また、計画を配布するだけなどではなく、周知するために効果的な方法を考えたほうが良いと思う。</p>	<p>ご指摘のとおり、計画に定めた事柄を着実に実施していくことが重要であると考えます。そのため、教職員に対しては、会議等の様々な機会を通じて説明をするとともに、家庭や地域に対しては、ダイジェスト版やインターネット等で周知していきます。</p> <p>進捗状況の管理につきましては、年度ごとに点検をし、必要に応じて、見直しをしていきたいと考えています。</p>
4	<p>市内でメーカーによる使用済みインクカートリッジの改修箱が設置され、小田原市も参加しているが、インクカートリッジの中にはベルマークの対象商品があり、幼稚園や小中学校のPTAが集めているものである。3つの心と3つの力を持った子どもを養うというのであれば、自治会に回覧を回して、カートリッジを小学校などで集めて、PTAかスクールボランティアの方に分別していただき、該当しないものについては、教育委員会や市がメーカーか流通業者に引き取らせれば、ごみも減って、環境教育という面でも良いのではないか。</p>	<p>貴重なご提言と受け止め、現在、関係所管と協議をしております。なお、インクカートリッジ回収ボックスを玄関に置くなどして、ベルマークの回収を行っている学校もございます。</p>



未来を拓く
おだわらっ子



小田原市 学校教育振興基本計画(案)

小田原市教育委員会

小田原市教育都市宣言

(平成16年4月1日告示・制定)

小田原市民は、子どもたちが希望を持ち、健やかに成長してほしいと願っています。世界に目を開く地球市民であり、郷土の文化と伝統を誇りにしたいと思っています。一人ひとりが自立し、家庭、学校、地域が支え合う社会を築きたいと願っています。

小田原市と小田原市教育委員会は、市民のこうした思いや願いを実現するために、ここに教育の行き届いたまち、教育都市を宣言します。

- 1 一人ひとりが、尊い命です。心身ともに健康で思いやりのある人の育成に努めます。
- 2 家庭は、心を育みます。家族の絆を紡ぎ、人としての心がまえを養う家庭づくりを支えます。
- 3 学校は、生きる力を培います。児童生徒の確かな学力を育成し、社会の仕組みの基礎を教えます。
- 4 地域は、支え合いながら、繁栄します。青少年が社会の一員であることを自覚し、社会活動に参加できる地域づくりに努めます。
- 5 地球のすべてのものは、結ばれています。かけがえのない文化や伝統を受け継ぎ、自然や国際社会との交流を深める実践活動を進めます。

はじめに

急速に進む社会の少子高齢化、情報通信技術の進展などに見られる高度情報化、社会・経済のグローバル化、さらには東日本大震災の発生など、社会全体が大きく変化している中で、教育の分野では、子どもたちの学ぶ意欲や、学力、体力・運動能力の低下、不登校、いじめや問題行動、規範意識や倫理観の低下など、早急に対応しなければならない様々な課題が生じています。

こうした中、平成 18 年 12 月には、制定から 60 年を経て教育基本法が改正され、新しい時代の教育の基本理念が明示されました。同法では、教育の目的として、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」と規定しています。

本市では、平成 15 年 3 月に、小田原市学校教育推進計画「おだわらっこ教育プラン」を策定し、21 世紀を担う子どもたちの育成をめざした教育活動を展開するとともに、平成 16 年 4 月には、市民や各界各層からなる「静かなる教育論議」の集大成として、「小田原市教育都市宣言」を策定し、さらに、その理念の実現を図るため、平成 19 年 1 月に「おだわらっ子の約束」を制定しました。

また、平成 23 年 4 月には、第 5 次小田原市総合計画「おだわら TRY プラン」がスタートし、「学校教育の充実」においては、子どもたちの成長を学校、家庭、地域が共に支え合い、自ら学び創る力、社会と関わる力を培い、思いやりの心を持った元気な子どもを育てることを基本方針に掲げました。

こうした社会状況の変化や教育基本法の改正、総合計画「おだわら TRY プラン」のスタートなどを踏まえ、策定から 10 年が経過する「おだわらっこ教育プラン」を見直し、このたび、新たに「小田原市学校教育振興基本計画」を策定いたしました。

この計画は、総合計画「おだわら TRY プラン」の着実な推進に資するとともに、変化の激しい時代にあって今まさに行うべき教育の振興に関する施策を具体的に位置付けるものです。この計画の着実な推進を図ることにより、学校、家庭、地域・社会がそれぞれの機能を十分発揮できるよう支援し、「未来を拓くたくましい子ども」を育てまいます。

今後は、計画の推進に向けて全力で取り組んでいく所存ですので、市民の皆様を始めとする関係者の方々の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様を始め、ご尽力いただきました策定委員の皆様には厚く御礼申し上げます。

平成 年 月

小田原市教育委員会

目 次

I	計画の策定にあたって ……………	1
1	計画策定の趣旨……………	1
2	計画の範囲……………	1
3	計画の位置付け……………	2
4	計画の対象期間……………	2
II	策定の背景 ……………	3
1	社会状況の変化……………	3
2	教育をめぐる現状……………	7
III	小田原市がめざす子どもの姿 ……………	13
IV	学校、家庭、地域・社会、行政の基本的な役割 ……………	15
V	3つの基本方針 ……………	16
VI	施策の展開 ……………	18
基本目標 1	確かな学力の向上……………	19
基本目標 2	豊かな心の育成……………	22
基本目標 3	健やかな体の育成……………	27
基本目標 4	幼児教育（就学前教育）の推進……………	31
基本目標 5	これからの社会に対応した教育の推進……………	34
基本目標 6	様々な教育的ニーズに対応した教育の推進……………	39
基本目標 7	未来へつながる学校づくりの推進……………	44
基本目標 8	教職員の資質の向上とよりよい教育体制の確立……………	48
基本目標 9	教育環境の改善・充実……………	52
基本目標 10	教育的効果を高める教育行政の推進……………	57
VII	計画の推進にあたって ……………	60
1	進行管理……………	60
2	成果指標……………	60
	資料編 ……………	63

*が付いている用語については資料編「用語解説」にて解説しています。

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成 18 年 12 月の教育基本法の改正に伴い、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、国は、平成 20 年 7 月に教育振興基本計画を策定しました。また、地方公共団体については、国の教育振興基本計画を参考にしながら、地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に努めることが規定されました。

小田原市教育委員会では、平成 15 年 3 月に小田原市学校教育推進計画「おだわらっこ教育プラン」を策定し、計画期間を 10 年として、「教育の行き届いたまち おだわら」の実現をめざし、21 世紀を担う子どもたちの「生きる力」を育む教育を推進してきました。

この間、急速に進む少子高齢化、国際化や高度情報化の進展、さらには生活様式の変化や地域のつながりの希薄化など、社会情勢が大きく変化しています。さらに、教育に対する社会的要請が増大し、かつ多様化するなど、教育に対する関心が高まっています。これらの状況を受けて、国では、教育振興基本計画第 2 期計画（平成 25～29 年度）の策定について、平成 23 年度より検討を開始しました。

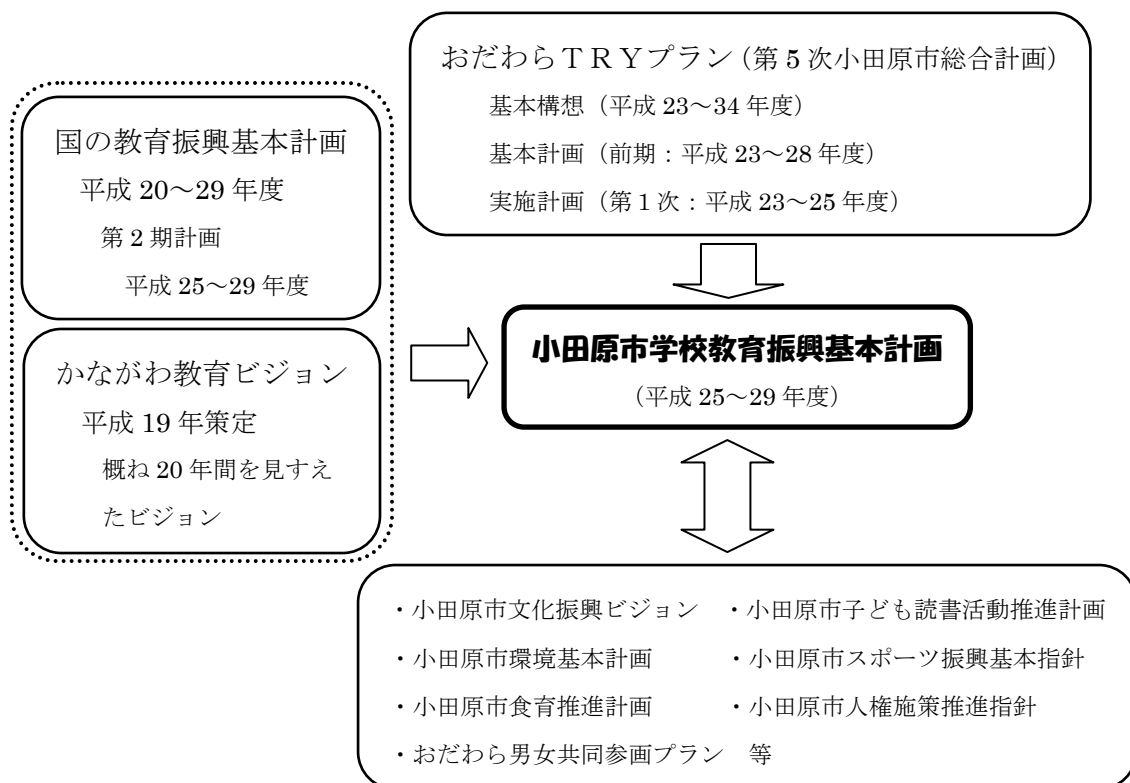
そこで、本市では「おだわらっこ教育プラン」の成果等を踏まえ、本市の実情に合った教育施策をより効果的に実施していくために、新たに「小田原市学校教育振興基本計画」を策定することとしました。

2 計画の範囲

教育委員会の所管する事務を中心に、学校教育に関わる計画とします。

3 計画の位置付け

- この計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として策定します。
- この計画は、おだわら TRYプラン（第 5 次小田原市総合計画）の個別計画として位置付け、他の計画と連携を図りながら施策を推進します。
- この計画は、国の「教育振興基本計画」及び「かながわ教育ビジョン」を踏まえて策定します。



4 計画の対象期間

小田原市学校教育振興基本計画の計画期間は、平成 25 年度～平成 29 年度の 5 年とします。

なお、計画策定後の社会状況や教育を取り巻く環境の変化などにより、見直しが必要となった場合には、適宜計画の見直しを行っていくものとします。

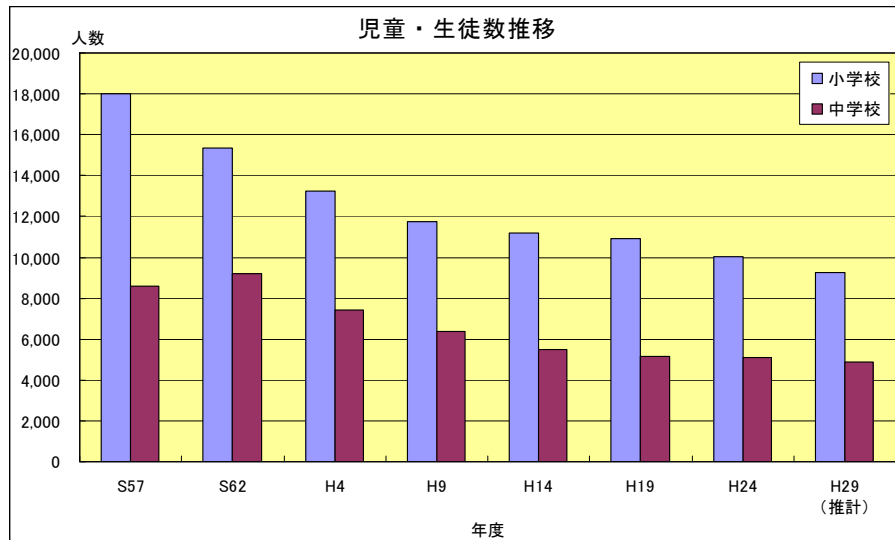
II

策定の背景

1 社会状況の変化

(1) 少子化の進行

本市の市立小中学校の児童生徒数は、昭和 57 年の 26,619 人をピークに減少を続け、平成 24 年度は 15,153 人と 30 年間で約 43%の減、この 10 年間の推移を見ても約 10%減少しており、少子化の傾向が顕著に表れています。また、学区別未就学児集計から推計する 5 年後の児童生徒数は 14,108 人で 6.9%減となる見込みで、今後さらに少子化が進行していくことが明らかです。



(各年5月1日現在)

年度	小学校			中学校			合計		
	児童数	5年前比		生徒数	5年前比		児童・生徒数	5年前比	
		増減数	増減率		増減数	増減率		増減数	増減率
S57	18,009人			8,610人			26,619人		
S62	15,363人	-2,646人	-14.7%	9,170人	560人	6.5%	24,533人	-2,086人	-7.8%
H4	13,268人	-2,095人	-13.6%	7,407人	-1,763人	-19.2%	20,675人	-3,858人	-15.7%
H9	11,745人	-1,523人	-11.5%	6,362人	-1,045人	-14.1%	18,107人	-2,568人	-12.4%
H14	11,165人	-580人	-4.9%	5,509人	-853人	-13.4%	16,674人	-1,433人	-7.9%
H19	10,911人	-254人	-2.3%	5,151人	-358人	-6.5%	16,062人	-612人	-3.7%
H24	10,048人	-863人	-7.9%	5,105人	-46人	-0.9%	15,153人	-909人	-5.7%
H29 (推計)	9,237人	-811人	-8.1%	4,871人	-234人	-4.6%	14,108人	-1,045人	-6.9%

◆平成29年度はH24年2月1日付「学区別未就学児集計」からの推計

◆小学校児童数のピークは昭和56年度の18,097人

*中学校生徒数のピークは昭和61年度の9,207人

(2) 家庭・地域の教育力の低下

本市の1世帯当たりの人数はこの10年間に於いても減少を続け、平成22年度では2.55人となっています。一方、人口に比して世帯数は増加しており、核家族世帯が増加しています。また、少子化を反映して18歳未満の世帯員のいる核家族世帯は減少傾向にあり、18歳未満の世帯員のいる3世代世帯も減少し続けています。

核家族化や少子化の進行により、子どもたちが家庭の中で兄弟姉妹と切磋琢磨したり、祖父母の経験から学んだりする機会は著しく低下しています。また、親の子育ても手探り状態で行わざるを得ない状況も生じています。家庭はすべての教育の出発点として、日々の生活を通して子どもが基本的な生活習慣や規範意識を身に付ける場です。家庭での子育てや教育のあり方について、改めて見つめ直す必要があります。

家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域との関わりを持たない暮らし方が増えています。人と人とのつながりの希薄化が懸念される中で、地域行事への積極的な参加や、一緒に遊んだり、勉強を教えてもらったりする身近な遊びの場、子どもの居場所等が求められています。

	S60	H2	H7	H12	H17	H22
総人口	185,941人	193,417人	200,103人	200,173人	198,741人	198,327人
年少人口 (0～14歳)	39,204人	34,031人	31,138人	28,985人	27,116人	25,447人
生産年齢人口 (15～64歳)	128,333人	136,927人	141,420人	137,655人	132,060人	126,244人
老年人口 (65歳～)	18,404人	22,459人	27,545人	33,533人	39,565人	46,636人
世帯数 (1世帯当たり人口)	56,193世帯 (3.31人)	61,360世帯 (3.15人)	67,916世帯 (2.95人)	71,532世帯 (2.80人)	74,291世帯 (2.68人)	77,793世帯 (2.55人)
核家族世帯	34,636世帯	37,753世帯	41,231世帯	43,512世帯	44,571世帯	45,721世帯
18歳未満世帯員のいる核家族世帯	18,761世帯	17,257世帯	15,907世帯	15,382世帯	14,820世帯	14,390世帯
18歳未満世帯員のいる三世代世帯	6,209世帯	5,792世帯	4,932世帯	3,961世帯	3,202世帯	2,513世帯

◆年齢不詳人口は、年齢別の割合に応じて按分

	小学校6年生			中学校3年生		
	小田原市	神奈川県	全国	小田原市	神奈川県	全国
今住んでいる地域の行事に参加していますか	35.1%	56.1%	63.2%	36.6%	31.8%	37.7%
学校や塾の先生や家の人以外の地域の大人と一緒に遊んだり、勉強を教えてもらったりすることがありますか	20.7%	39.9%	39.0%	26.8%	24.7%	21.8%
年上や年下の友達と一緒に遊んだり、勉強したりすることがありますか	63.0%	70.7%	72.0%	45.5%	43.9%	43.5%

◆平成24年全国学力・学習状況調査「児童生徒質問紙調査」より抜粋

◆平成24年度は全体の30%の抽出調査のため、地域性などにより、全市的な傾向とは異なる場合があります。

(3) 進む国際化

本市の在住外国人は、1,900人前後を推移しており、平成24年3月時点では約50か国・1,843人となっています。

社会や経済のグローバル化に伴い、国際的な視野を持ち、世界に通用する人材を育成し、多様な文化との相互交流、相互理解を深め、共生していくことが求められています。

外国籍の市民に対しては、子どもたちへの日本語指導等、幅広い就学支援が必要となっています。

国別在籍児童・生徒数

小学校

国籍	人数	国籍	人数
フィリピン	13人	韓国	2人
ブラジル	7人	タイ	1人
中国	4人	スリランカ	1人
ペルー	4人	オーストラリア	1人
ボリビア	3人	合計	36人

中学校

国籍	人数	国籍	人数
ブラジル	6人	マレーシア	1人
フィリピン	5人	ペルー	1人
中国	4人	コロンビア	1人
ベトナム	2人	合計	21人
韓国	1人		

(平成24年4月1日現在)

(4) 高度情報化

コンピューターを始めとしたICT*（情報通信技術）の普及と発達が飛躍的に進み、経済の仕組みや社会活動のスタイルが大きく変化しています。また、ICTの活用により、情報・知識の共有化をはじめ、コミュニケーションの活発化が期待される一方で、これらを利用した犯罪が多発するなど、新たな問題が発生しています。

また、子どもたちが容易に情報を入手し、発信することが可能となり、携帯電話やインターネットを通じたコミュニケーションがさらに進む一方で、有害サイトやネットいじめ等への対応も課題となっています。

子どもたちに、未来を生きるために必要な情報活用能力を身に付けさせることはもとより、携帯電話等の利用マナーを身に付けるための家庭でのルールづくりや学校における情報モラル*教育の充実が望まれています。

市立小・中学校児童・生徒の携帯電話所有状況 (平成24年4月調べ)

小学校

学年	児童数	所有人数	所有率
1年	1,394人	178人	12.8%
2年	1,453人	269人	18.5%
3年	1,532人	291人	19.0%
4年	1,631人	441人	27.0%
5年	1,659人	463人	27.9%
6年	1,589人	485人	30.5%
合計	9,258人	2,127人	23.0%

中学校

学年	生徒数	所有人数	所有率
1年	1,730人	808人	46.7%
2年	1,676人	1,034人	61.7%
3年	1,700人	1,062人	62.5%
合計	5,106人	2,904人	56.9%

◆全国の状況
 (文部科学省 平成21年度「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」より)
 小学校(6年) 24.7%
 中学校(2年) 45.9%

(5) 環境問題の深刻化

地球温暖化をはじめ、これまでにない異常気象の多発、福島第一原発の事故を契機に問われるエネルギー問題など、現代を取り巻く様々な環境問題は、次第にその深刻さを増しています。

本市においては、地球温暖化対策として、低公害車や太陽光などの新エネルギーの普及開発や、資源のリサイクル促進のための、ごみの分別の細分化や指定ごみ袋制度の導入等に取り組んできました。また、平成 22 年からは、可燃ごみの削減のために、生ごみ堆肥化の取組を進めており、学校での取組も始まっています。さらに、生活環境の保全の取組の一つとして、市の魚に指定されている固有種の酒匂川水系メダカの保護活動を、市民や小中学生の参加により進めています。

こうした取組により、小中学生や市民の環境問題に関する知識や意識は高まりつつあります。しかし、それらの知識や意識が、環境を守るための具体的な行動にはなかなか結びつかないことや、少子高齢化や地域社会のあり方の変化等により、これまで地域が担ってきたまちの美化などの環境保全活動の担い手が不足していくことなどが懸念されています。

本市の良好な環境を将来に引き継いでいくためには、これまで以上に市民・企業（事業者）・市が協力し、それぞれの役割において、環境を守るために具体的な行動を取ることが求められています。

2 教育をめぐる現状

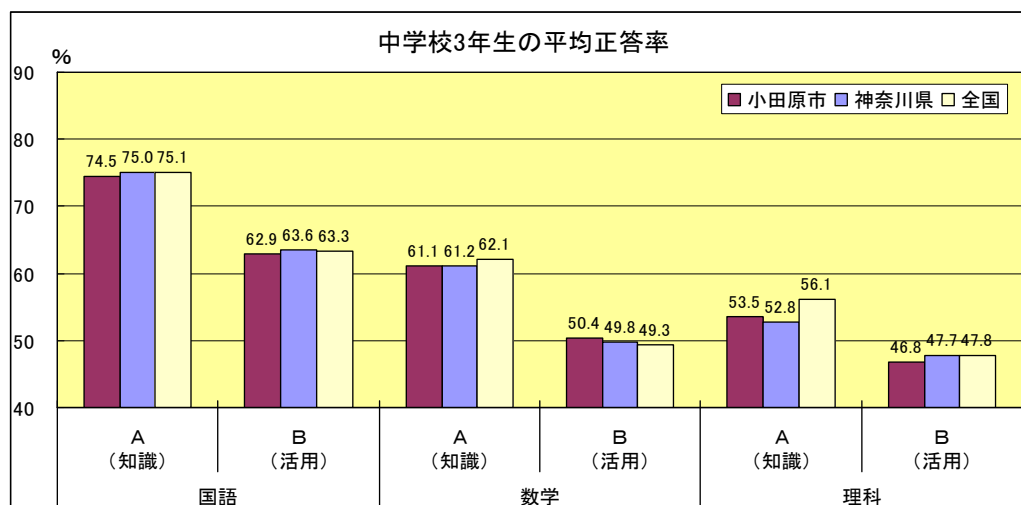
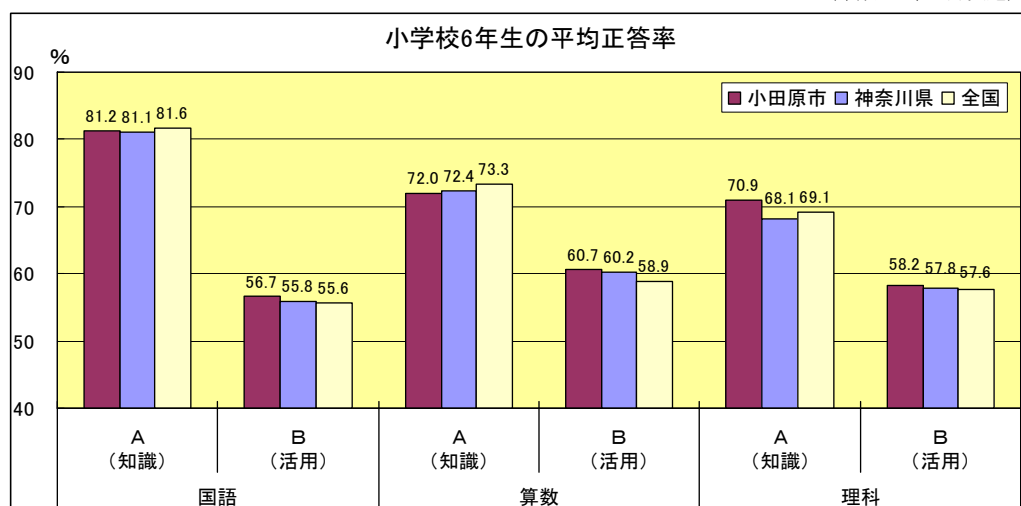
(1) 学力の状況

わが国の児童生徒の学力は、国際的な学力調査の結果で見て、成績は上位にあるものの、学習意欲が必ずしも高くないことや、学習習慣が十分に身に付いていないことなどの点で、課題が指摘されています。

平成24年度全国学力・学習状況調査は、小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語、算数・数学、理科の3教科で実施され、本市の結果は、これまでと同様に、いずれの科目も全国・県とほぼ同程度となっています。(抽出率約30%の抽出調査)

また、国の分析では、すべての教科において、自分の考えをまとめて言葉で表現する力や、日常生活での知識活用力に課題があることが、改めて指摘されており、本市においても同様の傾向が見られます。

(平成24年4月実施)



◆A問題は基礎的・基本的な知識・技能が身に付いているかどうかを見る問題

◆B問題は基礎的・基本的な知識・技能を活用することができるかどうかを見る問題

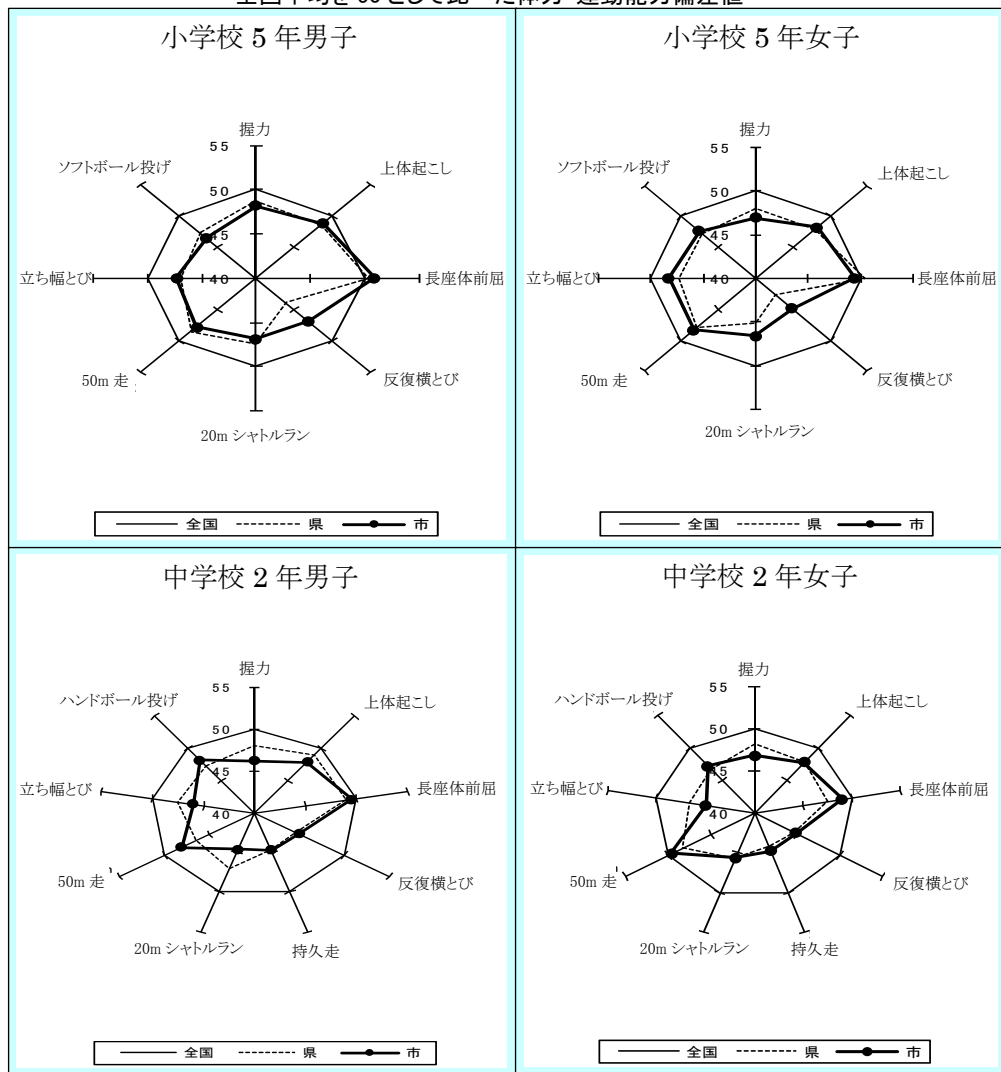
(2) 体力・運動能力の状況

日常生活における身体活動の機会や場の減少などを背景に、児童生徒の基礎的な体力や運動能力が低下傾向にあります。

本市では、児童生徒の体力・運動能力の状況を明らかにし、体育・スポーツ活動の指導等に活用するため、平成24年度に小学校5年生及び中学校2年生の全児童・生徒を対象に新体力テストを実施しました。

本市の児童生徒の体力・運動能力を種目別に見ると、一部の種目を除いて、全国平均を下回っていますが、県平均との比較ではほぼ同程度となっています。

全国平均を50として比べた体力・運動能力偏差値



◆全国・県のデータについては、平成22年度の調査による

【握力】筋力：筋肉が力を出す能力

【上体起こし】筋力・持久力：筋肉が力を出したり、筋肉が力を出し続ける能力

【長座体前屈】柔軟性：体を曲げたり伸ばしたりする能力

【反復横とび】俊敏性：体をすばやく動かす能力

【20mシャトルラン・持久走】全身持久力：全身で運動を続ける能力

【50m走】走る能力

【立ち幅とび】とぶ能力

【ソフトボール投げ・ハンドボール投げ】投げる能力

(3) 教育相談の状況

小中学校においては、不登校児童生徒の増加、小1プロブレム*や中1ギャップ*、学級崩壊、いじめ、暴力行為、基本的な生活習慣の欠如やコミュニケーション能力の不足など、多様化・複雑化する悩みを抱える保護者、児童生徒、教職員等への相談体制の充実が求められています。

本市の教育相談体制は、大きく、学校生活全般に関することと特別支援に関することに分かれています。

学校生活全般に関する教育相談では、校内支援室*等の整備や不登校生徒訪問相談員*の派遣により、不登校に関する相談は減少傾向にあるものの、依然として高い数値を示しており、いじめや友人関係、学習のつまずき、しつけや子育て、担任とのトラブルなど、様々な悩みを抱えた保護者や本人、祖父母、教職員等の相談に、教育指導課の教育相談員*と心理相談員*（臨床心理士）が対応しています。

教育相談の件数と状況 (教育指導課)

	不登校	不登校傾向	いじめ	特別支援	学習	しつけ・ 育て方	その他	合計
H17	1,730	63	9	26	6	30	39	1,903
H18	2,104	21	13	2	9	33	50	2,232
H19	2,410	68	40	29	3	10	33	2,593
H20	2,520	110	78	26	0	10	32	2,776
H21	2,171	92	52	21	7	7	54	2,404
H22	1,918	202	12	4	5	9	18	2,168
H23	1,674	111	43	0	2	6	* 155	1,836

◆同一案件について、重複相談を含む

不登校生徒訪問相談員による訪問相談の状況

	配置人数	訪問回数
H19	3人	323回
H20	3人	372回
H21	4人 (9月～)	397回
H22	4人	631回
H23	4人	644回

校内支援室整備状況

	設置校
H19	6校
H20	7校
H21	9校
H22	11校 (2校)
H23	11校 (3校)

◆ () 内は指導員複数体制

特別支援に関する相談については、酒匂小学校に設置している「特別支援教育相談室あおぞら*」で対応しています。

発達相談や心理検査、学級や家庭での支援の工夫、関連機関への紹介・連携など、保護者や教職員の相談に教育相談員と心理相談員（臨床心理士）が対応しています。

「あおぞら」相談件数

	相談件数
H17	368
H18	508
H19	622
H20	625
H21	632
H22	660
H23	832

(4) いじめの状況

わが国では、児童生徒が自ら命を絶ち、その背景にいじめ問題があるという事案が、依然として発生しています。このような痛ましい事故を繰り返すことのないよう、本市においても、いじめ等問題行動への取組を一層徹底して行う必要があります。

本市では、小中学校各校において、定期的に行うアンケートや日々の生活ノート、長期休業前の3者面談等により、いじめの実態把握に努めています。平成23年度はいじめの認知件数は、小学校が21件、中学校が42件となっています。いじめの態様としては、「冷やかしやからかい・悪口や脅し文句・嫌なことを言われる」、「仲間はずれ・集団による無視」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が全体の約7割となっているほか、暴力行為や金品を隠す、嫌なことや危険なことをさせる、パソコンや携帯電話による誹謗中傷など、いじめの内容が多様化・深刻化し、複合的に行われている様子が伺えます。

これら認知されたいじめについては、各校の対応により、「解消」、又は「一定の解消が図られ、継続支援が行われている」という状況にあります。

しかし、いじめは常にどこかで発生しており、いじめられていることを人に言えず、いじめと認知されないまま傷ついている子どもがいないと言えない状況や、インターネット等で周りが気が付かないままエスカレートしてしまういじめ、再発してしまういじめなど、様々な問題を抱え深刻な状況があるのも事実です。

いじめの認知件数

	小学校	中学校	合計
H18	63	108	171
H19	58	19	77
H20	28	37	65
H21	33	35	68
H22	29	76	105
H23	21	42	63

いじめの態様（平成23年度）

区分	小学校	中学校	合計
	件数	件数	
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	17	25	42
仲間はずれ、集団による無視をされる	6	2	8
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	3	4	7
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	1	2	3
金品をたかられる	1	1	2
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	2	4	6
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	3	3	6
パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	0	5	5
その他	0	3	3
合計	33	49	82

◆様々な区分が複合して、1件のいじめとなる場合があるので、いじめの認知件数とは合致しない

(5) 不登校の状況

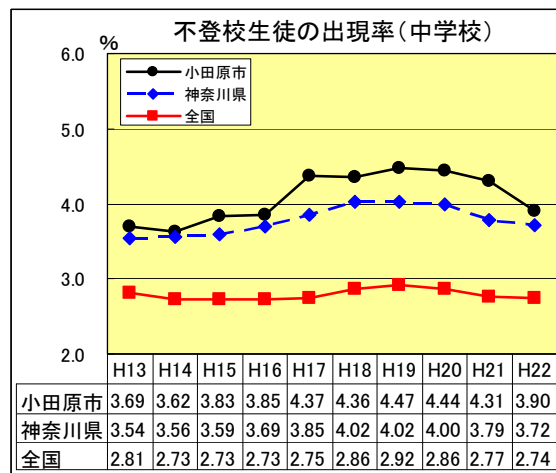
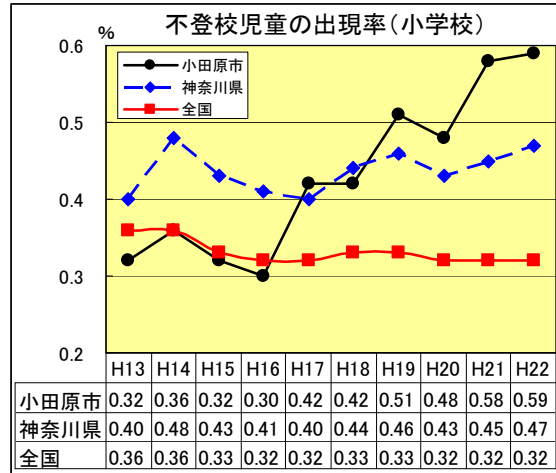
いじめや学習のつまずき、家庭環境、友人関係、集団への不適応など、不登校の要因は様々で、不登校児童生徒や学校を取り巻く諸課題が複雑に絡み合っています。

本市の不登校児童・生徒の出現率は、国・県の平均値を上回っており、ここ数年は小学校が微増傾向、中学校が減少傾向にあります。

文部科学省では、「不登校児童生徒」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの」と定義しています。

不登校のとらえ方について、本市では、児童生徒の欠席理由を「病気」と決めてかからずに、不登校の心配があるのではないかと、学校に不適応を起こしているのではないかなど、積極的に「不登校」ととらえ、早い段階から登校支援を行っていかうとしており、そうした取組が出現率の高さにつながっていると考えています。

また、中学校では、校内支援室の整備や指導員の複数体制により、学校には行けるが教室に入れない生徒への対応が可能となり、教育相談指導学級*（城山教室、マロニエ教室）に通級する生徒が減少しています。



◆出現率…年間30日以上欠席した児童生徒数の総数に占める割合

教育相談指導学級通級者数

	小学校	中学校	合計
H14	5	26	31
H15	5	35	40
H16	4	20	24
H17	4	35	39
H18	4	28	32
H19	3	20	23
H20	1	23	24
H21	0	18	18
H22	1	17	18
H23	2	12	14

不登校児童生徒数

	小学校		中学校	
	児童数	出現率	生徒数	出現率
H14	40	0.36%	201	3.62%
H15	35	0.32%	208	3.83%
H16	33	0.30%	204	3.85%
H17	46	0.42%	230	4.37%
H18	46	0.42%	224	4.36%
H19	56	0.51%	230	4.47%
H20	52	0.48%	229	4.44%
H21	62	0.58%	223	4.31%
H22	63	0.59%	199	3.90%
H23	69	0.66%	196	3.86%

(6) 学校施設の状況

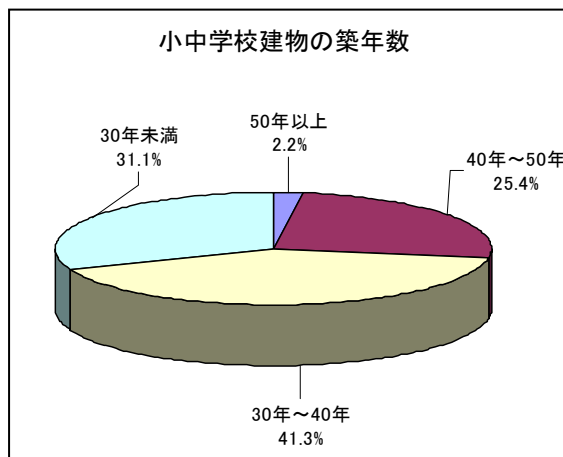
本市では、児童生徒の数が急増した昭和40年代から50年代にかけて、小中学校の新設や校舎の増築、老朽化した木造校舎の鉄筋化が進められました。

当時の整備から30年以上を経た今、施設本体をはじめ付帯設備の老朽化が進行し、厳しい財政状況の中で、今後の施設の大規模改修や建替えが、大きな課題となっています。

校舎や屋内運動場の主要構造部の耐震化については、神奈川県西部地震などが懸念されることから、本市では、平成21年度までにすべて完了しています。

しかし、校舎の外壁や床、天井などの内装、トイレの洋式化等については改修が遅れており、児童生徒が日々学び、生活をする学校として、安全、安心で快適な環境整備は喫緊の課題となっています。

また、学校は、地域コミュニティの核として、より開かれた学校づくりを推進するための環境整備が求められているとともに、地域防災の拠点として、地震等災害時には広域避難所*ともなる施設です。東日本大震災を経て、学校施設の災害時への対応について一層の強化が求められています。



(平成24年3月時点)

経過年数	棟数	割合
建築後50年以上	3	2.2%
建築後40年以上50年未満	35	25.4%
建築後30年以上40年未満	57	41.3%
建築後30年未満	43	31.1%
計	138	100.0%

- ◆ 建物は校舎と屋内運動場を指す。
- ◆ 建築後30年以上経過した建物は95棟であり、138棟全体の68.9%
- ◆ 昭和40年代から50年代に建築された建物は小学校72棟、中学校34棟の合計106棟であり、138棟全体の76.8%

小中学校のトイレの洋式化の状況

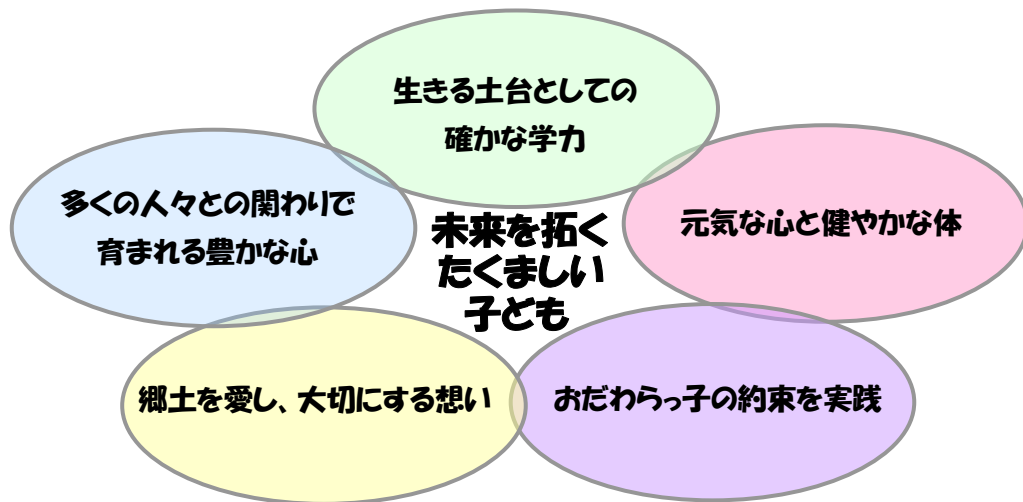
(平成24年3月時点)

	総便器数	和式便器数	洋式便器数	洋式化率
小学校 (全25校)	1,626	1,224	405	24.9%
中学校 (全11校)	761	623	138	18.1%
合計	2,387	1,847	543	22.7%

- ◆ 車椅子対応型トイレは、小学校11校の計21箇所、中学校7校の計16箇所に整備
- ◆ 車椅子対応型トイレは、従前、日常使用する児童生徒の身体的理由により必要な場合や、大規模なトイレ改修の際に整備

Ⅲ 小田原市がめざす子どもの姿

3つの心と3つの力を持った 「未来を拓くたくましい子ども」



◎生きる土台としての確かな学力を持った子ども

目的意識を持って主体的に学習に取り組み、基礎的・基本的な知識や技能を習得し、問題を解決する力などの「学ぶ力」。また、その習得した力を基に自由に発想し、考えたり表現したりする活動を通して、実生活の場で活用・探求していく「創る力」。さらに、それらの力を土台にして、子ども自身を取り巻く環境を構成している人や自然などのあらゆる事象に興味・関心を持ち、意欲的な関わりを通じて、それらを理解し、共生していこうとする「関わる力」の3つの力を育成します。

◎多くの人々との関わりで育まれる豊かな心を持った子ども

人としての優しさ、愛情、真心などの「温かい心」、思いやり、寛容な心、人の役に立とうとする心などの「広い心」、困難を乗り越え、何事にも挑戦する強い心などの「燃える心」の3つの心を持った子どもを育成します。

◎元気な心と健やかな体を持った子ども

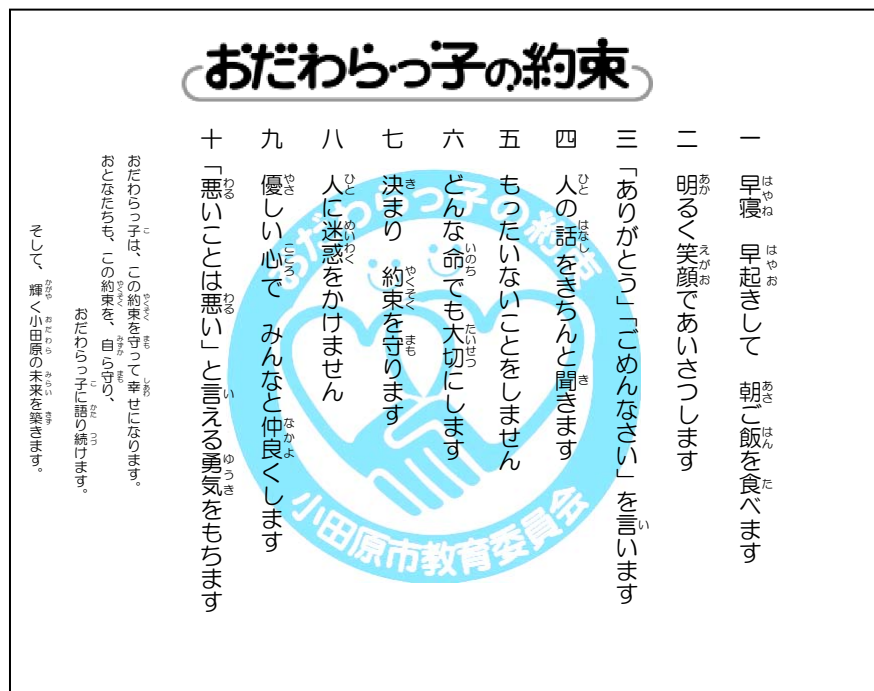
未来を拓いていく力を持つためには、健やかな体が必要になります。そのため、生きる上での基本である望ましい食習慣を身に付けさせます。また、日頃から体を動かす習慣を身に付けさせ、基礎体力を育みます。体だけではなく、元気な心を持つことで何事も前向きに取り組むことができるようになることから、元気な心と健やかな体を持った子どもを育成します。

◎郷土を愛し、大切に思う想いを持った子ども

小田原は、酒匂川のつくり出した足柄平野を中心に、西は箱根火山、東は大磯丘陵、南は相模湾に面している等、豊かな自然環境に恵まれています。さらに、旧石器時代から人が住んでいた痕跡が見つかることから脈々と人の営みが続いていることがわかる歴史があります。この身近な自然と歴史を子どもたちに伝え、郷土を愛する心を養い、そこから新しい未来を拓く力を育成します。

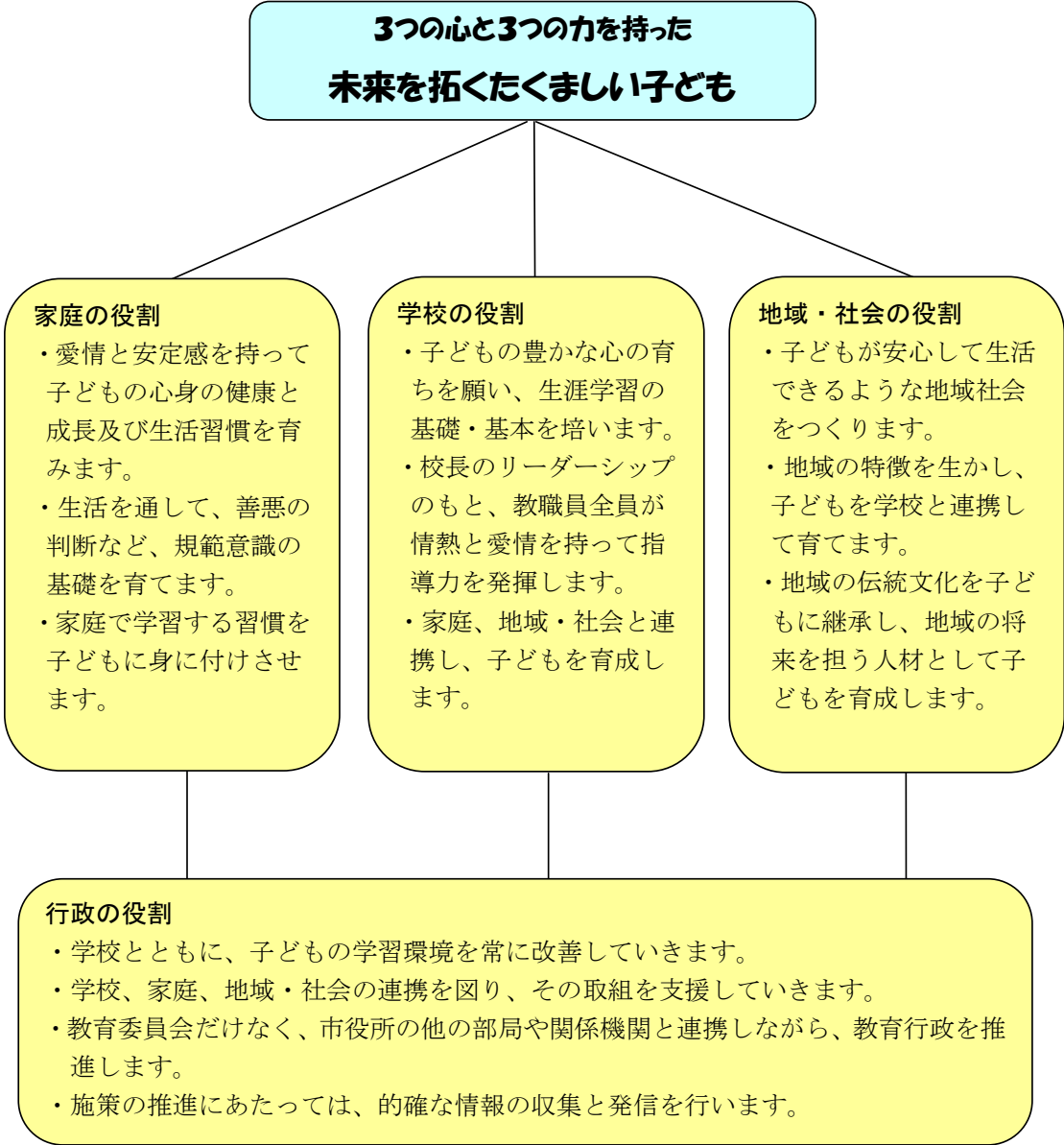
◎おだわらっ子の約束を実践する子ども

本市には、平成19年に制定した「おだわらっ子の約束*」があります。これは、小田原の子どもも大人も、みんなで守っていきたいルール、子どもたちに身に付けてほしいことなどを「おだわらっ子の約束」という「ことば」にして、地域ぐるみで子どもの健全育成が進められるようにしたものです。子どもたちが守るべきルールや行動目標が、家庭、地域、学校等の共通理解のもとに徹底され、教育の行き届いたまちをめざす「小田原市教育都市宣言」の理念の実現を図っていくため、おだわらっ子の約束を実践する子どもを育成します。



IV 学校、家庭、地域・社会、行政の基本的な役割

本市がめざす子どもの姿である「3つの心と3つの力を持った 未来を拓くたくましい子ども」を実現するためには、学校、家庭、地域・社会、行政が担うべき役割があります。それぞれの役割は、単独で担うのではなく、それらが協働して子どもたちを支えることが必要です。



本市がめざす子どもの姿である「3つの心と3つの力を持った 未来を拓くたくましい子ども」を実現するために、3つの基本方針を定めました。

1 社会を生き抜く力の養成

変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」から成る「生きる力」を子ども一人一人に確実に身に付けさせます。

また、就学前教育の充実を図り、子どもたちがスムーズに義務教育へ移行できるようにします。

さらに、これらの能力は、生活する中で経験する様々な体験を通して育まれることから、この様な機会を生かすことにより、社会的自立の基礎を培います。

2 小田原ならではの教育スタイルの確立

障がいのあるなしに関わらず子どもたちが共に学ぶことは、同じ社会を生きる人間として、互いを正しく理解し、ともに助け合い、支えあって生きていくことの大切さを学ぶためにも重要であることから、一人一人の教育的ニーズに応える多様で柔軟な学びの場を提供します。

また、子ども一人一人の幸せと成長を願い、「地域一体教育」と「幼保・小・中一体教育」を未来へつなげる園・学校づくり*推進のための教育環境として位置付け、子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支えます。

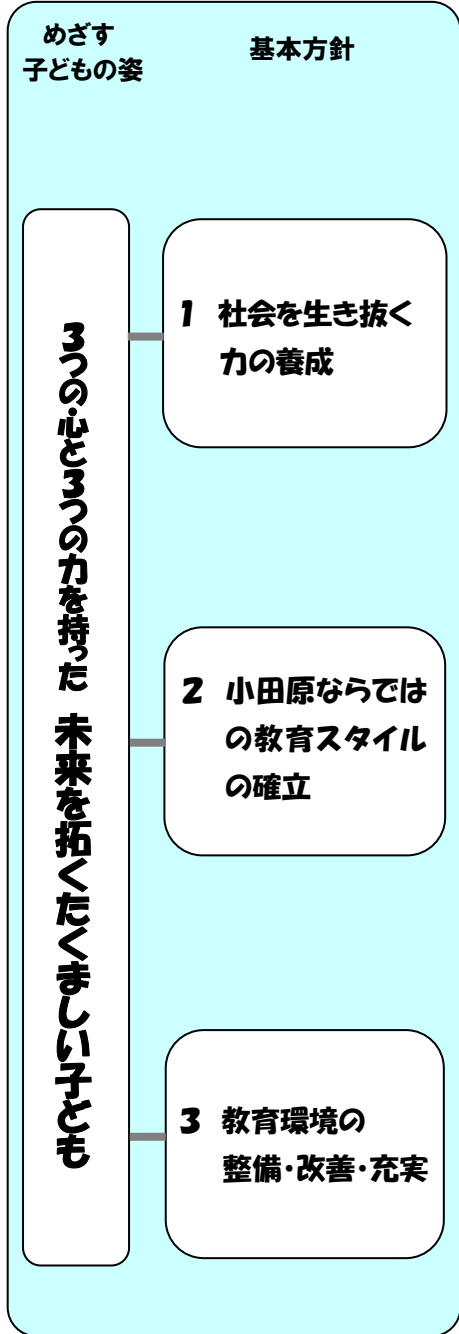
さらに、小田原が持つ豊かな自然環境や歴史・文化を生かして様々な学びや体験学習を実施することにより、豊かな感性を養い、健やかな成長を育む小田原ならではの教育を推進します。

3 教育環境の整備・改善・充実

子どもたちが未来への夢や希望を抱き、心身ともに健やかに成長するためには、安全・安心な教育環境はもとより、多様な可能性を伸ばす教育環境を整備することが必要です。そこで、老朽化した学校施設の整備と改善を行うとともに、新たな時代に対応した「ICT環境の整備」に積極的に取り組んでいきます。

また、学校には、地域の防災拠点としての機能の充実が求められていることから、子どもだけでなく市民の安全・安心を確保するためにも、学校の災害対策を進めます。

計画体系図



基本目標		基本施策
1	確かな学力の向上	①学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着をめざした授業の展開
		②個に応じた学習指導の充実
		③家庭学習の推進
2	豊かな心の育成	①道徳教育の充実
		②人権教育の充実
		③情操教育の充実
		④読書活動の充実
		⑤児童生徒指導の充実
3	健やかな体の育成	①学校体育・部活動の充実
		②学校保健の充実
		③食育の推進、学校給食の充実
4	幼児教育(就学前教育)の推進	①幼児教育の充実
		②子育て支援の充実
		③幼保一体化の検討
5	これからの社会に対応した教育の推進	①キャリア教育の推進
		②環境教育の推進
		③多文化理解教育と伝統文化に関する教育の推進
		④情報教育の推進
		⑤防災教育の推進
6	様々な教育的ニーズに対応した教育の推進	①支援教育の充実
		②登校支援の推進
		③教育相談体制の充実
		④家庭への支援
7	未来へつながる学校づくりの推進	①地域一体教育の推進
		②幼保・小・中一体教育の推進
		③小田原のよさ(特性)を生かした学習の推進
8	教職員の資質の向上とよりよい教育体制の確立	①教職員の指導力の向上
		②子どもと向き合う時間の確保
		③教育課題を明らかにする調査・研究の推進
		④教育課程の改善・充実
9	教育環境の改善・充実	①安全で快適な教育環境の整備
		②学校ICT化の推進
		③学校安全の推進
		④災害対策の強化
10	教育的効果を高める教育行政の推進	①教育委員会の機能の充実
		②情報提供の充実と市民ニーズの把握
		③よりよい教育行政の推進

VI 施策の展開

基本目標 1 確かな学力の向上

児童生徒一人一人に、確かな学力を身に付けるため、個に応じたきめ細かい指導を推進します。

学校・家庭・地域が連携し、児童生徒の学ぶ意欲を育み、学習習慣を形成します。

現状と課題

- 児童生徒が基礎的・基本的な知識・技能や、思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度などの「確かな学力」を身に付けるために、教育内容・方法の一層の充実を図る必要があります。各学校が児童生徒の学習の状況を把握して、成果と課題を明らかにし、計画的・組織的に取り組むことが大切です。
- 本市では、「おだわらっ子学力向上プラン*」の作成を進めています。本プランでは、全国学力学習状況調査などの調査結果や、教員・保護者への聞き取り等をもとに、児童生徒の学力の実態を把握・分析し、学力向上策を提案しています。提案とともに具体的な実践事例を紹介することにより、教育委員会、学校、家庭、地域がそれぞれの役割において、具体的に取り組んでいけるようにしています。
- 市推薦研究委託事業*や各校独自の取組を通して、児童生徒の「学び合い」を中心にした授業を展開するとともに、様々な意識調査をもとに一人一人の学習に関する実態を把握し、指導の改善に努めています。
- 基礎的な知識や技能の習得の個人差への対応が求められています。個に応じた指導の充実を図るとともに、放課後や長期休業時の過ごし方や家庭学習の改善・充実を図る必要があります。また、学習に一層の努力を要すると判断される児童生徒への支援とともに、進んでいる児童生徒の確かな学力を一層伸ばす取組も求められています。
- 幼稚園・保育所などから小学校そして中学校へと、環境の変化に伴う子どもたちの不適応を解消し、個に応じた指導を推進するため、少人数指導やティーム・ティーチング*などのきめ細かな指導が求められています。
- 平成 23 年に小学校 1 年生の 35 人以下（少人数）学級*編制が法制化されました。法制化が見送られた小学校 2 年生の少人数学級編制ですが、平成 24 年度から教員の加配による対応で実施されています。
- 児童生徒の家庭における基本的な生活習慣や学習習慣の確立が不十分であることが、児童生徒の学習意欲や気力体力の低下の一因とも指摘されています。学校と家庭が連携し、生活習慣や学習習慣を形成することが必要です。

基本施策 1-① 学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着をめざした授業の展開

○各校の実態や特色を生かした学力向上プランを推進します。

各校の実態や特色を生かした学力向上プランを作成して「確かな学力」の定着に、組織的・計画的に取り組んでいきます。各校のプランに基づき、めざす子どもの姿やつきたい力を明確にした授業を展開します。また、学校は各校のプランを公開し、保護者や地域の理解と協力のもと、児童生徒の学力の向上をめざします。

○授業研究の質的な充実に努めます。

学習指導要領に基づき、児童生徒が「わかる・できる・考える」授業、互いに学び合い、高め合う授業づくりを進めます。そのために、指導と評価の一体化*や児童生徒の学ぶ意欲を高める授業のあり方などについて研究し、指導の工夫改善に努めるとともに、研究成果を他の学校や市民に広く公開できるよう取り組んでいきます。



小学校の授業風景

主な取組

- ・各校独自の学力向上プランの作成・公開【各校】
- ・市推薦研究委託事業【各校・教育指導課】
- ・校内研究の充実に努めます【各校】

基本施策 1-② 個に応じた学習指導の充実

○きめ細かい指導の充実に努めます。

学級を複数に分け、人数をより少なくして指導する少人数指導やチーム・ティーチング指導を推進し、少人数指導の充実に努めます。

小学校 3 年生以上の 35 人以下学級編制については、今後の国・県の動向に沿って柔軟に進めていきます。

スタディ・サポート・スタッフ*（SSS）や個別支援員*、日本語指導者等の教員を補助する人材を配置し、子どもの学習面や生活面をきめ細かくサポートできるよう取り組みます。配置人数・学年の拡大の検討や資質の向上等に努めていきます。

○児童生徒の学習状況を把握し、学習指導を改善・工夫します。

全国学力学習状況調査や児童生徒の学習意欲・学習習慣等の意識調査、児童生徒による授業評価や日常的な学習評価などを、日々の指導や各校の学力向上プランに反映させます。

「おだわらっ子学力向上プラン」では、各種調査等をもとに市の児童生徒の学習状況を分析し、学力向上策の方向性を見直しながら、具体的な取組を提案します。

各校が児童生徒の学習状況を的確に把握するための支援の充実に努めます。

○児童生徒の学力向上に向けた、学校と地域の連携を推進します。

児童生徒一人一人の学習意欲の向上や、学習習慣、学習内容の定着を図るために、スクールボランティアや地域との連携を推進します。学校の教育課程の中での学習支援や体験活動の充実はもとより、放課後や週末、長期休業時に、児童生徒が様々な体験活動や発展的な学習、補充的な学習に取り組める環境づくりを進めます。



スクールボランティアによる学習支援

主な取組

- ・少人数学級編制の実施【教育指導課】
- ・個別支援員の配置【教育指導課】
- ・スタディ・サポート・スタッフの配置【教育指導課】
- ・日本語指導者の派遣【教育指導課】
- ・「おだわらっ子学力向上プラン」の推進【教育指導課】
- ・地域、スクールボランティアとの連携の推進【各校・教育総務課・教育指導課】
- ・児童生徒の学習意欲・学習習慣に関する調査・分析【教育指導課】

基本施策 1-③ 家庭学習の推進

○家庭学習を支援し、習慣づける取組を推進します。

児童生徒の「確かな学力」の定着と学習習慣の形成に向け、小中学校間の連携・学校と家庭との連携を踏まえた「家庭学習の手引き」や基礎的・基本的な学習内容の定着を図る「おだわらっ子ドリル」を作成し、家庭学習への支援を推進します。

○家庭での読書活動を推進します。

児童生徒の言語力や思考力・判断力・表現力等を高めるために、家庭学習における読書活動や新聞を活用した学習の推進に取り組みます。学校司書や図書ボランティア、市立図書館と連携した取組を推進するとともに、家庭への啓発に努めます。

主な取組

- ・家庭学習の手引きの作成【各校・教育指導課】
- ・「おだわらっ子ドリル」の作成【教育指導課】
- ・学校司書や図書ボランティア、市立図書館との連携の推進【教育指導課・図書館】

基本目標 2 豊かな心の育成

様々な人との関わりや体験活動などを通して、自らを律しつつ、他者と協調し、人を思いやる心や感動する心などを持った豊かな人間性を育成します。

社会の一員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚を持って行動する力やコミュニケーション能力等を育成します。

現状と課題

- 核家族化や都市化、情報化の進行や価値観の多様化は、子どもの心の面での発達にも影響を与えており、自尊感情や生命尊重の心の乏しいこと、基本的な生活習慣の確立が不十分であること、規範意識の低下、人間関係を築く力や社会参加の意欲の低下などが指摘されています。これらの課題の解決に向け、道徳教育を学校全体で推進していくことや、発達の段階に応じ学校内外を通して児童生徒の多様な体験活動の充実を図ることが求められています。
- 様々な考え方や価値観を持つ人々が、共に尊重し合う平和で豊かな社会の実現に向けて、学校では人権教育に取り組んでいますが、いじめや暴力などの人権に関わる問題が後を絶たない状況に未だあることは残念なことです。誰もが人として大切にされ、共に生き支え合う学校や社会をつくっていくために、学校教育全体を通した人権教育のさらなる推進が求められています。
- 本市では、児童生徒の感性や情緒を豊かに育ていくために、音楽・演劇の鑑賞、様々な体験学習等の、芸術や自然とふれ合う機会の充実を図っており、今後もこうした機会のさらなる拡充を図っていく必要があります。
- テレビやインターネット等の様々な情報メディアの発達と普及、子どもの生活環境の変化、幼児期からの読書習慣の未形成等により、子どもの「読書離れ」が指摘されていますが、子どもの感性を磨き、想像力を豊かにし、言葉を通した表現力や理解力を高め、人としてよりよく、より豊かに生きていこうとする心情を育むには、読書は欠くことのできないものです。読書離れが進む中で、学校図書館には子どもの読書活動の推進において、大きな役割を果たすことが求められています。
- 本市では、児童生徒の読書活動の推進に向け、平成 23 年度より学校司書を配置し、学校司書・教職員・図書ボランティアが連携した取組が進められています。
- 児童生徒のいじめや暴力行為、不登校等への対応は、本市においても喫緊の課題となっています。こうした問題行動の未然防止に向けては、一人一人の居場所があり安心して学校生活を送ることができる、魅力のある学校を作っていくことが何より大切です。そのために学校では、豊かな人間関係づくり、体験活動の充実、児童会・生徒会活動の充実、支援体制の確立、家庭や諸機関との連携など、各校の創意工夫を生かした取組が進められており、今後も一層の推進が求められています。
- いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得ることとらえ、すべての関係者が、そ

の兆候をいち早く把握して迅速な対応をすること、学校だけでなく、教育委員会、家庭・地域の連携を強化し対処していくことが重要です。

- 本市ではスクールカウンセラー*やハートカウンセラー相談員*等、児童生徒や、学校・家庭を支援する人的環境の整備に努めています。

基本施策 2-① 道徳教育の充実

○道徳教育の充実を図ります。

道徳教育の全体計画をもとに、道徳の時間を要とし、各教科・領域との密接な関連を図りながら、意図的・発展的に道徳教育を推進します。その中で、児童生徒に思いやりの心や規範意識、地域の中で夢を持って生きていく力などを育むため、積極的に外部指導者の活用を図るとともに、社会、自然、環境、地域の中での体験活動を充実させます。また、地域を活動のフィールドとして、親や教職員以外の大人や、異年齢の子どもたちと関わりながら実体験を伴った学習を充実させます。

○「おだわらっ子の約束」を推進します。

子どもの基本的な生活習慣の定着と、規範意識や公共の精神を育むため、「おだわらっ子の約束」の家庭や地域への一層の普及を図るとともに、園・学校、家庭・地域が一体となって子どもの「おだわらっ子の約束」を実践する態度を育てる取組を推進します。



おだわらっ子の約束の実践

主な取組

- ・道徳教育の充実【各校】
- ・「おだわらっ子の約束」の推進【各園・各校・教育総務課・教育指導課】

基本施策 2-② 人権教育の充実

○人権教育の充実を図ります。

「おだわら男女共同参画プラン」を踏まえ、子どもたちの「自らを律しつつ、他者とともに協調し、他者を思いやる心」や「命や人権を尊重する心」の育成をめざし、人権教育の推進を図ります。

様々な人権課題について、発達に応じて学習を進め、すべての人が尊重され、差別のない社会の実現に向けた実践的な態度を育成します。

また、児童生徒が自他の生命を尊重し、世界の国や人々と共生していこうとする態度を育むために、各教科や領域と関連した平和教育を推進します。

○啓発活動を推進します。

教職員に対して、「人権教育研修講座」や「人権教育校内研修会」を開催し、教職員一人一人の人権意識を高めます。また、希望する学校においては、児童生徒や保護者を対象に「人権移動教室*」を開催するなど、人権尊重の精神を育む取組を推進します。

主な取組

- ・人権教育の充実【各校】
- ・人権教育研修会の開催【教育指導課】
- ・人権移動教室の開催【教育指導課】
- ・学校訪問講話会～戦時下の小田原を知ろう～の開催【各校・総務課】

基本施策 2-③ 情操教育の充実

○質の高い芸術や豊かな自然にふれる体験を充実させます。

「おだわらっ子ドリームシアター*」や芸術家の小中学校訪問、集団宿泊体験などを通して、豊かな情操や創造性を育む取組を推進します。

○行事や部活動を支援します。

市内小・中学校音楽会や美術展等の、児童生徒の豊かな感性を育てる行事や部活動を支援します。



芸術文化普及啓発事業



集団宿泊体験

主な取組

- ・おだわらっ子ドリームシアター【教育指導課】
- ・小学校音楽会、中学校音楽会、中学校美術展の開催【各校・教育指導課】
- ・芸術文化普及啓発事業（アウトリーチ事業）【文化政策課】
- ・自然観察会の開催【教育指導課】
- ・宿泊体験学習の実施【各小学校】

基本施策 2-④ 読書活動の充実

○読書活動を推進します。

「小田原市子ども読書活動推進計画」に基づいて、学校・家庭・図書館等が連携し、児童生徒の発達段階に応じた読書活動を推進します。

学校司書や図書館ボランティアと連携した読み聞かせやブックトーク、図書館の紹介等により、児童生徒の読書に対する意欲と関心を高めるとともに、朝読書の取組や家庭での読書の推進により、読書習慣の定着を図ります。



図書館ボランティアによる読み聞かせ

○学校司書配置を推進します。

各学校に学校司書を配置し、児童生徒・教職員に対する読書相談や、図書館の紹介の作成、学習と関連させた図書館の配置、蔵書のデータベース化等、学校図書館環境の充実に努めます。

○学校図書館の環境整備に努めます。

小田原ならではの教育環境づくりの一環として、地場産材による内装の木質化や空調設備、ICT環境の整備など利用し易く居心地の良い空間づくりを推進します。



学校図書館の図書紹介コーナー

主な取組

- ・学校司書の配置【教育指導課】
- ・学校図書館の環境整備【教育総務課】
- ・図書館子どもクラブ、一日図書館員、図書館たんけん隊の拡充【図書館】
- ・「ティーンズ通信*」「読書週間おすすめの本」の配布【各校・図書館】

基本施策 2-⑤ 児童生徒指導の充実

○生徒指導体制の充実を図ります。

生徒指導に関する専門的・実践的研修の実施など教職員の指導力の向上を図るとともに、必要としている中学校へ生徒指導員を派遣し、子どもの心に十分に寄り添い、思いを受け止め、抱えているストレスを和らげ、よりよい学校生活について生徒が前向きに考えられるような機会を増やすなど、生徒指導体制の充実を図ります。

また、学校と警察、青少年相談センターとが連携し、児童生徒の健全育成を図ります。

○教育相談の充実を図ります。

相談窓口として、教育相談員と心理相談員を配置します。保護者を含む市民からのいじめや不登校など様々な相談に対応します。電話相談だけでなく来所相談や家庭訪問しての相談活動を行ったり、相談の内容によっては学校や児童相談所、警察、病院など様々な関係機関と連携したりして、相談体制の充実を図ります。

○いじめ・暴力行為・不登校の未然防止に努めます。

児童生徒の様々な問題行動の未然防止に向けては、それぞれの学級・学校において、児童生徒一人一人に居場所があり安心して生活できるような環境が整えられていることが何より大切です。

そのために、児童生徒との定期的な面談を実施することに加え、学級集団の状態や児童生徒の意識を多面的にとらえることができる心理検査を実施し、客観的なデータに基づく状況判断を参考にしながら、児童生徒一人一人にあった適切な対応ができるよう努めます。

また、第三者的な相談員として、中学校にスクールカウンセラー、小学校にハートカウンセラー相談員を派遣し、児童や保護者の悩みの相談、地域と学校の連携の支援、その他の学校教育活動の支援を行うことで、児童生徒や保護者の心の安定を図ります。



いじめ防止ポスター

主な取組

- ・ 生徒指導員の派遣【教育指導課】
- ・ 学校警察連携制度の運用【各校・教育指導課】
- ・ 教育相談員の配置【教育指導課】 ・ 登校支援強化事業【教育指導課】
- ・ スクールカウンセラーの派遣【教育指導課】
- ・ ハートカウンセラー相談員の派遣【教育指導課】

基本目標3 健やかな体の育成

教育活動全体を通して体育・スポーツを推進し、生涯を通して運動やスポーツに取り組む資質や能力を育みます。

自らの健康に対する意識を高め、心身ともに健康な生活を送るために必要な知識と、基本的な生活習慣を培う取組を推進します。

現状と課題

- 子どもを取り巻く社会環境の変化により、子どもの外遊びの機会や運動・スポーツをする時間が減少したことから、子どもの体力・運動能力が低下する傾向にあることが全国的な課題となっており、本市においても同様な状況となっています。
- 生涯にわたって、運動やスポーツに主体的に取り組む資質や能力の育成をめざし、体育学習や体育的行事、部活動等の充実を図ることが求められています。
- 本市では「新体力テスト」の実施により、児童生徒の体力に関する実態を把握し、体育・スポーツ活動等の指導や教育行政上の基礎資料としています。
- 小学校体育大会等の行事や中学校の運動部活動の活性化支援等により、児童生徒の体力の向上に努めています。
- 感染症やアレルギー疾患、メンタルヘルスなどの児童生徒の現代的健康問題は多様化、深刻化する傾向にあり、これらに適切に対応する必要があります。
- 薬物乱用、飲酒や喫煙、性に関する問題行動、生活習慣病など、児童生徒の心身に関する問題が数多く指摘されています。児童生徒に生涯を通して自らの健康を管理し改善していく力を身に付けさせる必要があります。
- 日常の健康観察、学校における感染症の予防、定期健康診断や学校環境衛生検査の実施等を通して、児童生徒の健康の保持増進に努めています。
- 偏った栄養摂取、朝食の欠食等の食生活の乱れにより、肥満、そう身傾向にある児童生徒の増加や生活習慣病発症の低年齢化などの問題が指摘されています。望ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせるため、児童生徒への食に関する指導の充実が喫緊の課題となっています。
- 学校給食は、学校における食育推進の生きた教材です。また、仲間と和やかに食事をすることは、豊かな心や望ましい人間関係を育成する上でも大切な役割を果たしています。
- 安全で安心な学校給食を実施するためには、学校給食衛生管理基準に基づき、調理従事者への衛生管理指導の徹底、学校給食施設の整備と適正な管理が求められています。

基本施策 3-① 学校体育・部活動の充実

○学校体育の充実に努めます。

児童生徒がその発達の段階に応じて体力を身につけ、生涯を通じて運動やスポーツを実践できる資質や能力を育むことができるよう、体育授業の工夫改善や、外遊びの機会の充実に取り組みます。

また、文部科学省の実施要項に基づいた「新体力テスト」を実施し、児童生徒の体力・運動能力の現状を把握し、体育・スポーツ活動等の指導や教育行政上の基礎資料として広く活用して、学校体育の充実に努めます。

○学校行事・部活動を支援します。

市内小学校 6 年生すべての児童の参加による小学校体育大会を城山競技場において開催しています。陸上種目や表現運動を通して、児童間の交流を図るとともに、大会参加に向けての練習に取り組むことにより、児童の体力を增强し、基本的な運動能力を高め、たくましい心身の育成をめざします。

また、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動においては、専門性を生かした指導を要するため、教職員の指導をサポートする部活動地域指導者*を派遣し、部活動の充実に図ります。



中学校部活動

○体育施設・用具の充実に努めます。

児童生徒が体育の学習やスポーツ活動に安全に取り組むことができるよう、跳び箱やマット、柔道用の畳等の体育施設・用具の充実に努めます。

主な取組

- ・新体力テストの実施【各校・教育指導課】
- ・部活動地域指導者の派遣【教育指導課】
- ・小学校体育大会の開催【各校・教育指導課】
- ・体育施設・用具の充実【教育総務課・教育指導課】

基本施策 3-② 学校保健の充実

○学校保健の充実に努めます。

日常の健康観察、定期健康診断を実施するとともに、早期発見・早期治療が特に必要とされる腎疾患・心疾患・脊柱側弯症については、精密検査と専門医による

判定会を開催し、健康管理体制の充実に努めます。

「感染症対策マニュアル」を基に、学校における新型インフルエンザ等の蔓延を防ぐことができるよう、教職員や児童生徒、保護者に対して、予防対策を推進するとともに、発生時の危機管理体制を徹底します。

食生活の乱れや運動不足等などから、子どもが生活習慣病にならないよう、学校、家庭、医療機関が連携し、生活習慣の改善や食生活の見直し及び体力の向上に努めます。

事故防止のための安全教育を充実するとともに、万が一の事故に際して災害賠償補償制度を活用するなど、安全管理体制の充実に努めます。

○保健教育を推進します。

性情報の氾濫などにより、性に対する関心や性衝動の発現が早期化の傾向にあるため、学校医や養護教諭等による性教育検討委員会において、学校現場、医療現場の実際を踏まえた指導のあり方等について協議します。また、生徒、保護者を対象に講演会を開催し、性に対する正しい知識と感染症に対する知識の普及を図るとともに、命の大切さを思う心を育みます。

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を推進し、正しい知識や飲酒や喫煙などの怖さを伝え、健全な身体づくりを推進します。

う歯（むし歯）・歯肉炎等、歯科疾患対策の一環として、歯磨き指導に取り組むとともに、口腔衛生の向上など歯科保健の進展を図る目的で、よい歯の学校・図画ポスター・標語コンクールを開催します。

主な取組

- ・ 幼・小・中学校定期健康診断事業【各園・各校・保健給食課】
- ・ 腎疾患・心疾患・脊柱側湾症の精密検査の実施と判定会の開催【保健給食課】
- ・ 性教育講演会の開催【保健給食課】
- ・ 歯科保健事業の推進【各校・保健給食課】

基本施策 3-③ 食育の推進、学校給食の充実

○食に関する指導の充実に努めます。

各校の食育年間指導計画をもとに、栄養教諭*や学校栄養職員*の専門性を生かした、食に関する授業の充実に努めます。

子どもたちが、学校農園などを活用した栽培活動や収穫体験、給食残菜の堆肥化等の取組を通して、生命、自然環境、食物に対する理解を深めるとともに、日々の食に対する感謝の心を育みます。

食に対する意識を高める効果のある「弁当の日」について、各中学校においての実施を検討します。また、学校の長期休業期間などを利用し、中学生を対象に弁当作り教室を開催します。

親子料理教室、学校給食展や食育講演会などを開催し、成長期の子どもに望まし

い食習慣を身に付けさせることの大切さを、子どもたちの家庭に対して啓発します。

○学校給食の充実を図ります。

地場産物を活用した献立や米飯給食の実施を増やし、栄養バランスのとれた魅力ある学校給食をめざします。また、郷土食や伝統料理などの食文化を継承した、小田原ならではの献立づくりを推進します。

一部直営で実施している学校給食調理業務については、今後も委託化を進め、給食内容の充実及び運営経費の削減を図ります。

学校給食に係る事務の透明性の向上や、学校の事務負担の軽減等を考慮し、給食費の公会計化の検討を進めます。

○安全・安心な学校給食を提供します。

学校給食の一層の安全・安心を確保するため、県の制度を活用し、学校給食用食材や提供後の学校給食について、放射性物質検査を実施します。

衛生管理の徹底を図るため、給食室の施設・設備の適正な管理を行います。

給食業務における事故防止及び衛生管理の徹底を図るため、給食調理員や学校給食関係者を対象とした研修を充実します。



地域の方の協力による稲刈り体験



地場産物を活用した学校給食
(小田原献立) ご飯・鯔の干物・
おだわらっ子おでん・牛乳・みかん

主な取組

- ・弁当の日の実施【各中学校・保健給食課・教育指導課】
- ・弁当作り教室の開催【保健給食課】
- ・食育啓発事業の推進【保健給食課】 ・地場産品の利用促進【保健給食課】
- ・学校給食調理業務の委託化の推進【保健給食課】
- ・学校給食用食材等の放射性物質検査の実施【保健給食課】
- ・給食費公会計化の検討【保健給食課】

基本目標 4 幼児教育（就学前教育）の推進

幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえ、公立幼稚園・保育所（園）及び私立幼稚園・民間保育所（園）における幼児教育のさらなる充実と、小学校、家庭・地域との相互連携を推進します。

現状と課題

- 人間関係の希薄化や家庭・地域の教育力の低下、親の子育てに対する考え方・幼児教育に対するニーズの多様化など、幼児を取り巻く環境が大きく変化しています。このような状況の中で、幼稚園や保育所では、子どもの発達に応じた教育、保育内容の充実と家庭環境への支援、地域とのつながりや小学校との連携を大切にすることが求められています。
- 本市の幼稚園は、市立 6 園、私立 10 園、また、保育所は、市立 8 園、私立 23 園となっています。幼稚園や保育所を希望する子どものうち、4 歳・5 歳児の入園率は、おおむね 100%となっています。また、雇用形態の変化などにより、近年、0 歳～2 歳児の保育を希望する保護者は増加傾向にあります。
- 国においては、「税と社会保障の一体改革」の一つの柱として、「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、すべての子どもたちに質の高い幼児教育・保育を保障するとともに、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととされました。今後、新たな制度のもと、地域の実情を勘案し、国の動向を注視しながら、本市における幼児教育の充実を図る必要があります。
- 「認定こども園*法」が一部改正され、「幼保連携型認定こども園」については単一の施設として、認可・指導監督が一本化されるとともに、学校及び児童福祉施設として法的に位置付けられました。また、幼稚園の主管行政庁が変更となり、幼稚園、保育所とも本市の管轄となり、幼保の交流・連携が図りやすい環境となっています。
- 本市においては、酒匂幼稚園で預かり保育を実施したり、地域へ園庭を開放したり、子育て家庭への支援に取り組んでいます。
- 平成 23 年度から、市立幼稚園にスクールボランティアコーディネーター*を配置し、家庭や地域との連携を強めています。これにより、幼児は様々な人々とふれあい、様々な遊びや体験を通して、豊かな人間性を育てています。

基本施策 4-① 幼児教育の充実

○教育内容の充実に努めます。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、幼児の興味の広

がりや気付きなどの学びの基礎となる力、生活習慣や規範意識、基礎的な体力が培われるよう支援するとともに、幼児一人一人の成長や発達に応じた教育内容の充実を図ります。

○幼児教育と学校教育との円滑な接続を推進します。

「遊び」を通して「学び」を体験する幼児教育から、次の段階である小学校教育へスムーズに適応できるよう、幼稚園・保育所と小学校の交流の機会を設け、共通理解や情報の共有化を進めるなど、幼保・小の一層の連携を進めます。

幼稚園と小学校の交流マラソン



○公立幼稚園と私立幼稚園の連携を推進します。

本市の幼児教育の質の向上に向け、公私合同での研修会により教育内容の共通理解や保育技術の向上を図るとともに、公立幼稚園で取り組んでいる、幼児教育の内容の充実や課題の改善に向けた研究の成果が、市内のすべての幼稚園に還元できるように取り組んでいきます。

主な取組

- ・教職員研修【教育指導課】
- ・市幼稚園教育研究会の開催【各園】
- ・幼保小連携推進事業【教育指導課】
- ・幼保小の接続パンフレットの改訂【教育指導課】

基本施策 4-② 子育て支援の充実

○子育て支援の充実を図ります。

幼稚園、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を果たし、子どものよりよい発達を促すため、地域や子育て家庭といった、子育てに関わる人々と連携しながら、地域の未就園児を含む保護者の教育力向上を支援します。地域へ向けて、園庭等の園の施設を開放し、子育てに関する相談を受けたり、保護者同士のコミュニケーションを図ったりできるよう取り組んでいきます。

公立幼稚園における3歳児保育の導入の検討や、預かり保育の充実に取り組むことで、子育て家庭を支援していきます。



未就園児との交流事業

○地域との交流を推進します。

地域の子どもと保護者を対象にした園庭開放や、福祉施設等の地域の施設や団体との交流、スクールボランティア活動の活性化などを通して、幼児の健やかな育成と園活動の充実に努めます。



地域の方との交流活動



園児の田植え体験

主な取組

- ・預かり保育の拡充【教育指導課】
- ・子育て広場支援事業【各園・教育指導課】
- ・公立幼稚園での3歳児保育の導入【教育指導課】
- ・地域、スクールボランティアとの連携の推進【各校・教育総務課・教育指導課】

基本施策4-③ 幼保一体化の検討

○幼保連携型認定こども園の設置について検討します。

本市の保育ニーズや地域バランス等を勘案し、国の動向を注視しながら、幼保一体化についての検討を進めます。

○幼稚園と保育所の連携を推進します。

保育の実践内容の交流や情報交換などを行う合同研修会や保育公開の開催、合同(交流)保育等の取組を通して、幼稚園や保育所の連携を推進します。

主な取組

- ・認定こども園の設置の検討【教育指導課・保育課】
- ・幼保小連携推進事業【教育指導課】

基本目標5 これからの社会に対応した教育の推進

著しく変化する社会や環境の中において、これからの社会を生き抜くために必要となる知恵や知識、ものごとを多面的に考えることのできる力、よりよく問題を解決するために行動できる力などを児童生徒に育成する必要がある、そのために、学校・家庭・地域が連携し、発達の段階に応じた教育を推進します。

現状と課題

- 産業・経済の構造的な変化や雇用の多様化・流動化等を背景として、就職・就業をめぐる環境は大きく変化しており、若者の離職率の高さも近年目立っています。その変化の中で、職業意識・職業観の未熟さ、コミュニケーション能力や対人関係能力などの社会人としての基本的な資質・能力の低下も懸念されています。また、将来の自分の夢を描けず、学ぶ意欲が低下した子どもの増加も指摘されています。こうした状況のもとで、児童生徒が社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる、キャリア教育*の充実が求められています。
- 国際化が進展する社会においては、国際関係や多様な文化を単に理解するだけでなく、自らが国際社会の一員としてどのように生きていくかという主体性が求められます。そのために、多様な文化やその文化を持つ人々を受け入れ共生しようとする資質や態度、自らの国の伝統・文化に根ざした自己の確立、自らの考えや意見を発信し具体的に行動することのできる態度や能力が児童生徒に身に付くよう取り組んでいく必要があります。
- 社会の急速な情報化に伴い、学校教育においても「教育の情報化」が求められています。教科指導におけるICTの活用や、児童生徒が情報を適切に選択し活用していくための情報活用能力の育成、情報モラルに関する教育の充実に向けた取組の推進が必要です。
- 持続可能な循環型社会を実現するためには、次代を担う児童生徒が環境についての理解を深め、環境を大切にすることを育むことが重要です。そのためには、2つの観点が必要となります。それは、1点目に、人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと。2点目に、他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」「つながり」を尊重できる個人を育むことが必要です。
- 防災教育においては、児童生徒が「自分の命は自分で守る」意識を身に付けること、また中学生においては、地域防災を担う一員であることの自覚と責任、そして行動力が身に付くよう取り組んでいくことが求められています。
- 平成23年3月11日の東日本大震災を受け、教育委員会では「学校における大規模地震への対応*」を見直しました。それを踏まえ各学校においては、日頃の防災教育及び津波対策を含めた避難訓練のあり方等、各校の防災計画の見直しを行い、防災

教育の推進に努めています。

- 平成 18 年度に発行した「防災教育パンフレット」を平成 24 年 9 月に改訂し、内容の充実を図りました。

基本施策 5-① キャリア教育の推進

○キャリア教育を推進します。

未来を拓く子どもたちが、現在や将来の生き方を考え行動する態度や能力と、望ましい職業観や勤労観をそなえた社会人、職業人として自立できる資質や能力を育成するために、発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。学校の教育活動全体を通じ、職業についての指導の充実を図るとともに、将来の夢や目標の実現に向かって学習や生活に臨めるよう、計画的・組織的に取り組んでいきます。



地域企業での職業体験

○地域人材・企業との連携を推進します。

多くの児童生徒たちが職場で実務を体験することができるように、地域産業界と連携・協力し各校の職業体験を支援します。

主な取組

- ・小中学校が連携したキャリア教育の推進【各校】
- ・地域企業、産業との連携の推進【教育指導課】
- ・地域、スクールボランティアとの連携の推進【各校・教育総務課・教育指導課】

基本施策 5-② 環境教育の推進

○環境教育の充実を図ります。

「小田原市環境基本計画」を踏まえ、地域の実態や子どもの発達の段階に応じて、各教科や領域など、学校の教育活動全体を通して、本市の特性を十分に活用し、環境問題への理解を深める学習を推進します。

児童生徒が生涯を通して、単に知識を習得するだけでなく、省資源・省エネルギーなど、環境を守るための具体的な行動に取り組むことができるよう、関係諸団体

や行政機関等が連携した学習機会の提供を促進します。

○環境保全活動を推進します。

学校現場での生ごみ堆肥化を推進し、花壇や学校農園で活用するとともに、夏の暑さ対策としてのグリーンカーテンづくり等により、身近な環境改善に努めます。

菜の花栽培から菜種油を作ることや、それらの廃食用油を軽油の代替燃料にすること、間伐体験やその材の利用などを通して、資源の循環や森・里・海の連関について考えます。

また、地域清掃、エコキャップ回収等のリサイクル活動など、実践的な環境保全活動に取り組み、児童生徒に、環境を守っていこうとする意欲や実践的な態度を育てます。



森林間伐体験



グリーンカーテン



エコキャップ回収

主な取組

- ・地域、諸機関と連携した環境教育、環境保全活動の推進【各校・関係機関】
- ・「おだわらっこ☆エコアワード」【環境部】
- ・省エネパンフレット配布&出前講座開催事業【環境部】
- ・未来へつながる学校づくり推進事業【各校・教育指導課】

基本施策 5-③ 多文化理解教育と伝統文化に関する教育の推進

○多文化理解教育と外国語教育の充実に努めます。

自分とは異なる文化や言語に触れることで、日本や小田原の文化や日本語の豊かさに気付き、世界の多様な文化を理解し、国際社会の一員としてのグローバルな視野とコミュニケーション能力を育成するために、外国語指導助手*（ALT）を配置し、ALTと連携した多文化理解教育や外国語教育の内容の充実に努めます。



ALTによる授業

○地域人材、諸機関との連携を推進します。

児童生徒が、日本の伝統文化への理解を深めたり、外国の文化や言語に親しんだりする学習を効果的に進められるよう、和服の着付けや和楽器の演奏、茶道や華道など日本の伝統文化に関わる方や、外国籍・外国語に堪能な方などの地域人材や外部人材、諸機関との積極的な連携を推進します。

○教材・教具の整備に努めます。

伝統文化の学習に必要な教材や教具の整備を推進します。また、小中学校が連携して取り組める効果的な外国語学習に関する教材の開発に取り組みます。

主な取組

- ・ALTの配置【教育指導課】
- ・外国語教材の作成【教育指導課】
- ・地域人材・諸機関との連携の推進【教育指導課】

基本施策 5-④ 情報教育の推進

○情報教育を推進します。

児童生徒がICT機器や情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、基本的な操作を身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実させるとともに、ICT機器を効果的に活用したわかりやすい授業の展開をめざします。その為の環境整備に努めます。



電子黒板を使用した授業

○情報モラル教育を推進します。

児童生徒が発達の段階に応じて、情報モラルの必要性を理解し、情報に対する責任について考え、望ましい情報社会をつくろうとする実践的な態度を育成する取組を、学校と家庭とが連携して推進します。

主な取組

- ・教育ネットワーク*システムの整備と運用促進【教育総務課・教育指導課】
(校内LAN*等の整備と運用促進、校務支援システムの導入、児童生徒用コンピュータ環境の整備と運用促進)
- ・情報教育研修会の開催【教育指導課】
- ・家庭への啓発活動【各校・教育指導課】
- ・携帯電話・インターネットに関する安心・安全教室【各校・諸機関】

基本施策5-⑤ 防災教育の推進

○発達の段階に応じた防災教育を推進します。

幼保・小・中連携による発達の段階に応じた防災教育を推進します。中学校では、自分の命は自分で守ることに加えて、中学生が地域の一員として、救助や復興の担い手になるよう、地域と連携しながら様々な取組を行っていきます。

本市作成の、発達の段階に応じた防災教育用パンフレット「地震だ！そのときどうする？」や、国や県などが作成したDVD・資料を活用し、災害発生時の行動や心構えなど実践的な指導を行います。

○避難訓練の工夫・改善に努めます。

地震、火災、津波、風水害など、様々な事態にどう行動したらよいか、学校施設を活用した宿泊を伴う避難所体験等の実践的な訓練を計画的・継続的に実施することで、災害時の判断力や行動力を養っていきます。また、地域や中学校区内の園や小中学校、高等学校が連携した避難訓練を実施していきます。



保育園と中学校の合同防災訓練

主な取組

- ・防災教育、避難訓練の内容の改善・充実【各校・防災対策課・地域政策課】
- ・防災教育パンフレットの活用【教育指導課】

基本目標6 様々な教育的ニーズに対応した教育の推進

子ども一人一人の適性に応じて適切な指導や必要な支援を行うことにより、それぞれの持てる力を高める教育を推進します。

様々な教育的ニーズに対応できる支援体制を整えるとともに、教育相談機能の実を図ります。

子ども一人一人の健やかな発達を支える家庭の教育力向上を支援します。

現状と課題

- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶことは、同じ社会に生きる人間として互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶためにも重要です。
- 障がいのあるなしにかかわらず、様々な課題を抱えた子どもたちは、学校生活の中でその課題を克服するための支援を必要としています。中には、発達障がい等により、学習や生活について特別な支援を必要とする子どももおり、その教育的ニーズは多様で、対応が大きな課題となっています。このような子どもたちの多様なニーズに対応するためには、子ども一人一人の行動上の問題だけでなく、教科学習や対人関係の形成の状況、学校生活の適応状況など様々な観点から個々の実態をとらえ、指導方法や指導体制の工夫を検討する必要があります。
- 相談者は不安を抱え、勇気を持って相談してきます。そうしたことを十分に意識し、様々な課題を抱えた子どもや保護者が、安心して相談できる体制を整えていく必要があります。
- 本市では、平成 15 年度より、酒匂小学校に専門的な相談・指導のキー・ステーションとして特別支援教育相談室「あおぞら」を設置しています。「あおぞら」では、市立幼稚園、小中学校に在籍する様々な支援を必要とする子どもや、その教育に関わる保護者、教職員の相談に教育相談員と心理相談員が対応し、発達検査や必要な支援を行っています。また、教育指導課においても、平成 24 年度から新たに心理相談員を配置し、相談体制の強化を図っています。
- 様々な支援を必要とする子どもたちの増加、要因の複雑化などから、学校がこれらの子どもたちへの対応に専門的な助言を必要とするケースも増えています。そこで、本市では、関係機関との連携による「小田原市支援教育相談支援チーム」を派遣し、校内支援体制への支援や特別な支援を必要とする子どもへの対応について、実践的な支援を行っています。
- ことばに課題があることによって、学習や生活の場面で、子どもの成長に色々なかたちで影響を及ぼす場合があります。発音が苦手であったり、話しことばのリズムにつまずきがあったりする児童に対して、そうした課題を改善するために、本市では新玉小学校と下府中小学校に言語障がい通級指導教室「ことばの教室*」を設置し

ています。また、自分の気持ちを上手に表現することができなかつたり、友だちとの関わりがうまくできなかつたりする児童に対して、コミュニケーション能力を高め、社会性を育てるために、本市では酒匂小学校と足柄小学校に情緒障がい児通級指導教室「コミュニケーションの教室フレンド*」を設置しています。

- 不登校児童生徒については、個別の相談や支援を通し、集団の中で適応できるようにすることが必要であり、そのためには一人一人の実態を把握し、個々に応じた支援のあり方や適切に対応するための体制づくりを充実させていかなければなりません。また、兆候が見られた際の早期発見・早期対応の取組も重要です。
- 本市では、校内支援室指導員の配置や不登校生徒訪問相談員の派遣等により、不登校児童生徒及びその家庭に対する支援を行っています。

基本施策 6-① 支援教育の充実

○支援体制の充実に努めます。

様々な課題を抱えた子ども一人一人に対して、それぞれの教育的ニーズに応じた支援を行います。そのために、教職員等の指導力向上を図るとともに、必要な人的配置を行い、幼稚園及び学校全体で組織的な支援が出来るように園内・校内支援体制の充実に努めます。

市立幼稚園・小中学校の特別支援学級及び通常の学級に在籍する、様々な支援を必要とする子どもたちに対して適切な支援を行うため、教職員の補助を行う個別支援員を配置します。今後一層高まる個別のニーズに対応するために、個別支援員の質的量的な充実に努めます。

様々な課題を抱えた児童生徒に対して直接支援するとともに、支援の仕方等について教職員にアドバイスを行う個別指導員*を派遣し、学校の支援体制の充実に努めます。

○支援教育に関する教職員の専門性と指導技術の向上を図ります。

教員が子どもたちの抱える課題に対して理解を深め、適切な指導や必要な支援が行えるよう、支援教育に関する専門性や指導力の向上を図るための研究・研修の充実に取り組みます。

すべての子どもにとってわかりやすい授業づくりをめざす「授業のユニバーサルデザイン化*」の推進に努めます。

○通級指導教室の充実に努めます。

言語障がい児通級指導教室「ことばの教室」、情緒障がい児通級指導教室「コミュニケーションの教室フレンド」の充実に努め、児童生徒の様々な教育的ニーズに対応し、個々の持つ力を高める取組を推進します。

また、日本語の習得が不十分な外国につながる児童生徒*や、学習障がい等により学習に対する困難さを持つ児童生徒に対しての支援や指導を行う通級指導教室の設置についても検討していきます。

○適正な就学相談・指導の充実に努めます。

心理判定員や学識経験者などを中心とした就学指導委員会*を開催し、新就学児及び通常級や特別支援学級等に在籍している様々な課題を抱えた児童生徒の教育の充実を図り、適正な就学指導を行うよう努めます。



コミュニケーションの教室フレンド

主な取組

- ・個別支援員の配置【教育指導課】
- ・個別指導員の派遣【教育指導課】
- ・学習の困難さに対応した支援に関する研究【教育指導課】
- ・ニーズに応じた通級指導教室の設置【教育指導課】
- ・適正な就学相談・指導の実施【各校・教育指導課】

基本施策 6-② 登校支援の推進

○登校支援体制の充実を図ります。

不登校状態にある児童生徒の在籍校への復帰をめざした教育相談指導学級を設置するとともに、「学校へ登校はできるが、自分の教室に行くことができない」という生徒に対して、校内支援室を市内全中学校に設置します。

家から出ることができない児童生徒を対象に、学校と連携し、主として家庭訪問等による本人や保護者への支援を行う不登校生徒訪問相談員の配置人数と配置校数の拡大をめざします。

○小中学校間、諸機関との連携を推進します。

児童生徒指導、教育相談に関する担当者連絡会や、中学校区内の連携推進会議等を開催し、児童生徒指導上の連携を強化します。

また、不登校状態にある児童生徒の将来における社会的自立に向け、市内の高等学校や民間団体等との連携を推進していきます。

主な取組

- ・校内支援室の設置【各中学校】
- ・校内支援室指導員の配置【教育指導課】
- ・不登校生徒訪問相談員の配置【教育指導課】
- ・登校支援強化事業【教育指導課】

基本施策 6-③ 教育相談体制の充実

○教育相談センターの設立により、相談機能の充実を図ります。

学校や家庭、社会生活において、様々な課題や悩みを持つ子どもや保護者、学校の相談を、より総合的・効率的に行えるように、県の関連機関との連携を一層図るとともに、特別支援教育相談室、教育相談指導学級、いじめや不登校に対する教育相談等を整理統合した教育相談センターの設立をめざします。

○諸機関と連携した相談体制の充実を図ります。

幼児教育から学校教育までの長いスパンで、子どもたちや保護者の相談に関われるよう相談体制を拡充し、早期発達支援の充実を図ります。

市立幼稚園や、小中学校の特別支援学級及び通常の学級に、巡回相談員や医師などによる支援教育相談支援チーム*を派遣し、心理・発達面を含めた専門的な助言を行い、相談体制の充実を図ります。

就学前の子どもの発達に関わる相談については、市役所の他の部局や関係機関との連携を一層強化していきます。

学校だけでは対応が難しい児童生徒や家庭への支援のため、足柄下地区のスクールソーシャルワーカー*等の諸機関や市役所の他の部局との連携を推進します。また、円滑な連携を進めるために、スクールソーシャルワーク・サポーターを配置します。

主な取組

- ・教育相談センターの設立【教育指導課】
- ・早期発達支援事業【保育課・教育指導課】
- ・支援教育相談支援チームの派遣【教育指導課】
- ・スクールソーシャルワーク・サポーターの配置【教育指導課】

基本施策 6-④ 家庭への支援

○家庭の教育力向上に向けた支援を行います。

学校・家庭・地域それぞれの責任と役割において、互いに連携・協力して社会全体で子どもたちの健やかな成長を育むために、家庭や地域の教育力向上に努めます。家庭では、家族とのふれあいを通して、保護者が基本的なしつけを行い、基本的な生活習慣を身に付けさせること、発達の段階に応じた体験により、子どもの自己肯定感*や豊かな情操、知的好奇心を育むことなどを重要な役割ととらえ、啓発に努めます。そのために、PTA等の団体が企画・運営する保護者自身の学びを支援する学習会に、講師の派遣や情報提供を行います。

また、園・学校やPTA等の関係団体、市役所の他の部局と連携して、効果的な取組の検討を進めます。

○子育て家庭の負担の軽減を図ります。

保護者の就労・経済的状況や生活環境に左右されず、子どもが教育の機会を等しく受けることができるよう、市役所の他の部局との連携を図りながら、子育て家庭への経済的支援に引き続き取り組みます。

主な取組

- ・家庭教育学級の開催【生涯学習課】
- ・就学支援事業【教育指導課】
- ・高等学校等奨学金事業【教育指導課】

学校生活の様子



小学校の授業風景



中学校の授業風景



6年生を送る会での合奏

基本目標 7 未来へつながる学校づくりの推進

様々な体験や人との関わりの中で一人一人の子どもが健やかに成長していくために、学校、家庭、地域の願いと特色を生かした、地域で取り組む学校づくり（未来へつながる学校づくり）を推進します。

幼保と小学校、小学校と中学校間の円滑な接続を図り、幼児期から中学校卒業までの学びの連続性を意識した教育活動を推進します。

現状と課題

- 家庭や地域の教育力の低下が指摘されていますが、子どものよりよい成長のためには、学校、家庭、地域が、それぞれの役割と責任を果たすとともに、連携を強化し、学校、家庭、地域が一体となって教育活動に取り組んでいく必要があります。
- 本市では、中学校区を単位として、学校支援地域本部事業を展開しています。現在、すべての学校・園に、学校・園と地域の方を結ぶスクールボランティアコーディネーターを配置するとともに、2名のチーフコーディネーター*が各学校・園を訪問し、効果的な取組について、アドバイスをしたり情報交換を行ったりするなどして、スクールボランティア*活動の活性化に努めています。
- 地域社会の中で、放課後や週末等に子どもが安全に安心して生活したり遊んだりできる環境の整備が求められています。本市では、市内小学校区に放課後児童クラブ*の設置を進めてきましたが、共働き世帯や1人親世帯が増加する中で、対象学年の引き上げが課題となっています。そのような中、教育委員会では片浦小学校の小規模特認校制度*の導入にあたり、在籍するすべての児童を対象とする「放課後子ども教室*」を開設しました。今後は、この取組を検証しつつ、放課後児童クラブの今後のあり方等を踏まえ、他地域での展開について検討していく必要があります。
- 少子化や核家族化、地域における人間関係の希薄化等により、幼児期における生活体験や人と関わる経験の不足が指摘される中、幼稚園・保育所と小学校の接続の段階において、学校生活に適應できない児童が見られたり、小学校入学後の学級がうまく機能しない状況が見られたりするようになりました。また、思春期を迎える小学校高学年から中学校にかけては、心身の成長や変化が最も大きい時期であるとともに、精神的に不安定な時期でもあるため、中学校入学にあたっての不安を感じる生徒も少なくなく、そうした不安感は中学校での様々な問題行動の一因となっています。こうしたことから、幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校間の接続を適切なものとし、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、接続・連携のあり方の改善が求められています。
- グローバル化が進む社会の中で、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共存していくために、自分が住む国や地域の伝統・文化についての理解を深め、尊重する態度を育むことが求められています。また、郷土の豊かな自然や風土が育んだ歴史や文化を守り、次代に伝え、より豊かなものに発展させていこうとする態度を育

てていくことも重要です。

- 小田原には、自然環境や歴史文化などの素晴らしい教育環境と、二宮尊徳や北原白秋などの学ぶべき多くの先達に恵まれています。学校では様々な教科や領域において、それらの小田原の良さを生かした教育に取り組んでいます。

基本施策 7-① 地域一体教育の推進

○開かれた学校づくりを推進します。

保護者や地域の方の多様な意見を幅広く求め、協力を得るとともに、学校運営の状況を周知するために設置された学校評議員制度*の充実により、学校運営の活性化と中学校区内での一層の連携を図ります。また、保護者や地域の方による学校評価*を定期的 to 実施することにより、学校運営の組織的・継続的な改善を図るとともに、評価結果や改善策を伝えることで説明責任を果たします。

学校の教育活動や児童生徒の状況を保護者や地域の方に広く知らせ、理解と協力を得るために、授業参観週間*（学校へ行こう週間）や、学習の成果を発表する場を設定して学校での活動を公開したり、各校のホームページを学校裁量で更新できるようにして一層の充実を図ったりするなど、学校からの積極的な情報発信に努めます。

○地域の教育力向上を推進します。

学校、家庭、地域それぞれの責任と役割において、互いに連携・協力して社会全体で子どもたちの健やかな成長を育むために、家庭や地域の教育力向上に努めます。

地域では、地域住民全体で子どもを見守りながら、子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所となる地域づくりを進めること、異年齢間の交流や様々な体験を通して、創造性や自主性、社会性を養うことを重要な役割ととらえ、推進していきます。そのために、地域ぐるみの教育推進委員会*の開催や、スクールコミュニティ事業*や放課後子ども教室の拡充の検討を進めていきます。



放課後子ども教室（片浦小学校）

主な取組

- ・学校評議員制度の運用【各校】
- ・スクールコミュニティ事業【青少年課】
- ・放課後子ども教室の拡充の検討【教育総務課】
- ・情報公開の推進【各校】
- ・学校支援地域本部事業【教育指導課】
- ・学校評価の実施【各校】
- ・未来へつながる学校づくり推進事業【各校・教育指導課】
- ・「幼保・小・中連携、地域連携デー（仮称）」の設定【各校・教育指導課・教育総務課】

基本施策7-② 幼保・小・中一体教育の推進

○幼保・小・中連携を推進します。

幼稚園・保育所と小学校の連携を推進するためのパンフレットの内容の充実と活用の促進を図り、小学校就学前のアプローチカリキュラム*や小学校のスタートカリキュラム*を、各園・学校において工夫して取り組んでいきます。

中学校区でめざす子どもの姿を共有し、学習指導や生活指導についての共通理解を図ります。そのために、授業公開や合同での研究会を実施します。



幼稚園と中学校の交流

○よりよい接続のあり方についての研究を推進します。

小学校入学時の学級編制のあり方や、モジュール*による時間割編成など、就学前教育から小学校教育への円滑な接続についての研究を進めます。

小学校高学年における教科担任制の導入や、学習・生活の中学校区での共通ガイドの作成などについて検討していきます。

主な取組

- ・ 幼保小の接続パンフレットの改訂【教育指導課】
- ・ 合同研修の開催【各校】
- ・ 幼保小連携推進事業【教育指導課】

基本施策7-③ 小田原のよさ（特性）を生かした学習の推進

○郷土学習の充実に努めます。

地域に関する学習内容を発達の段階に応じて系統化した「おだわら・はあと*」を活用し、学校における郷土学習が継続的・意図的に取り組めるよう推進します。

また、教育研究所発行の社会科副読本や理科副読本の内容の充実を図るとともに、郷土の偉人や史跡、地場産業、伝統芸能、文学・芸術などを紹介する「小田原を調べよう」のサイトや、小田原に関する写真や統計資料、授業展開例等をまとめたデータベースを教育研究所のホームページ上で公開し、各学校で活用できるようにします。



郷土学習に関する副読本

○二宮尊徳学習の充実に努めます。

二宮尊徳翁の事績等を学習することにより、郷土に対する愛情を育てるとともに、自己の生き方の一助となるよう、二宮尊徳学習事業を推進します。

市内のすべての小学校において、小学校4年生を中心に二宮尊徳について学習し、その学習の成果を市役所ロビーや尊徳記念館に展示発表するなど、広く市民に知らせていきます。



二宮尊徳学習事業（藁ぞうり作り）

○体験学習の充実に努めます。

学校農園などを活用した栽培活動や収穫体験等を通して、収穫の喜びや食べ物に対する感謝の心を育むとともに、地域の方々の協力や教育ファーム推進事業*等の積極的な導入により、生産者の知恵と工夫を学び、生産の苦労や喜び、地域のよさや自然の持つ力への気付きを育む取組を推進します。



地域の方の協力による玉ねぎ収穫体験



地域の方の協力による梅干づくり体験

○市民性*を育む教育を推進します。

小田原に生きる市民として、社会の一員として生活するために必要な知識を習得するとともに、社会に主体的に参画しようとする態度や、郷土を愛する心を育成する教育を推進します。各教科や領域で横断的に取り組む学習のあり方や、地域の行事や清掃、防災、福祉、子育て支援等の活動への参画・協力のあり方について研究を進めます。

主な取組

- ・副読本の作成【教育指導課】
- ・自然観察会の開催【教育指導課】
- ・地域学習データベースの作成【教育指導課】
- ・体験学習の充実に【各校】
- ・教育ファーム推進事業【教育指導課】
- ・市民性を育む教育の教材作成【教育指導課】

基本目標 8 教職員の資質の向上とよりよい教育体制の確立

教職員の研修体制の改善・充実や、学校運営の改善・充実等により、教職員の資質の向上を図るとともに、教職員が心身ともに健康で、子どもと十分に向き合える環境づくりを進めます。

現状と課題

- 急速に変化する社会の中で、確かな学力の向上、規範意識の醸成、キャリア教育の推進などの教育内容や教育活動の充実が求められるとともに、多様化・複雑化する児童生徒の問題や保護者への対応など、様々な課題を適切に解決することが学校には求められています。組織的に課題解決を図るためには、学校組織を構成する教職員全体の資質・能力を高める必要があります。教職員には、教職に対する使命感や責任感を持つとともに、新たな学びを展開できる実践的指導力、専門的知識や地域と連携・協働する力、さらには社会の急速な進展の中で、知識・技能を絶えず学び続ける姿勢等が求められています。
- 団塊の世代の大量退職により、新採用教職員の大量採用時代を迎えています。市内の小学校でも、全教職員の46%が経験10年以下の教職員という、教職員構成のアンバランスが見られます。
- 教職員の資質向上に向け、校内におけるOJT*による人材育成、校内研究の活性化、教職員の主体性を生かした研修の実施等に努める必要があります。
- 学校においては、校長・教頭・総括教諭のマネジメント能力はもちろんのこと、教職員一人一人に高い指導力と対応力が求められます。校長を中心に、教職員相互が切磋琢磨し、学校の組織的な課題解決能力を強化していく必要があります。
- 学校の自主性・自律性が高まる中で、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展をめざすことが重要です。また、学校が説明責任を果たし、家庭や地域との連携協力を進めていく必要があります。
- 学校への社会的要求が増加する中、教職員の業務は多様化し、多くの教職員が子どもと向き合う時間が十分に取れていないと感じています。そこで、教職員本来の業務である一人一人の子どもと向き合い、個々を理解し適切な指導・支援をする時間の確保とともに、教職員の心身の健康の保持・増進が喫緊の課題となっています。

めざす教師像

- 1 愛情と情熱を持って子どもと真剣に向き合う教師
- 2 子どもが自ら考え、答えを出せるように導ける実践的指導力のある教師
- 3 豊かな教養をもち、専門的な知識と技能を兼ね備えた教師
- 4 いつも新たな知識と技術を習得するための向上心を持つ教師
- 5 子ども、保護者、地域の方々から信頼される豊かな人間性を持つ教師

基本施策 8-① 教職員の指導力の向上

○研修体制を見直し、OJTによる人材育成を推進します。

OJTの取組として、指導主事の派遣や出前講座等を実施し校内研修の充実を行ったり、研修相談員*が学校を訪問して実施するパワーアップ研修を充実させたりすることで、職場を離れることなく教職員一人一人の資質を高めることのできる研修体制づくりを推進します。また、教育研究所による教育情報、教材の収集提供や、教職員からの相談への助言等により学校、教職員を支援していきます。

研修会の精選を図るとともに、今日的な教育課題に関する内容や、学校の実情や要請に応じた内容を扱うなど、市の研修会の工夫・改善を図ります。さらに、教職員が自主的に学ぶ機会として「おだわら未来学舎*」の充実に努めます。



おだわら未来学舎

○教職員の健康対策を推進します。

学校保健安全法に基づく教職員の定期健康診断を行うとともに、健康診断に替わる人間ドックへの助成及びメンタルヘルスチェック受診への助成を行います。また、産業医*等による相談体制の充実を図るとともに、メンタルヘルス研修会の開催等により、教職員の心身の健康の保持・増進に取り組みます。

○教職員の不祥事防止に努めます。

各校で、日ごろからヒヤリ・ハットを実践し「報告・連絡・相談」の意識を高めるとともに、毎月の不祥事防止チェックリストによる自己点検と啓発を行います。また、不祥事防止マニュアルを作成するとともに、不祥事防止会議で研修を重ね、教職員の不祥事防止に努めます。

主な取組

- ・職員研修支援事業の充実【教育指導課】
- ・教職員研修の工夫・改善【教育指導課】
- ・「おだわら未来学舎」の実施【教育指導課】
- ・定期健康診断、産業医の派遣、メンタルヘルス研修会の実施【教育指導課】
- ・不祥事防止会議の開催、不祥事防止マニュアルの作成【各校】

基本施策 8-② 子どもと向き合う時間の確保

○校務支援システム*を導入します。

教職員が子どもと向き合う時間の確保、また、授業準備・教材研究等の時間を確保するため、情報の共有化や文書事務の効率化をめざし、ICTを活用した校務支援システムを導入します。

○事務手続きの効率化・簡略化に努めます。

教職員の業務改善への支援や、教育委員会が行う研修会や諸調査を精選し、効率化を図ります。また、教員の事務負担の軽減をめざした人的配置を検討していきます。

主な取組

- ・教科、分掌資料の共有化【各校・教育指導課・教育総務課】
- ・研修会や諸調査の精選【教育指導課】
- ・学校事務のICT化【教育総務課・教育指導課】
- ・会議の効果的な運営【各校】

基本施策 8-③ 教育課題を明らかにする調査・研究の推進

○教育研究所の機能の充実を図ります。

市の学校教育における諸課題の調査研究、子どもの学習や生活に関する継続的な調査の実施、教職員の研修、教育情報の収集・提供、各園や学校の課題や要請に応じた相談・助言等を効果的に行い、学校教育の充実と振興に努めます。

主な取組

- ・教育研究所の機能の充実【教育指導課】

基本施策 8-④ 教育課程の改善・充実

○学校経営の改善・充実を図ります。

学校に組織マネジメントの手法を取り入れ、校長の独自性とリーダーシップのもと、地域や児童生徒の実態に応じた自主的、自律的な学校づくりを推進していきます。

各学校が自らの教育活動、学校運営について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行います。また、自己評価及び保護者や学校関係者等による評価の実施とその成果の公表・説明により説明責任を果たすとともに、保護者、地域の方からの理解を得て、学校・家庭・地域の連携

協力による学校づくりを進めます。

○カリキュラム・マネジメント*を推進します。

学校の教育目標の実現に向け、成果が見られるカリキュラム（教育課程）の一層の充実と、課題のあるカリキュラムの改善を図り、よりよい教育課程の実施に向けた取組を計画的、組織的、継続的に行います。その改善に向けて、カリキュラムを教育課程、年間指導計画、単元、授業レベルでとらえて実践していけるよう、各校での取組を支援します。

主な取組

- ・学校評価の実施【各校】
- ・カリキュラム・マネジメント推進の研究【各校・教育指導課】

学校生活の様子（食育）



基本目標 9 教育環境の改善・充実

児童生徒が安全・安心な空間で学校生活を送れるよう、また、地域の防災拠点として教育環境を計画的に整備します。

現状と課題

- 日常生活で起こる事故の防止、子どもをねらった犯罪被害の未然防止が喫緊の課題となっています。子どもの安全を守る取組を一層充実させるとともに、子ども一人一人に、安全に行動できる自己防衛力を育成することが必要です。
- 登下校中に交通事故に巻き込まれる事例も見られます。児童生徒の交通事故は、飛び出しや安全確認不足がその原因に挙げられます。自分の生命と安全を守るために、児童生徒に対するより一層の交通安全対策と交通安全教育の徹底が求められています。また、通学路の安全を確保するため、各学校の交通安全対策協議会等において、定期的に通学路の要注意箇所や危険箇所の確認を行い、保護者や警察、自治会などの関係者間で共通認識するとともに、危険箇所の改善等について警察署や道路管理者に対して要望していく必要があります。
- 学校は本来子どもたちにとって安全であるべき場所ですが、学校には様々な設備や用具・構造物があり、管理や使い方によっては、児童生徒にとって危険なものとなります。教職員による日常の安全点検と子どもたちへの適切な指導が校内生活での安全確保につながります。
- 不審者による校舎侵入や子どもへの危害を防ぐために、教職員は日頃から来校者にあいさつや声かけなど適切な対応を行うとともに、危機管理の意識を高め、対処法を身に付けなければなりません。
- 学校の校舎や屋内運動場などの施設の多くは建築後30年以上を経ており、建物だけでなく、トイレ等、多くの設備の老朽化が進んでいることから、その対応が大きな課題となっています。一方、中学校の武道必修化による武道場の整備等、教育課程の上で必要となる整備や生活様式の変化によるトイレ便器の洋式化、近年の夏場の猛暑対策としての空調設備等の整備、バリアフリー化等、教育環境の改善・充実が求められています。
- 学校は、地域防災の拠点として災害時の広域避難所に位置付けられており、地震、風水害など、災害の状況に応じて避難所を開設することになります。各小学校区には自治会代表者、施設管理者（校長）、市職員等からなる広域避難所運営委員会が組織されており、避難所の運営や学校施設の使い方等について協議しています。
- 児童生徒の在校時、登下校時、在宅時などの各時間帯によって、児童生徒、教職員、保護者がどのように行動するか、また、保護者への引き渡しはどのような場合に、いつ、どこで行うかなど、災害時の対応について、周知徹底を図りました。
- 市民生活におけるコンピュータをはじめとするICTの普及は急速に進んでおり、

教育現場における I C T環境の整備とその活用が急務となっています。

- 市教育委員会と小中学校を結ぶネットワークを構築していますが、回線速度が大変遅く、学校での活用に不便が生じています。また、職員室やパソコン室では、校内 L A Nが施設されているものの、他の教室等までは L A N環境が整備されていないため、各教室では I C T機器の活用が十分に図られていない状況にあります。
- 児童生徒と向き合う時間を確保し、よりよい教育活動を推進していくために、校務の効率化、学校経営の改善につながる I C T環境の整備が求められています。そこで、様々な学校情報のデジタル化や校務処理の標準化などができる、校務支援システムの導入について検討しています。

基本施策 9－① 安全で快適な教育環境の整備

○学校施設の老朽化対策を進めます。

老朽化している校舎、屋内運動場、給食施設などの学校の施設について、中長期的な整備計画である「小田原市立小中学校校舎リニューアル整備計画*」（平成 16 年 3 月策定）を見直し、新たな計画のもと、その整備に取り組みます。

また、雨漏りや漏水などの緊急度の高い修繕を早期に実施するとともに、近隣にも影響を及ぼしている樹木の枝おろしの実施等、学校の施設の適切な維持管理を行います。



校舎リニューアル事業（千代小学校）

○非構造部材の耐震化*対策やバリアフリー化を進めます。

子どもたちを地震による落下物や転倒物から守るため、また、災害時の避難場所として、天井材や内装材、照明器具、窓ガラス等の非構造部材の耐震化を進めるとともに、誰もが使い易い施設となるよう、学校の施設のバリアフリー化を進めます。

○夏の暑さ対策を進めます。

本市では、平成 23 年度から普通教室への天井扇風機の設置を進めていますが、引き続き特別教室への設置を進めます。

また、管理諸室（職員室、事務室、校長室）やパソコン室等への空調設備の設置を進めます。

○学校トイレの改善を進めます。

子どもたちが気持ちよく使用できるよう、便器の洋式化など、トイレの環境改善を進めます。

○中学校武道場の整備について検討します。

平成 24 年度から必修化となった中学校武道について、安全で円滑な実施のために、武道場の整備について検討を進めます。

○校庭の芝生化を進めます。

小田原ならではの教育環境を創出するため、学校や地域とともに小学校の校庭や幼稚園の園庭の芝生化を進めます。



武道の授業



校庭の芝生化

主な取組

- ・校舎リニューアル計画の見直し【教育総務課】
- ・非構造部材の耐震化【教育総務課】
- ・天井扇風機設置【教育総務課】 ・管理諸室等空調設置事業【教育総務課】
- ・トイレの環境改善【教育総務課】 ・校庭の芝生化【教育総務課】
- ・中学校武道場整備の検討【教育総務課】

基本施策 9-② 学校 ICT 化の推進

○教育ネットワーク環境の整備を進めます。

各校における授業、教職員の事務処理、学校におけるホームページ等の情報発信、教育委員会事務局との情報共有等を可能にするため、安全性が高く、利便性の良いネットワーク環境の整備を進めます。

併せて、各教室でのコンピュータの活用を図るため、校内 LAN を整備します。

○校務支援システム（出席簿、通知表（票）、各種名簿等）を導入します。

○緊急時の情報伝達手段を確立します。

災害・犯罪発生時等に保護者への緊急の情報伝達手段として、緊急情報発信システムの導入を推進します。

主な取組

- ・教育ネットワークシステム整備事業【教育総務課・教育指導課】
（校内 LAN 等の整備と運用促進、校務支援システムの導入、児童生徒用コンピュータ環境の整備と運用促進、緊急情報発信システムの導入）

基本施策 9-③ 学校安全の推進

○生活安全・防犯教育を推進します。

日常の安全確保、不審者等の侵入防止、侵入された場合の児童生徒の安全確保などについて、日ごろから対策を検討し、保護者、警察署等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図ります。

学校生活や登下校時、学校行事等において、安全に行動するための適切な態度や行動がとれる児童生徒を育成する取組を推進します。安全教育研修会の開催等により、教職員の意識の向上を図り、子どもたちの安全確保に努めます。

○通学路の安全対策を進めます。

各学校において、警察署やPTA、自治会等との連携による交通安全対策協議会を設置するとともに、危険箇所の点検等を行い、その改善について道路管理者等に要望していきます。また、地域の方々の協力により登下校時の見守り活動を実施します。

また、交通安全教室の開催等により、学校関係者や保護者、児童生徒に対して、交通安全に対する意識の向上に努めます。



警察・地域等との危険箇所合同点検



登下校の見守り活動

○日常の安全点検と指導の充実に努めます。

日常の安全点検の徹底を図るとともに、児童生徒への適切な指導に努めます。また、不審者情報等の最新情報を発信することにより、注意喚起を行い、事故の未然防止に努めます。また、来校者へのあいさつや声かけなど、初期対応が大切であることから、その励行により、教職員の危機管理意識の向上を図るとともに、警察とも連携し、児童生徒の安全確保に努めます。

また、安全・防犯の視点で、各校でマニュアルを作成し、教職員の共通理解と組織的な指導の確立に努めます。

主な取組

- ・安全教育研修会の開催【教育指導課】
- ・交通安全教室の開催【地域安全課】
- ・安全・防犯マニュアルの作成【各校】

基本施策 9-④ 災害対策の強化

○非構造部材の耐震化対策やバリアフリー化を進めます。(再掲)

○学校トイレの改善を進めます。(再掲)

○広域避難所開設に協力します。

災害時に学校が避難所となった場合は、「学校における大規模地震への対応」に基づき、避難所の運営について協力します。



小学校体育館での宿泊訓練

主な取組

- ・広域避難所の開設と運営【各校・教育部】
- ・非構造部材の耐震化【教育総務課】
- ・トイレの環境改善【教育総務課】

学校生活の様子



中学校修学旅行



中学校運動会

基本目標 10 教育的効果をもめる教育行政の推進

教育委員会の機能を充実させるとともに、市民ニーズを把握して、教育行政を適切に推進していきます。

現状と課題

- 教育委員会では、毎月1回定例会を公開で開催するほか、状況に応じて臨時会や教科書採択のための意見交換会等を開催し、教育行政に係る重要事項について審議するとともに、一定の事項について報告を受けて意見を述べています。
- 教育委員は、定例会等に出席するほか、教育課題を把握するため、学校現場の訪問や、学校行事等を視察するなど、能動的に活動しています。しかし、市民からは、教育委員の活動が見えないとの声があります。
- 教育委員会事務の点検・評価については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成20年度（平成19年度分）から行ってきました。しかし、十分に教育委員が関与してこなかったことから、平成24年度（平成23年度分）の点検・評価からは、教育委員自らが点検・評価を実施する事業の選定、ヒアリング、現地訪問等を行う方式に改めました。
- 東日本大震災の発生を受け、教育委員会における危機管理体制の強化が求められています。また、いじめ問題についても、迅速に教育委員会が対応することが求められています。
- 子どもたちの学校生活の充実と確かな学力の向上をめざして、平成18年度から導入した2学期制については、平成22・23年度の2年間にわたり「学校2学期制検討委員会」を設置し、成果や課題等について検討してきました。その結果、児童生徒への定着が図られていること、授業時間数が増え新学習指導要領への対応もスムーズに行うことができたことなどから、今後も学校2学期制を継続していくこととしました。
- 市立片浦小学校では、児童の減少に直面してきましたが、市内全域から就学可能にする小規模特認校制度を導入することにより、片浦地区外から児童を招き入れ、児童数の増加を図っています。
- 人口減少時代を迎え、今後、児童生徒数の減少は進むものと考えられています。そのため、学校規模の適正化を考慮に入れながら通学区域のあり方についての研究を進める必要があります。

基本施策 10-① 教育委員会の機能の充実

○教育委員会事務の点検・評価を実施します。

平成 24 年度から教育委員の関与を強めた教育委員会事務の点検・評価については、今後もさらなる関与を深める方向でその実施方法を検討します。

○危機管理体制を強化します。

学校現場において、何らかの問題が発生した場合、教育委員会が前面に出つつ、学校と協調して問題に対応するためのマニュアルの作成を検討します。

○教育委員と教職員との意見交換の場を設けます。

教育現場の課題を把握するため、教育委員と教職員との意見交換の場を設けます。

○教育委員の公募について検討します。

5 名任命されている教育委員のうち、1 名を公募とすることを検討します。書類審査、課題論文及び面接等の複数次にわたる選考に行い、市議会の同意を得て、市長から教育委員に任命することを検討します。



教育委員による事務の点検・評価ヒアリング

主な取組

- ・教育委員会事務の点検・評価事業【教育総務課】

基本施策 10-② 情報提供の充実と市民ニーズの把握

○教育委員会の広報活動を充実します。

能動的に活動している教育委員の姿を市民に伝えるため、年 4 回程度、教育委員会通信を発行し、児童生徒の保護者に配布します。さらに、小田原市ホームページに教育委員の活動状況を掲載していきます。

○市民と教育委員との意見交換の場を設けます。

教育委員会が進める学校教育について、保護者をはじめ、広く教育に関心を持つ市民を対象に教育懇談会を開催し、市民と教育委員との意見交換の場を設けます。

主な取組

- ・教育委員会通信の発行【教育総務課】
- ・教育懇談会の開催【教育部】

基本施策 10-③ よりよい教育行政の推進

○よりよい2学期制を実施します。

今まで積み重ねてきた2学期制の良さを十分生かし、よりよい2学期制を実施していきます。

○適正な通学区域を検討します。

今後、児童数の減少が進みます。そのため、学校規模の適正化を考慮に入れながら通学区域のあり方の研究を進めます。



教育委員の現場訪問



教育委員会定例会

VII 計画の推進にあたって

1 進行管理

「小田原市学校教育振興基本計画」を推進するにあたっては、進行管理として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条の規定に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し、これを毎年行い事務の改善をしていきます。

当然ながら、計画を推進する主体は小田原市教育委員会であり、中心になって進めていくこととなりますが、そのためには、教育委員会事務局職員が計画の目的を理解し、最適な手段を選択し、事業を進めることが重要です。また、学校現場で毎日奮闘している教職員も計画の目的を理解し、目標の達成のための実践をしてもらわねばいけません。

さらに、学校を支えている地域の方々やコーディネーター及びスクールボランティア等の方々とも、計画の目的を共有し、目標を達成する必要があります。

また、行政としては、教育委員会だけではなく、児童生徒に係る市役所の他の部局とも連携をとりながら、計画の目標を達成することが重要になります。

なお、社会状況の変化や新たな対応すべき課題が生じた場合には、計画の見直しを行っていきます。

2 成果指標

本計画の期間において達成すべき具体的な指標として、以下の項目を定め、着実な推進を図ります。

基本目標		成果指標	現状	目標
1	確かな学力の向上	小学校1・2年の30人超学級へのスタディー・サポート・スタッフの配置	100%	100%
		家庭で、自分で計画を立てて勉強をしている児童生徒*	小学校 49.5% 中学校 48.1%	小学校 58% 中学校 50%
2	豊かな心の育成	不登校訪問相談員の派遣 ハートカウンセラー相談員の派遣 校内支援室指導員の派遣 生徒指導員の派遣	中学校 6校 小学校 6校 中学校 6校 中学校 6校	中学校 11校 小学校 25校 中学校 11校 中学校 11校
		読書が好きな児童生徒*	小学校 62.1% 中学校 75.8%	小学校 70% 中学校 80%

3	健やかな体の育成	運動・スポーツを週に1回以上している児童生徒	小学校 85.3% 中学校 79.8%	小学校 88% 中学校 85%
		朝食を毎日食べている児童生徒*	小学校 93.2% 中学校 91.6%	小学校 96% 中学校 94%
		米飯給食の回数	週2回+月3回	週3回
		学校給食における市内産を含む県内産の地場産物利用率(重量比)	33.0%	35%
4	幼児教育(就学前教育)の推進	公立幼稚園における預かり保育の実施数	1園	6園
5	これからの社会に対応した教育の推進	将来の夢や目標を持っている児童生徒*	小学校 80.2% 中学校 80.4%	小学校 87% 中学校 83%
		中学校における地域と連携した防災訓練の実施	2校	11校
6	様々な教育的ニーズに対応した教育の推進	支援教育相談支援チームの派遣回数	28回	40回
		幼稚園、小・中学校への個別支援員の配置	87人分	100人分
7	未来へつながる学校づくりの推進	スクールボランティア延べ人数	延べ 62,000人	延べ 80,000人
		放課後子ども教室の拡充	1校	2校
		地域行事へ参加している児童生徒*	小学校 35.1% 中学校 36.6%	小学校 60% 中学校 40%
		地域の大人と一緒に遊んだり、勉強を教えてもらったりする機会のある児童生徒*	小学校 20.7% 中学校 26.8%	小学校 40% 中学校 30%
		年齢の違う友達と一緒に遊んだり、勉強したりする機会のある児童生徒*	小学校 63.0% 中学校 45.5%	小学校 72% 中学校 48%

8	教職員の資質の向上とよりよい教育体制の確立	校務支援システムの導入	未実施	導入
9	教育環境の改善・充実	校庭の芝生化	幼稚園 2園 小学校 2校	幼稚園 6園 小学校 6校
		学校図書室にある図書のバーコード化	全校 5,000冊分を実施	全校 100%
		校舎リニューアル計画の見直し	未実施	計画策定
		小学校における交通安全対策協議会の設置	20校	25校
10	教育的効果を高める教育行政の推進	教育委員会通信の発行	未実施	発行

*が付いている項目については、平成24年度「全国学力・学習状況調査回答結果」より抜粋。対象は小学校6年生・中学校3年生。

資料編

1 おだわらっこ教育プランの総括

本市教育委員会では、平成 15 年に「小田原市学校教育推進計画『おだわらっこ教育プラン』」を策定し、21 世紀を担う子どもたちの「生きる力」を育むため、小田原の学校教育を見直すとともに、小田原の資産や資源を生かして、地域と共に歩む学校づくりを進めてまいりました。以下にその成果と課題を示します。

成果

○特色ある学校づくり

平成 22 年度より、学校に直接予算を配分する「未来へつながる学校づくり推進事業」により、学校、保護者、地域の願いを生かした学校づくりを進めてまいりました。

校長のリーダーシップが発揮された、各校の特色ある教育の実現に効果をあげました。

また、平成 18 年から本格的に導入されたスクールボランティアによる活動ですが、平成 22 年度の市内全小・中学校においてのべ 6 万 8000 人を超える参加があり、学校での子どもたちの学習や生活環境の一層の充実が図られました。

○学習支援体制の確立

小学校入学時において、きめ細かい指導や支援を行い、学校生活への適応が円滑に図れるよう、小学校 1・2 年生で 35 人学級編制を実現、また、1・2 年生で 30 人を超える学級がある場合にはスタディ・サポート・スタッフ配置を進めました。さらに、個別の教育的ニーズのある子に個別支援員を配置したり、学校図書館司書や外国語指導助手を配置したりするなどして、子どもたちの学力向上や個に応じたきめ細かい指導の充実を図りました。こうした人的環境の整備を進めることで、小 1 ギャップの解消、読書環境に改善がみられました。

○今日的課題への対応

平成の時代に入る前から不登校児童・生徒の増加が社会的な問題となり、小田原市もその例外ではありませんでした。子どもたちが楽しく安心して学校生活を送ることができ、不登校を未然に防げるよう、また、不登校状態にある児童・生徒が 1 日も早く学校復帰を果たせるよう、市では様々な取組を進めてまいりました。例えば校内での居場所を確保し、教室復帰をうながす「校内支援室」への人的・物的な整備や、不登校児童生徒宅を訪問し、不登校状態の改善を図る不登校訪問相談員の配置、学級での良好な人間関係を構築するための、Q-U 検査*の活用などが挙げられます。そうした取組が成果を上げ、平成 19 年度まで増加の一方であった中学校における不登校生徒の出現率が平成 20 年度より減少傾向に転換しました。

*学級集団の状態を的確に把握する「学級満足度尺度」、児童生徒の意識を測る「学校生活意欲尺度」の 2 つの診断尺度で構成されている。

○開かれた学校づくり

地域や保護者による学校評価や授業評価の実施、学校評議員制度の導入、スクールボランティアの積極的な教育活動への関わりにより、地域や保護者の意見を反映した学校運営が行われるようになりました。また、市内全小中学校で、土曜日の授業参観

や学校公開週間を定期的実施することで、保護者や地域の方が学校へ足を運びやすい環境作りに努めました。こうしたことにより、保護者や地域に開かれた学校づくりが一層進められました。

課題

○新学習指導要領の完全実施にあたって

環境教育やキャリア教育、食育、人権教育、情報教育、国際理解教育など、学校教育に求められる今日的課題は多岐に及び、また新学習指導要領の完全実施*により、学習内容や学習時間が増えるとともに、体験学習の一層の充実が求められるようになったことなど、今、子どもたちが“学ぶべきこと”が子どもたち自身や学校に大きくのしかかっています。このような中、子どもたちの学力の個人差の拡大や教職員の負担感の増加が懸念されています。「小田原の子どもたちに学ばせるべきことは何か。」「子どもたちの学習をより効果的に、より効率的に行うための教育課程はどうあるべきか。」といった教育内容の精選やカリキュラム・マネジメントの改善が喫緊の課題として挙げられます。

*平成 23 年度から小学校において、平成 24 年度から中学校において全面实施となった。

○教職員の資質向上

団塊の世代の教職員の大量退職により、新採用教職員の大量採用時代を迎えました。市内の小学校でも、全教職員の 46%が経験 10 年以下の教職員という教職員構成のアンバランスさが見られます。教職員の資質向上に向け、校内における OJT による人材育成、校内研究の活性化、教職員の主体性を生かした教職員研修の実施に努めるとともに、市として教職員のあるべき姿や求められる力を明確に示すことが求められています。

○家庭や地域の教育力の向上

「自尊感情や規範意識の低下」「人間関係を築く力やコミュニケーション力の不足」「基本的な生活習慣や学習習慣が定着していないこと」など、子どもたちの成長に関して様々な課題が見られます。こうした子どもたちの心や体の健やかな成長には、学校の取組だけでは十分ではなく、家庭や地域における教育力の向上が必要不可欠であり、ペアレントトレーニングや家庭学級の充実といった啓発活動や、全市共通の約束（『おだわらっ子の約束』のような具体的なもの）の設定、幼稚園や保育所と連携した家庭教育支援などに取り組む必要があります。

○地域人材や民間力の活用

地域人材や民間活力を生かした取組の一層の推進が必要です。民間と学校で連携したキャリア教育や、地域人材による放課後や休日を活用した学習や体験活動の充実により、子どもたちの学習意欲の向上・学習習慣の定着を図ることなどが期待できます。

○支援教育の充実

不登校児童生徒は全体として減少傾向にありますが、一方で個別の支援を必要とする児童生徒は年々増加の傾向にあります。支援教育に関する教職員の意識と指導技術

の向上が求められています。

○ICT環境の整備

高度に情報化した社会の中で、教育の場においてもICT機器の活用が求められる時代であるにもかかわらず、学校のICT環境は他の自治体と比べても、また、一般的な家庭と比べても、不十分であると言わざるを得ません。特にインターネットの回線の遅さが大きな課題となっています。今後ますます情報化する社会に生きる子どもたちの将来を考えても、また、環境の整備により教職員の校務の効率化が図られ、子どもと向き合う時間が増えることや、災害時における情報の発信の視点からも、学校におけるICT環境を整えていくことは喫緊の課題となっています。

○防災教育の充実

平成23年3月に発生した東日本大震災から、学校における防災教育の大切さと、学校が防災拠点として機能していくことの必要性が再確認されました。防災拠点としての学校の設備を整えていくとともに、学校における防災教育を今後さらに充実させることが求められています。防災教育においては、まず自分の身は自分で守ること、さらに中学生には、地域防災を担う一員であることの自覚と責任、そして行動力が身につくよう取り組んでいくことが必要です。

2 地域ぐるみの教育推進委員会における意見

地域ぐるみの教育推進委員会は、家庭・地域・学校等が相互に連携・協力し合い、「おだわらっ子の約束」の普及・啓発を推進し、市民が一体となって地域に根ざした教育活動を実践するために平成 19 年 5 月に設置されました。

委員会は、校長会、教頭会、保育会、公立幼稚園長会といった教育現場の代表のほか、保護司会、自治会総連合、PTA 連絡協議会、子ども会連絡協議会、商工会議所、青年会議所、民生委員児童委員協議会の代表、スクールボランティア・チーフコーディネーター及び教育委員会職員により組織されています。

平成 20 年度から平成 22 年度までは、国の委託事業である「学校支援地域本部事業」の実行委員会としての役割を担ってきましたが、委託事業の終了により平成 23 年度からは、市の事業として幼保小中一体教育及び地域一体教育のさらなる推進を図り、未来を担う子どもたちに対する教育をよりよいものにするための取組を行っています。

平成 23 年度の会議で出された主な意見や報告は次のとおりです。

1 第 1 回 平成 23 年 11 月 7 日

(1) 「おだわらっ子の約束」について

- ・おだわらっ子の約束にあることができていない子どもが多い。非常に大事なことで、本市子ども会連絡協議会では活動の中でこの約束を説明したり、自己採点に活用したりするなどしている。
- ・おだわらっ子の約束を小さいときから身に付けていくということは、子どもたちが成長していく上でとても大事なことだと思うので、啓発の意味をこめて、幼稚園でも約束の中から一つずつ選んでカードを作り家庭に配布している。
- ・市全体で見ると幼稚園、学校、地域でおだわらっ子の約束をどれだけ意識して取り組んでおり、どの程度浸透し、当たり前のこととして進められているか疑問がある。
- ・中学校の場合、場に応じておだわらっ子の約束の一つずつ使っている。おだわらっ子の約束の項目のまま評価項目にしていないが評価を行っている。
- ・あいさつについてはあいさつをする意味を伝えることが大事ではないか。あいさつができない子どもがいるのは我々大人の責任でもある。
- ・朝寝坊し、朝食を食べずに学校にくと、頭がボーっとして学習意欲が低下し、学力が落ちる。基本的な生活習慣の乱れは学力低下につながる。

(2) 学校との連携について

- ・民生委員は、地域の子どもの見守り活動を行っている。守秘義務を持ち活動しているが、学校によっては認めてもらえず情報提供が少ない学校もある。
- ・各地区の青少年育成推進協議会も民生委員の代表者のみしか入れてもらえない場合があるが民生委員全員を入れてもらえば活動がしやすいのではないかと。
- ・主任児童委員も守秘義務があるが日ごろから連携のある学校、情報がある場合のみ情報提供がある学校、問題がないためか情報をいただけない学校がある。
- ・酒匂地区では、保護司会が行う「社会を明るくする運動」に酒匂小学校、富士見小学校、酒匂幼稚園の先生方に参加いただいている。また青少年育成推進協議会が卒業生、中学 3 年生とともに海岸清掃のボランティア活動を行っている。

- ・保護司としては、対象の生徒をきちんと指導あるいは更正させていくという仕事の中で学校との連携が非常に活発に行われている。一人の子どもを中心に見守っているという形ができています。

(3) 学校支援地域本部事業について

- ・こま回しなど昔遊びを教えている学校もあるが、昔遊びを知るお年寄りがかなり高齢となって少なくなり、子どもたちに伝える担い手不足が心配である。
- ・学校側の雰囲気によりコーディネーターが動きやすい学校とそうでない学校がある。コーディネーターは、学校と地域を結ぶパイプ役に徹し、無理のない形で活動を継続することが大切だと思う。
- ・学校司書派遣事業は、ボランティアからありがたいという意見がたくさんあった。図書ボランティアを立ち上げ学校司書を有効に活用したいというコーディネーターの意向もある。
- ・新玉小学校では、朝の読み聞かせの時間や3年生の習字の時間、5年生の家庭科のミシンの時間に参加いただくほか、芝生管理などを行っていただいている。
- ・今年から幼稚園にもスクールボランティアコーディネーターが配置された。これまで保護者との連携はあったが、地域の方に入ってもらった情報を提供していただくなどもっと開かれた幼稚園にする良いきっかけになったと思う。
- ・本市は、全国と比べてもスクールボランティアの参加が多く、市としての財産になっている。さらに充実させ、継続していきたい。

2 第2回 平成24年3月6日

(1) 学校支援地域本部事業の成果について

- ・成果発表会では、学校の姿勢を地域に投げかけることができた。多くの方が出席していたが関係者だけであった。学校のがんばりやスタンスを学校関係者だけでなく、地域の方にも周知し、「相互協力・連携をしていく中で、子どもたちの学びや育ちについての取組をやっていこう」という教育観を市民に広く周知してほしい。

(2) 子どもたちを取り巻く今日的な課題について

- ・東日本大震災が起き、防災の拠点となる学校の備蓄、地震対策、津波対策を心配する声がある。子どもたちがいる場でもあるので優先順位を上げて取り組んでほしい。
- ・教育の2極化がいわれ県内でも横浜市、川崎市その他政令市では私学が非常に多く、公立学校と私立学校との競争が起きている。西湘地区でも良いところを取り入れ、学力、教育水準の向上に努めてほしい。
- ・小学6年生の間である中学校のいじめや不登校が話題になり他の中学校にいきたいという話を聞いた。本委員会や各育成団体などが集まった会議でどうしていくかについて指導していくべきである。
- ・生徒の就業体験は、企業の立場からすると特定の企業に集中してしまうこともありとりまとめをお願いしたい。中学生の場合、「楽しかった」で終わってしまうこともあるが、働く場所を体験することはとても大切だと思う。要望があればこれからも対応していきたい。
- ・地域の行事に小中学生が主役として一緒に参加できるシステムが必要であるといわれているが、事業を行う際に「地域ぐるみ」という視点を前面に出すことを常に意

識する必要がある。

- ・ある学校では、一部の生徒の不良行動が散見されるようになり、地域の関係者、PTA、警察、学校が連携を図り見守り活動、あいさつ運動を行い改善を図ったところ大きな成果を挙げた。
- ・新任の主任児童委員の中には不登校について理解が浅い方も多く、地域によっては情報の内容も違う、情報交換を大事にし、学校と相談しながらやっていきたい。
- ・青年会議所では、昨年キャンプを行い、竹を切ったりカレーライスを作って食べたりするプログラムを行った。今年は、子どもたちが地域の誇りを再確認する、小田原に生まれてよかった家族でよかったと思えるような活動を行いたいと考えている。
- ・保育園の場合、学区が定められていないので地域性の強い活動はしにくいが小学校との連携は強めていきたい。もう少し保育園に目を向けていただき、幼児とのふれあいの場を設けていただきたい。
- ・保育園として中学生の職場体験も引き続き受け入れていきたい。
- ・「未来へつながる学校づくり推進事業」でも食育を取り上げている学校があるが、「食べる」ということの重要性は、幼児でも小学生でも同じである。食事をする事により良い体が育つので、そういったところに目を向ければ保育園でもこういった取組に参加できる。
- ・新玉地区では、学校が主体となる運動会とは別に、地域が主体となる「ふれあいスポーツフェスティバル」を開催し、子どもたちは全員参加としている。また校庭の芝生化に地域ぐるみで取り組んでおり地域コミュニティの一つとして大きな成果を挙げている。
- ・白鷗中学校区では、小中学校の授業参観に自由に行くことができるほか、夏休みに学区にある高等学校にパソコン指導をしてもらっており、学区を中心としたふれあいを行っている。
- ・幼稚園のコーディネーターの配置が行われたことから、幼保小中の連携は深まりつつある。子どもの年齢が上がるにつれ参加する保護者も減ることから、ボランティア活動を幼稚園から小学校、中学校へどうつなげていくかが課題である。
- ・ボランティアの固定化や高齢化が進んでいる。ボランティアの固定化による活動内容の固定化傾向も考えられることから、多様な幅広い活動を考えていく必要性を感じている。
- ・城北中学校では、3日以上続けて休んだ子どもがいると必ず家庭訪問を行う。中学校に進級すると不登校が増加するが、入学予定の小学生に中学校での授業や中学校生活の体験などを行っている。
- ・学校の基本は授業であり、生徒は授業をきちんと聞き、教師は生徒の実態をしっかりつかみ生徒にわかりやすく、楽しく教えるという一番基本的なことをしっかりやるのが不登校対策の大きな力になる。
- ・中学3年生は体力があるという話から、城北中では、近くの保育園児とともに避難訓練を行った。中学生に行動に対する目も厳しいが、中学生自身の自覚につながるとともに地域から頼りになる存在として認められた。

3 用語解説

(五十音順)

	語句	説明
あ 行	I C T	情報通信技術(Information and Communication Technology) の略。コンピュータやインターネット等のこと。
	アプローチカリキュラム	幼稚園・保育所(園)と小学校との円滑な接続を図るため、小学校入学時までに育ててほしい姿を見据えた教育課程(カリキュラム)
	栄養教諭	平成17年度に導入された新しい教育制度により、食に関する指導と学校給食における管理を一体的に行う役割を担う。
	O J T	On the Job Training の略。職場内で上司・先輩が、部下・後輩に日常の仕事を通じて、必要な知識、技能、仕事への取組等を意図的・計画的に教育すること。職場内訓練とも言う。
	小田原市立小中学校校舎リニューアル整備計画	学校施設の安全や新しい教育内容への対応等、児童・生徒が安心して学べる教育環境の整備をめざし、優先度の高い小学校9校、中学校6校を「今後10年間ににおけるリニューアル整備対象校」として位置付けた計画。平成16年3月策定
	おだわらっ子学力向上プラン	小田原のすべての子どもたちが、社会で生き抜く力を身に付けることをめざして、学力のとらえ、学力に関する課題、学力向上に向けた具体策を示したプラン
	おだわらっ子ドリムシアター	質の高い芸術文化作品に触れ、体感することにより、豊かな感性や心を育くむために、市内小学校4年生全員を対象に開催している。
	おだわらっ子の約束	市民の方々から寄せられた標語を基に、子どもたちに身に付けてほしいしつけや生活規範を10項目にまとめたもの。平成19年1月策定
	おだわら・はあと	“小田原が好き・自分のことが好き”と語ることができる子どもの育成をめざした小田原のよさを生かした学習のこと。人や自然、地域社会との関わりを、発達段階に応じて系統化している。
か 行	おだわら未来学舎	様々な教育課題等に取り組む意欲や、自身の資質や力量を高めることを目的として、教職員が自主的に学ぶ夜間開催の研修会
	外国語指導助手(A L T)	Assistant Language Teacher の略。外国語活動や英語科の授業、国際理解教育に関する授業を実施するために配置している指導助手
	外国につながる児童生徒	外国籍をもつ児童生徒だけでなく、本人の国籍は日本でも家族が外国にルーツがある児童生徒のこと。母語が日本語ではない子どもや、日本の伝統・文化や生活習慣になじみがない子どももいるので、学校でも配慮が必要な場面がある。

	語句	説明
か 行	学校栄養職員	小・中学校及び共同調理場に勤務する管理栄養士
	学校における大規模地震への対応	大規模地震が発生した際の学校・教職員、児童生徒等の対応について定めたマニュアル。「地震・津波への対処」や「広域避難所としての対応」などについて定めている。
	学校評価	子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組。評価については、文部科学省がガイドラインを定めている。
	学校評議員制度	公立学校の運営に保護者や地域住民の意向を幅広く取り入れるための制度。開かれた学校づくりをより一層推進し、学校が家庭や地域と連携しながら特色ある教育活動を展開する。
	カリキュラム・マネジメント	<p>現行のカリキュラムを見直し改善する活動を、計画的・組織的に推進すること。小田原市ではマネジメントサイクル（評価・改善する方法）をMVS PDC Iとしている。</p> <p>学校または教師は、教育への使命感（Mission）と情熱を持ち、将来のあるべき姿を見通した構想・展望（Vision）を明確にし、それを具現化するための方策（Strategy）に基づきカリキュラムを編成＝計画（Plan）、遂行（Do）し、点検＝評価（Check）、改善（Improvement）を図る。</p>
	キャリア教育	児童生徒が、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するために必要な意欲・態度を育てる教育
	教育相談員	学校や関係機関と連携しながら、教職員や保護者、児童生徒等からの教育に関する相談を行う。
	教育相談指導学級	不登校状態にある児童生徒の在籍校への復帰指導のために設置されている学級。しろやま教室、マロニエ教室がある。
	教育ネットワーク	学校及び教育委員会に導入しているコンピュータ等の情報機器により構成しているネットワーク
	教育ファーム推進事業	生産者等の指導を受けながら、作物を育てるところから食べるところまでを体験する教育活動を推進する事業
	言語障がい通級指導教室「ことばの教室」	発音の誤りや話しことばのリズム、ことばの発達の遅れなど、ことばに課題のある子ども一人一人にマンツーマンで指導を行う教室。新玉小学校と下府中小学校に設置
	研修相談員	教育研究所に所属し、教職員研修の指導、研究の助言等を行う。
広域避難所	災害発生後の火災延焼等から一時的に身を守ることはもとより、火災や家屋倒壊等により住家を失った市民の避難場所として開設する避難所	

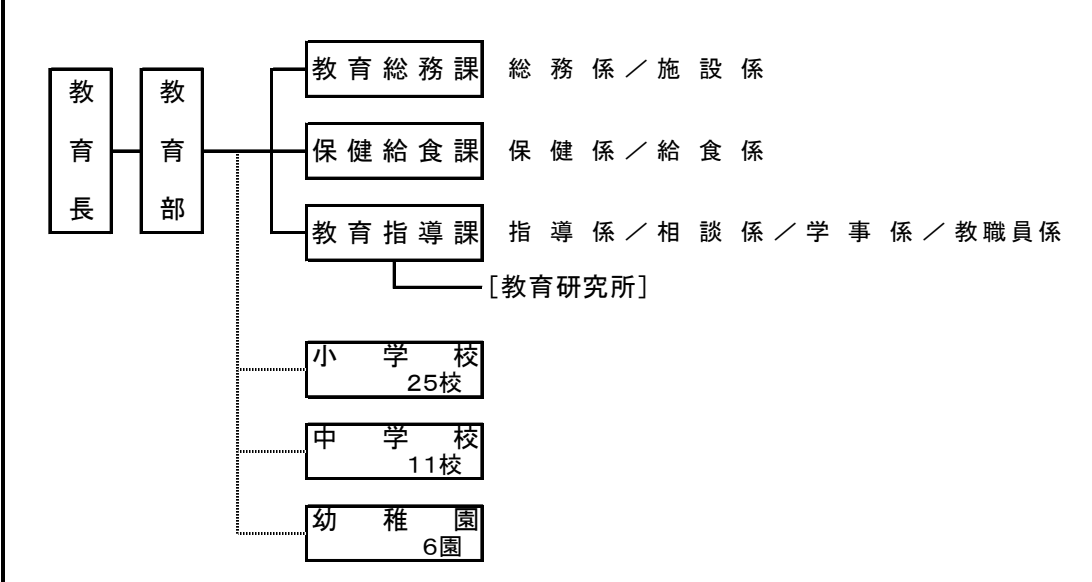
	語句	説明
か 行	校内支援室	「学校へ登校はできるが、自分の教室に行くことができない」という生徒に対して、「学級へ復帰するためのステップの場」として校内に設置されている部屋
	校内LAN	ケーブルや無線を用いて、学校内のコンピュータやプリンタ等を接続したネットワーク
	校務支援システム	児童生徒の名簿・出席簿の管理、成績処理、通知表作成等、校務を効率的に処理するためのシステム
	個別支援員	特別支援学級及び通常の学級に在籍する教育上配慮を要する児童生徒に対して、適切な支援や指導を行う。
	個別指導員	教育上配慮を要する児童生徒に対して直接支援を行うとともに、教員にアドバイスを行うため、学校からの依頼により一定期間派遣する。
さ 行	産業医	教職員の心身の健康の保持増進にあたる専門の医師
	支援教育相談支援チーム	医師、臨床心理士、関係機関等で構成するチームで、教育上特別な配慮を必要とする子どもへの支援について、専門的、実践的な指導・助言を行う。
	自己肯定感	自己に対して前向きで、好ましく思うような態度や感情のこと。
	市推薦研究委託事業	小中学校の研究会に、教科や領域等の教育内容や指導方法の工夫や改善について研究を委託するもので、研究成果を市の学校教育に反映させる。
	指導と評価の一体化	評価する過程で得た情報をもとに、指導の改善を図っていくという、「指導」と「評価」の有機的な関わり
	市民性	「市民性」とは次の二つの意味があり、一つは、「大人」として客観的な判断力を身につけ精神的に成熟するという側面、もう一つは社会の構成員としての権利と義務を行使するという側面のこと。
	就学指導委員会	心身の障がい等で特別な配慮を必要とする児童生徒に対し、その状態に応じて適正な就学指導を行うための委員会
	授業参観週間（学校へ行こう週間）	学校の教育活動や児童生徒の状況を保護者や地域の方に公開し、学校に対する一層の理解と協力を得るために設定された週間
	授業のユニバーサルデザイン化	特別な指導や支援を必要としている児童生徒だけでなく、学級すべての児童生徒の幅広い興味・関心や学力等に対応し、多様な学びを可能な限り保障できるような授業を行うこと。
	小1プロブレム	小学校に入学したばかりの小学校1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどといったことが数か月継続する状態

	語句	説明
さ 行	小規模特認校制度	少人数ならではのきめ細かい指導や、地域と連携した特色ある教育活動を行っている小規模校で子どもを学ばせたいという保護者の希望がある場合に、一定の条件のもと、市内全域から児童の入学・転校を認める制度
	情緒障がい児通級指導教室（コミュニケーションの教室「フレンド」）	自分の気持ちを上手に表現することができなかつたり、友だちとの関わりがうまくできなかつたりする児童に対して、コミュニケーション能力を高め、社会性を育てるために、指導、相談、支援を行う教室。酒匂小学校、足柄小学校に設置
	少人数学級	1クラスの子どもの数を少なくすることにより、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導が可能となり、子どもの発言や発表の機会が増加し、学習意欲の向上が期待できる。小田原市では、小学校1年、2年に35人以下学級を導入
	情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。具体的には、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなど。
	人権移動教室	自他の生命を尊重し、世界の国や人々と共生していくことの大切さを学ぶ機会として、横浜国際人権センターから講師を招いて行う教室
	心理相談員	臨床心理士の資格を持つ相談員
	スクールカウンセラー	いじめや不登校、暴力行為等の課題解決を図ることを目的とし、児童生徒、保護者等の心の相談にあたるため、県が各中学校区に配置
	スクールコミュニティ事業	地域総ぐるみで子どもを見守り育てようという考えのもとに行われる事業。PTAや子ども会、自治会など地域の活動情報を集約して情報紙を発信する「地域の子ども活動情報発信支援事業」、昔遊びやいろいろな体験を通じて異世代間の交流を図る「地域の見守り拠点づくり事業」がある。
	スクールソーシャルワーカー	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて、支援を行う。教育事務所に配置
	スクールボランティア	保護者や地域の方々の持っている知識や技能、経験、時間などを生かし、学校の教育活動を支援するボランティア活動を行う。
スクールボランティアコーディネーター	学校と保護者・地域（スクールボランティア）のパイプ役として市教育委員会が委嘱	

	語句	説明
さ 行	スタートカリキュラム	小学校に入学した子どもたちがスムーズに小学校生活に適応していけるように編成した、1年生入学当初のカリキュラム
	スタディ・サポート・スタッフ	小学校 1、2 年生の学習支援、生活指導にあたるスタッフ。1、2 年生の 30 人を越える学級がある学校に配置
た 行	地域ぐるみの教育推進委員会	家庭・地域・学校等が相互に連携・協力し合い、「おだわらっ子の約束」の普及・啓発を推進し、市民が一体となって地域に根ざした教育活動を実践するために設置された委員会
	チーフコーディネーター	学校を訪問し、スクールボランティアコーディネーターへの相談活動を行うとともに、各中学校区の実践を市民に発信する。市教育委員会が委嘱
	中1ギャップ	小学生から中学1年生になった際に、学習についていけなくなったり生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが増加したりする現象
	ティーム・ティーチング	2 人以上の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式。授業においては、チーフとなる教員が授業をリードし、サブとなる教員がチーフの指導を補充するなどの役割を担う。
	ティーンズ通信	中学生及び高校生の世代に、読書に興味を持ってもらえるよう、おすすめする本を載せているリーフレット。図書館が発行して、中学校及び図書施設において配布
	特別支援教育相談室あおぞら	市立幼稚園、小・中学校に在籍する特別な教育上の配慮を必要とする子どもや、その教育に関わる保護者、教員の相談に応じ、発達相談や相談に応じた観察、心理検査、関係機関への紹介、連携などの支援を行う。酒匂小学校に設置
な 行	認定こども園	幼稚園・保育所のうち、幼児教育・保育・地域における子育て支援を一体的に提供する施設として、設置者の申請に基づき知事の認定を受けたもの。幼稚園・保育所の機能を併せ持つため、保護者の就労の有無に関わらず利用できる。
は 行	ハートカウンセラー相談員	児童や保護者の心の悩みの相談相手として小学校に派遣
	非構造部材の耐震化	建物の天井材や外壁、照明器具や家具などを非構造部材といい、これらの落下や転倒防止策を行って耐震化を図ること。
	部活動地域指導者	中学校の部活動に対し、学校の実情に合わせ、顧問の協力者として、技術面の指導を中心に行う。
	不登校生徒訪問相談員	不登校生徒の学校復帰を目的として、学校と連携し主に家庭訪問により本人、保護者への支援を行う。

	語句	説明
は 行	放課後子ども教室	すべての児童を対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業。片浦小学校で平成24年4月スタート
	放課後児童クラブ	保護者が就労等により家庭にいない、おおむね10歳未満（小学校1～3年）の児童を対象に、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供する事業。本市では市内すべての小学校区において、学校内に開設（片浦小学校は休止）
ま 行	未来へつながる学校づくり	「地域一体教育」と「幼保・小・中一体教育」を基盤とし、地域ぐるみで子どもの学びと育ちを支える学校づくりをめざし、各学校のランドデザインのもと、小田原のよさを生かした特色ある学校づくりを推進する。
	モジュール	学習時間を小さく分割した時間の単位。1モジュールを10分から15分程度として学習内容に合わせてモジュールを組み合わせて授業などを行う。

教育委員会事務局機構図



4 小田原市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称)小田原市教育振興基本計画の策定について調査審議し、その結果について報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するため、小田原市教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、委員14人以内をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が決定する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 市民及び関係団体の代表者
 - (3) 小・中学校及び幼稚園の代表者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める者
- 6 委員の任期は、報告をした日をもって満了する。

(会議)

第3条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(作業部会の設置)

第4条 策定委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、教育委員会及び学校の職員のうちから教育長が指名した者をもって組織する。
- 3 作業部会に部会長及び副部会長を置き、部会長が会議を主催する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 作業部会は、教育振興基本計画の策定に関する事項を専門的に調査研究し、その結果を策定委員会に報告する。

(関係者の出席)

第5条 策定委員会は、必要に応じ、その会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会に関する庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が

策定委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

5 小田原市教育振興基本計画策定委員会委員等名簿

平成23年度

教育振興基本計画策定委員会委員

	氏 名	所 属 (役職等)
委員長	大場 得信	中学校長代表者 (酒匂中学校校長)
副委員長	鈴木 みゆき	学識経験者 (関東学院大学准教授)
委員	二見 栄一	小学校長代表者 (新玉小学校校長)
委員	栢沼 行雄	小田原市自治会総連合理事
委員	井上 義行	小田原市PTA連絡協議会会長
委員	畠山 康	小田原箱根商工会議所専務理事
委員	神山 明美	小田原医師会代表者
委員	富松 国雄	小田原市青少年健全育成連絡協議会副会長
委員	片山 美代子	小田原市体育協会理事
委員	小谷 カツエ	小田原市保育会研修委員会副委員長
委員	平松 章子	私立幼稚園協会副会長
委員	有賀 かおる	小田原市チーフコーディネーター
委員	北野 則子	公募市民

教育振興基本計画策定委員会作業部会委員

	氏 名	所 属 (役職等)
委員	二見 栄一	小学校長代表者 (新玉小学校校長)
委員	大場 得信	中学校長代表者 (酒匂中学校校長)
委員	岩崎 由美子	小学校教頭代表者 (千代小学校教頭)
委員	石井 政道	中学校教頭代表者 (白山中学校教頭)
委員	小菅 克己	小学校総括教諭代表者 (早川小学校)
委員	石井 朝方	中学校総括教諭代表者 (千代中学校)
委員	小川 恵子	東富水幼稚園園長
委員	金本 晃二	教育総務課施設係主事
委員	栗畑 寿一朗	教育指導課指導・相談担当課長
委員	鈴木 一彦	教育指導課指導主事
委員	鈴木 富子	保健給食課保健係長
委員	山田 まゆみ	保健給食課給食係長
委員	遠藤 文子	子ども青少年部保育課保育係長

平成24年度

教育振興基本計画策定委員会委員

	氏 名	所 属 (役職等)
委員長	大輪 仁	中学校長代表者 (城山中学校校長)
副委員長	鈴木 みゆき	学識経験者 (関東学院大学准教授)
委員	二見 栄一	小学校長代表者 (新玉小学校校長)
委員	小川 恵子	公立幼稚園長会代表者 (東富水幼稚園長)
委員	栢沼 行雄	小田原市自治会総連合理事
委員	高井 周作	小田原市PTA連絡協議会会長
委員	畠山 康	小田原箱根商工会議所専務理事
委員	神山 明美	小田原医師会代表者
委員	瀬戸 祐明	小田原市青少年健全育成連絡協議会副会長
委員	片山 美代子	小田原市体育協会理事
委員	小谷 カツエ	小田原市保育会研修委員会副委員長
委員	平松 章子	私立幼稚園協会会長
委員	有賀 かおる	小田原市チーフコーディネーター
委員	北野 則子	公募市民

教育委員

	氏 名	任 期 (平成25年3月現在)
委員長	和田 重宏	平成20年10月1日～平成28年9月30日
委員長職務代理者	山田 浩子	平成18年10月1日～平成26年9月30日
委員	萩原 美由紀	平成23年10月5日～平成27年10月4日
委員	山口 潤	平成20年10月1日～平成28年9月30日
教育長	前田 輝男	平成21年10月1日～平成25年9月30日

6 策定の経過

年月日	内 容
平成 23 年 3 月 24 日	教育委員会定例会
平成 23 年 4 月 25 日	教育委員会定例会
平成 23 年 5 月 12 日	作業部会
平成 23 年 6 月 8 日	作業部会
平成 23 年 7 月 12 日	作業部会
平成 23 年 8 月 1 日	作業部会
平成 23 年 8 月 25 日	教育委員会定例会
平成 23 年 8 月 29 日	第 1 回策定委員会
平成 23 年 9 月 7 日	作業部会
平成 24 年 5 月 17 日	教育委員意見交換会
平成 24 年 8 月 27 日	第 2 回策定委員会
平成 24 年 8 月 30 日	教育委員会定例会
平成 24 年 9 月 25 日	教育委員意見交換会
平成 24 年 10 月 15 日	第 3 回策定委員会
平成 24 年 10 月 22 日	校長会との連絡調整会議
平成 24 年 10 月 22 日	教育委員会定例会
平成 24 年 11 月 8 日	教育委員意見交換会
平成 24 年 11 月 20 日 ～12 月 19 日	パブリックコメントの実施 (意見提出者数 12 人・意見数 39 件)
平成 24 年 11 月 20 日	教育委員・策定委員と市民との意見交換会 (市民参加者数 16 人・意見数 16 件)
平成 25 年 1 月 18 日	第 4 回策定委員会
平成 25 年 1 月 31 日	教育委員会定例会

小田原市学校教育振興基本計画

(平成25年度～29年度)

平成 年 月発行

発行 小田原市教育委員会

編集 小田原市教育委員会 教育総務課

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

TEL 0465 (33) 1671

FAX 0465 (32) 7855

Mail kyoso@city.odawara.kanagawa.jp



小田原市

学校教育振興基本計画（概要版）

平成25年～29年度



未来を拓く たくましい子ども

家庭

- 子どもの心身の健康と基本的な生活習慣を育みます
- 規範意識の基礎を育みます
- 家庭で学習する習慣を身に付けさせます

学校

- 生涯学習の基礎・基本を培います
- 教職員全員が情熱と愛情を持って指導力を発揮します
- 家庭、地域・社会と連携し、子どもを育成します

地域・社会

- 子どもが安心して生活できる地域社会をつくります
- 地域の特徴を生かし、子どもを学校と連携して育てます
- 地域の伝統文化を子どもに継承します

行政

- 学習環境の改善
- 学校、家庭、地域・社会の連携・支援
- 情報の収集と発信

●計画の範囲●

教育委員会の所管する事務のうち学校教育を中心とする計画とします。

●計画の位置付け●

- ・教育基本法第17条第2項に規定する計画として策定します。
- ・おだわらTRYプラン（第5次小田原市総合計画）の個別計画として位置付けます。

●計画の推進にあたって●

「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し、事務の改善をしていきます。また、本計画の期間において達成すべき具体的な目標として、基本目標に対し指標を定め、着実な推進を図ります。

小田原市教育委員会 〒250-8555 小田原市荻窪300番地 TEL：0465(33)1671 FAX：0465(32)7855

Mail：kyoso@city.odawara.kanagawa.jp

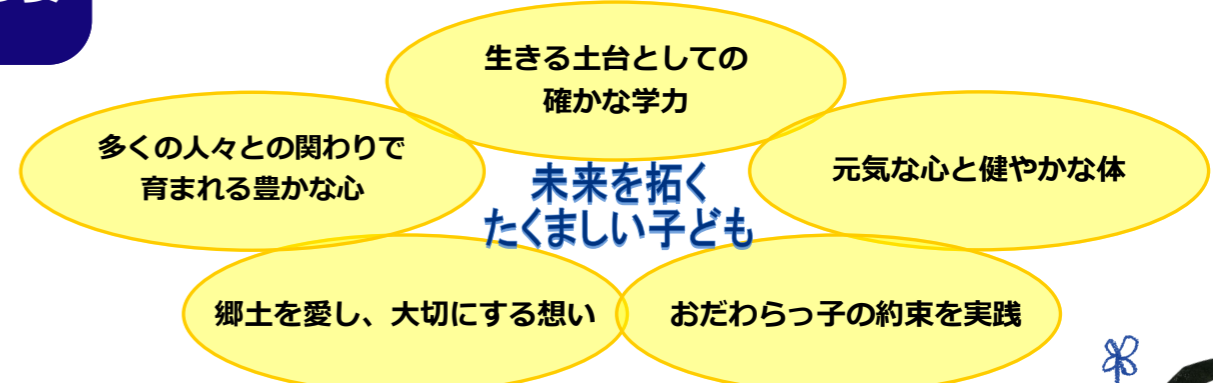


<小田原市学校教育振興基本計画は、小田原市ホームページ、小田原市教育委員会、市立小中学校等でご覧いただけます。>

小田原市 がめざす 子どもの姿

3つの心（温かい心・広い心・燃える心）と3つの力（関わる力・学ぶ力・創る力）を持った

未来を拓くたくましい子ども



3つの 基本方針

1 社会を生き抜く力の養成

変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体から成る生きる力を、子ども一人一人に確実に身に付けさせます。

2 小田原ならではの教育スタイルの確立

様々な教育的ニーズに応える支援体制や、地域で取り組む未来へつながる学校づくり、豊かな自然環境や歴史・文化を生かした学習など、小田原ならではの教育を推進します。

3 教育環境の整備・改善・充実

老朽化した学校施設の整備と改善を行うとともに、新たな時代に対応したICT環境の整備に積極的に取り組みます。

10の 基本目標



基本目標と施策の展開



基本目標	基本施策	施策の方向	主な取組
1 確かな学力の向上	①学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着をめざした授業の展開	各校の実態や特色を生かした学力向上プランを推進します 授業研究の質的な充実に努めます	・各校独自の学力向上プランの作成・公開 ・市推薦研究委託事業 ・校内研究の充実
	②個に応じた学習指導の充実	きめ細かい指導の充実に努めます 児童生徒の学習状況を把握し、学習指導を改善・工夫します 児童生徒の学力向上に向けた、学校と地域の連携を推進します	・少人数学級編制の実施 ・個別支援員の配置 ・スタディ・サポート・スタッフの配置 ・日本語指導者の派遣 ・「おだわらっ子学力向上プラン」の推進 ・地域、スクールボランティアとの連携の推進 ・児童生徒の学習意欲・学習習慣に関する調査・分析
	③家庭学習の推進	家庭学習を支援し、習慣づける取組を推進します 家庭での読書活動を推進します	・家庭学習の手引きの作成 ・「おだわらっ子ドリル」の作成 ・学校司書や図書館ボランティア、市立図書館との連携の推進
2 豊かな心の育成	①道徳教育の充実	道徳教育の充実に努めます 「おだわらっ子の約束」を推進します	・道徳教育の充実 ・「おだわらっ子の約束」の推進
	②人権教育の充実	人権教育の充実に努めます 啓発活動を推進します	・人権教育の充実 ・人権教育研修会の開催 ・人権移動教室の開催 ・学校訪問講話会～戦時下の小田原を知ろう～の開催
	③情操教育の充実	質の高い芸術や豊かな自然にふれる体験を充実させます 行事や部活動を支援します	・おだわらっ子ドリームシアター ・小学校音楽会、中学校音楽会、中学校美術展の開催 ・芸術文化普及啓発事業（アウトリーチ事業） ・自然観察会の開催 ・宿泊体験学習の実施
	④読書活動の充実	読書活動を推進します 学校司書配置を推進します 学校図書室の環境整備に努めます	・学校司書の配置 ・学校図書室の環境整備 ・図書館子どもクラブ、一日図書館員、図書館たんけん隊の拡充 ・「ティーンズ通信」「読書おすすめの本」の配布
	⑤児童生徒指導の充実	生徒指導体制の充実に努めます 教育相談の充実に努めます いじめ・暴力行為・不登校の未然防止に努めます	・生徒指導員の派遣 ・学校警察連携制度の運用 ・教育相談員の配置 ・登校支援強化事業 ・スクールカウンセラーの派遣 ・ハートカウンセラー相談員の派遣
3 健やかな体の育成	①学校体育・部活動の充実	学校体育の充実に努めます 学校行事・部活動を支援します 体育施設・用具の充実に努めます	・新体力テストの実施 ・部活動地域指導者の派遣 ・小学校体育大会の開催 ・体育施設・用具の充実
	②学校保健の充実	学校保健の充実に努めます 保健教育を推進します	・幼・小・中学校定期健康診断事業 ・腎疾患・心疾患・脊柱側弯症の精密検査の実施と判定会の開催 ・性教育講演会の開催 ・歯科保健事業の推進
	③食育の推進、学校給食の充実	食に関する指導の充実に努めます 学校給食の充実に努めます 安全・安心な学校給食を提供します	・弁当の日の実施 ・弁当作り教室の開催 ・食育啓発事業の推進 ・地場産品の利用促進 ・学校給食調理業務の委託化の推進 ・学校給食用食材等の放射性物質検査の実施 ・給食費公費化の検討
4 幼児(就学前)教育の推進	①幼児教育の充実	教育内容の充実に努めます 幼児教育と学校教育との円滑な接続を推進します 市立幼稚園と私立幼稚園の連携を推進します	・教職員研修 ・市幼稚園教育研究会の開催 ・幼保小連携推進事業 ・幼保小の接続パンフレットの改訂
	②子育て支援の充実	子育て支援の充実に努めます 地域との交流を推進します	・預かり保育の拡充 ・子育て広場支援事業 ・市立幼稚園での3歳児保育の導入 ・地域、スクールボランティアとの連携の推進
	③幼保一体化の検討	幼保連携型認定こども園の設置について検討します 幼稚園と保育所の連携を推進します	・認定こども園の設置の検討 ・幼保小連携推進事業
5 これからの社会に対応した教育の推進	①キャリア教育の推進	キャリア教育を推進します 地域人材・企業との連携を推進します	・小中学校が連携したキャリア教育の推進 ・地域企業、産業との連携の推進 ・地域、スクールボランティアとの連携の推進
	②環境教育の推進	環境教育の充実に努めます 環境保全活動を推進します	・地域、諸機関と連携した環境教育、環境保全活動の推進 ・「おだわらっ子エコアワード」 ・省エネフレット配布＆出前講座開催事業 ・未来へつなげる学校づくり推進事業
	③多文化理解教育と伝統文化に関する教育の推進	多文化理解教育と外国語教育の充実に努めます 地域人材、諸機関との連携を推進します 教材・教具の整備に努めます	・ALTの配置 ・外国語教材の作成 ・地域人材、諸機関との連携の推進
	④情報教育の推進	情報教育を推進します 情報モラル教育を推進します	・教育ネットワークシステムの整備と運用促進 ・情報教育研究会の開催 ・家庭への啓発活動 ・携帯電話・インターネットに関する安心・安全教室
	⑤防災教育の推進	発達の段階に応じた防災教育を推進します 避難訓練の工夫・改善に努めます	・防災教育、避難訓練の内容の改善・充実 ・防災教育パンフレットの活用

基本目標	基本施策	施策の方向	主な取組
6 様々な教育的ニーズに対応した教育の推進	①支援教育の充実	支援体制の充実に努めます 支援教育に関する教職員の専門性と指導技術の向上を図ります 通級指導教室の充実に努めます 適正な就学相談・指導の充実に努めます	・個別支援員の配置 ・個別指導員の派遣 ・学習の困難さに対応した支援に関する研究 ・ニーズに応じた通級指導教室の設置 ・適正な就学相談・指導の実施
	②登校支援の推進	登校支援体制の充実に努めます 小中学校間、諸機関との連携を推進します	・校内支援室の設置 ・校内支援室指導員の配置 ・不登校生徒訪問相談員の派遣 ・登校支援強化事業
	③教育相談体制の充実	教育相談センターの設立により、相談機能の充実に努めます 諸機関と連携した相談体制の充実に努めます	・教育相談センターの設立 ・早期発達支援事業 ・支援教育相談支援チームの派遣 ・スクールソーシャルワーク・サポーターの配置
	④家庭への支援	家庭の教育力向上に向けた支援を行います 子育て家庭の負担の軽減を図ります	・家庭教育学級の開催 ・就学支援事業 ・高等学校等奨学金事業
7 未来へつなげる学校づくりの推進	①地域一体教育の推進	開かれた学校づくりを推進します 地域の教育力向上を推進します	・学校評議員制度の運用 ・コミュニティ事業 ・情報公開の推進 ・放課後子ども教室の拡充の検討 ・学校評価の実施 ・学校支援地域本部事業 ・未来へつなげる学校づくり推進事業 ・「幼保・小・中連携、地域連携デー（仮称）」の設定
	②幼保・小・中一体教育の推進	幼保・小・中連携を推進します よりよい接続のあり方についての研究を推進します	・幼保小の接続パンフレットの改訂 ・合同研修の開催 ・幼保小連携推進事業
	③小田原のよさ(特性)を生かした学習の推進	郷土学習の充実に努めます 二宮尊徳学習の充実に努めます 体験学習の充実に努めます 市民性を育む教育を推進します	・副読本の作成 ・自然観察会の開催 ・地域学習データベースの作成 ・体験学習の充実 ・教育ファーム推進事業 ・市民性を育む教育の教材作成
8 教職員の資質の向上とよりよい教育体制の確立	①教職員の指導力の向上	研修体制を見直し、OJTによる人材育成を推進します 教職員の健康対策を推進します 教職員の不祥事防止に努めます	・職員研修支援事業の充実 ・教職員研修の工夫・改善 ・「おだわら未来学舎」の実施 ・定期健康診断、産産医の派遣、メンタル研修会の実施 ・不祥事防止会議の開催、不祥事防止マニュアルの作成
	②子どもと向き合う時間の確保	校務支援システムを導入します 事務手続きの効率化・簡略化に努めます	・教科、分掌資料の共有化 ・研修会や諸調査の精選 ・学校事務のICT化 ・会議の効率的な運営
	③教育課題を明らかにする調査・研究の推進	教育研究所の機能の充実に努めます	・教育研究所の機能の充実
	④教育課程の改善・充実	学校経営の改善・充実に努めます カリキュラム・マネジメントを推進します	・学校評価の実施 ・カリキュラム・マネジメント推進の研究
9 教育環境の改善・充実	①安全で快適な教育環境の整備	学校施設の老朽化対策を進めます 非構造部材の耐震化対策やバリアフリー化を進めます 夏の暑さ対策を進めます 学校トイレの改善を進めます 中学校武道場の整備について検討します 校庭の芝生化を進めます	・校舎リニューアル計画の見直し ・非構造部材の耐震化 ・天井扇風機設置 ・管理諸室等空調設置事業 ・トイレの環境改善 ・校庭の芝生化 ・中学校武道場整備の検討
	②学校ICT化の推進	教育ネットワーク環境の整備を進めます 校務支援システムを導入します 緊急時の情報伝達手段を確立します	・教育ネットワークシステム整備事業
	③学校安全の推進	生活安全・防犯教育を推進します 通学路の安全対策を進めます 日常の安全点検と指導の充実に努めます	・安全教育研修会の開催 ・交通安全教室の開催 ・安全・防犯マニュアルの作成
	④災害対策の強化	非構造部材の耐震化対策やバリアフリー化を進めます（再掲） 学校トイレの改善を進めます（再掲） 広域避難所開設に協力します	・広域避難所の開設と運営 ・非構造部材の耐震化 ・トイレの環境改善
10 教育的効果を高める教育行政の推進	①教育委員会の機能の充実	教育委員会事務の点検・評価を実施します 危機管理体制を強化します 教育委員と教職員との意見交換の場を設けます 教育委員の公募について検討します	・教育委員会事務の点検・評価事業
	②情報提供の充実と市民ニーズの把握	教育委員会の広報活動を充実します 市民と教育委員との意見交換の場を設けます	・教育委員会通信の発行 ・教育懇談会の開催
	③よりよい教育行政の推進	よりよい2学期制を実施します 適正な通学区域を検討します	

片浦小学校における小規模特認校制度の申請状況について

1 募集経過

- 平成24年10月～ 広報活動開始
- 10月6日 片浦小学校説明会・公開授業（第1回）
- 10月17日～ 入学申請書受付開始
- 10月31日～ 学校・教育委員会による面談開始
- 11月10日 片浦小学校説明会・公開授業（第2回）
- 12月14日～ 一次募集 入学申請書提出期限
- 12月17日 抽選会（1学年は6名の募集に対して、8名の申請があったため、抽選を行った。）
- 定員に満たなかった学年については、引き続き募集を行っている。

2 平成25年4月入学の申請状況について

（単位：人）

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
片浦地区在住	9	2	8	3	8	6	36
H24 特認校入学者	0	11	0	0	5	2	18
H25 指定変更から 特認校制度に切り 替え 1	0	0	0	2	0	3	5
H25 募集人員	6	2	7	10	2	4	31
申請者数 (H24.12.14時点)	8 (男4 女4)	0	0	0	2 (男2)	0	10 (男6 女4)
地域別人数	足柄1 富水1 東富水3 矢作1 富士見2				三の丸2		
入学予定者数	6	0	0	0	2	0	8
H25 在籍見込み	15	13	8	5	15	11	67

1 平成23年以前から指定校変更制度を利用して片浦小学校に在籍している新4年（2名）、新6年（3名）が、平成25年4月1日付けで特認校制度による入学に切り替える予定。

3 平成25年4月1日児童数について

(単位：人)

	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	計
片浦地区在住	9 (男4 女5)	2 (男1 女1)	8 (男4 女4)	3 (男2 女1)	8 (男7 女1)	6 (男5 女1)	36 (男23 女13)
特認校制度	6 (男3 女3)	11 (男3 女8)	0	2 (女2)	7 (男5 女2)	5 (男2 女3)	31 (男13 女18)
地域別人数	足柄1 富水1 東富水2 富士見2	町田2 下府中1 国府津1 東富水1 矢作2 報徳1 富士見3		足柄1 町田1	三の丸2 下府中2 富士見3	足柄1 山王1 町田1 報徳1 富士見1	
H25 在籍見込み	15 (男7 女8)	13 (男4 女9)	8 (男4 女4)	5 (男2 女3)	15 (男12 女3)	11 (男7 女4)	67 (男36 女31)

御用米曲輪の整備に伴う発掘調査の成果について

1 これまでの経過

史跡小田原城跡の御用米曲輪（ごようまいぐるわ）では、平成22年度より史跡整備に伴う発掘調査を行っています。

これまでの発掘調査でも、様々な調査成果が挙がっており、昨年度には江戸時代の蔵跡のほかに石垣を伴う障子堀（しょうじぼり）が確認され、戦国時代の小田原城でも石垣が使われていたことが確認されたとして話題となりました。

また、昨年8月には江戸時代の瓦積塀（かわらづみべい）が立ったままの状態で見出され、江戸時代の小田原城最後の建造物の発見、あるいは戦国時代の大型の礎石建物跡が確認され、戦国大名小田原北条氏の主殿（しゅでん）の可能性が考えられるなど、大きな発見が相次いでおりました。

その後も、御用米曲輪での発掘調査を継続しておりますが、さらに大きな発見がありましたのでご報告します。

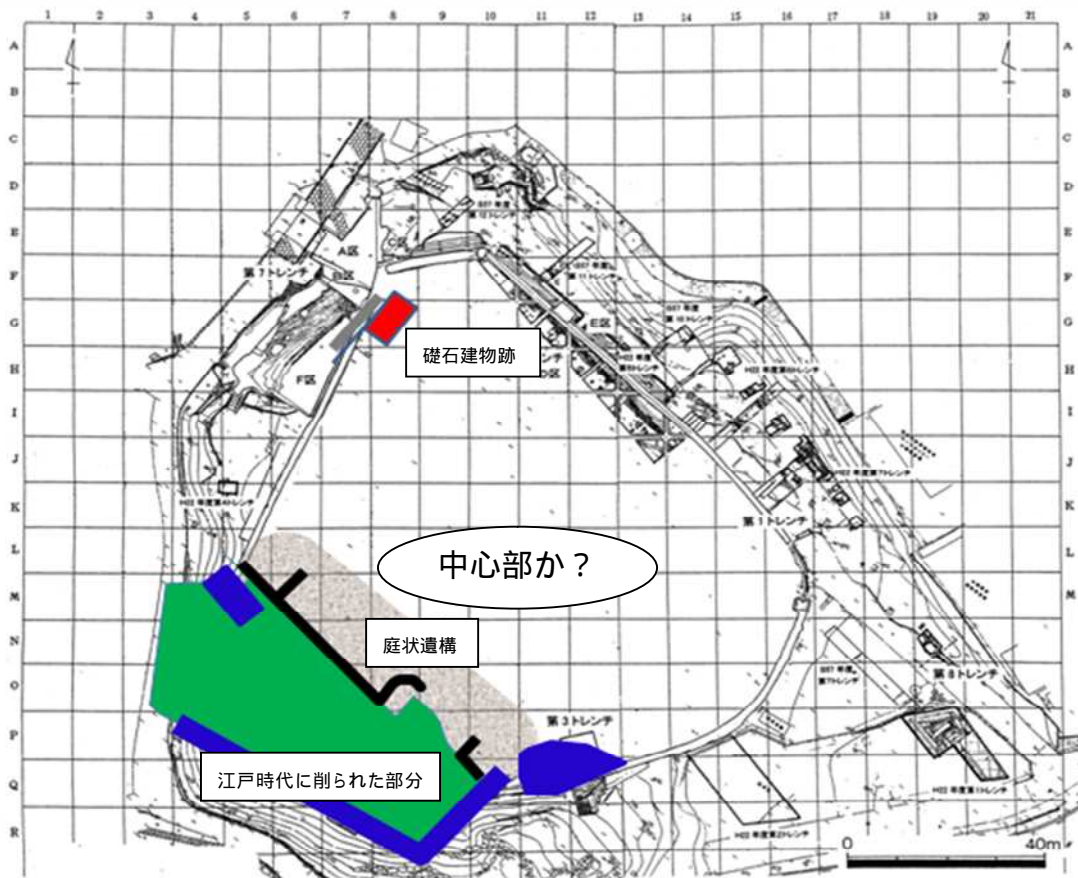


図1 戦国時代の御用米曲輪、想定概念図

2 確認された「礎石建物跡」(そせきたてものあと)について

御用米曲輪の北側で、礎石と考えられる石が並んで確認されました。このことは8月にその一部が確認され、この礎石建物跡は戦国大名小田原北条氏の主殿(しゅでん)の存在を想定し得る調査成果であると発表をいたしました。

その後、礎石建物跡周辺の調査を進めた結果、この礎石建物は、桁行(けたゆき)6間以上×梁間(はりま)3間(1間 6尺2寸5分=1.89m)の建物であることが分かりました(写真1)。また、礎石建物は少なくとも同じ場所で3回の建て直しが行われていると考えられ、建物の西側には幅1間の玉石を敷き詰めた道路が伴う時期もあったことが分かりました。このことから、この場所が利用頻度の高い重要な空間であったことがわかります。

建物の規模が梁間3間と細長いため、会所(かいしょ)や主殿(寝殿)といった中心的な建物に付随する何らかの施設と考えることが妥当と考えられます。しかし、この建物に隣接して「かわらけ(儀式や宴会などに用いる素焼きの土器)」が1,000点以上出土していることから、この建物が小田原城の中でも重要な建物の1つであったことは間違いありません。

3 戦国時代の曲輪の形と「庭状遺構」(にわじょういこう)の発見について

御用米曲輪の南側(本丸・天守閣側)では、江戸時代とは全く異なる戦国時代の曲輪の範囲が明確になりました。これまで、御用米曲輪は戦国時代の面影を色濃く残す曲輪であると考えられていましたが、戦国時代の御用米曲輪の形態は江戸時代のものとは全く異なることがわかりました。

さらに、その曲輪の端には石組みの水路が造られており、斜面からの排水に用いられていたと考えられます。この水路の周辺には所々に庭石と思われる石材が配置されており、手前には玉石や砂利が敷かれていました(写真2)。

このことから、これらの遺構は斜面を背景として設けられた“庭”の裏手であろうと考えられます。同様の遺構は広範囲で確認されており、戦国時代の御用米曲輪南側には広大な庭であった可能性があります。また、庭に使われている石材は、西側では円礫(安山岩の河原石)、東側ではブロック状の切石(凝灰岩の切石)、中央ではモザイク模様のような様々な石[白い円礫・黒い切石(風祭石)・黄色い砂岩(鎌倉石)]が用いられており、それぞれの部分が個性的な庭の景観を形成していた可能性が考えられます。

この庭状遺構の中心は、未調査部分にあるものと考えられますが、検出された石組み水路の向き(軸線)が、礎石建物跡の向きとほぼ同一であることから、この庭状遺構と礎石建物は、同じ時期に存在した一連の遺跡であると考えられます。

4 今回の発見から想定し得ること

礎石建物跡の礎石とは、大型の建物を支えるための基礎として用いられるものであり、小田原においては初めて検出されたものです。さらに、それに伴う庭が存在したことは重要な発見と言えます。このような遺構の様相は、大友氏遺跡の大友氏館跡（大分県大分市）・大内氏遺跡の大内館跡（山口県山口市）・

阿波細川氏のしょうずいじょうかんあと勝瑞城館跡（徳島県板野郡藍住町）・越前朝倉氏の一乗谷朝倉氏関連遺跡（福井県福井市）など、各地で確認されている大名レベルの居館遺構にも相当するものです。

また、礎石建物や庭の存在は、文献史料などで垣間見えていた文化都市としての小田原の姿（会所での儀式、主殿（寝殿）での宴席・歌会など）を遺構として明らかにするものと言えます。

これまで小田原城は、八幡山古郭（現在の小田原高等学校周辺）から小田原北条氏五代約100年の間に同心円状に拡大されてきた城郭と評価されてきました。しかし、今回の調査成果から、近年研究者により指摘され始めていたように、小田原北条氏の当主は山手ではなく低地部に屋敷を構えていた可能性が高まったと言えます。

5 2月16日（土）に見学会を開催します

これらの貴重な発見を実際に御覧いただくため、2月16日（土）に遺跡見学会を開催いたします。時間は午前10時から午後3時までとし、その時間の中でご自由に御覧いただけるようにいたします。また、午前10時からと午後1時からの2回（約1時間）調査を担当する職員がそれぞれの遺構について解説をする予定です。[荒天の場合には2月23日（土）に延期]

長い時間土中に埋まっていた遺跡は、露出している時間が長くなると崩れてしまいます。今回の調査成果も随時遺構保護のために埋め戻して参ります。遺跡見学会は、このような貴重な成果を御覧いただける機会ですので、ぜひ多くの皆さんに御参加頂きたいと思っております。



写真1 礎石建物跡（南から）



写真2 庭状遺構（中央部、北から）

平成24年度地域・世代を超えた体験学習事業
「R・P・G（ラリー・フォト・ゲーム）in 城下町」実施要項

1. 趣 旨

学校や世代を超えた交流を通し、決められたことを体験するだけでなく、課題を克服するなどして自己の成長につながる体験活動の機会を提供し、自立心や創造性など豊かな人間性を育てていく。

2. 主 催

小田原市

3. 企画・運営

地域・世代を超えた体験学習実行委員会

4. 期日

平成25年3月24日（日）（日帰り研修）

5. 場所

郷土文化館およびその周辺（小田原城址公園・小田原市街地）

6. 事業のテーマ・視点

地域・世代を超えた交流（コミュニケーション）

地元や同世代ではない人の交流を敢えて行う中でコミュニケーション能力を培う。

地域の自然や環境

地域にいながら見過ごしがちな小田原の自然に触れることで環境への関心を高める。

チャレンジ

与えられたものをこなすのではなく、自らが体験し、困難を乗り越え挑戦する心を培う。

指導者育成

次代を担う青少年育成を地域で推進していく人材（指導者）をこの体験学習を通じて育成する。

7. プログラム

別紙プログラム（案）

8. 参加者（予定）

小学生（市内小学校4～6年生 30人）

9. 指導者

おだわら自然楽校指導者15人程度

10. 参加費・委託料

参加費：実費相当分（交通費・保険料・飲食等）を設定 指導者も同額負担を予定

委託料：小田原市から実行委員会への委託料は無し（0円）

教育ネットワークシステムの検討結果について

1 検討会

(1) 小田原市教育ネットワークシステム検討会

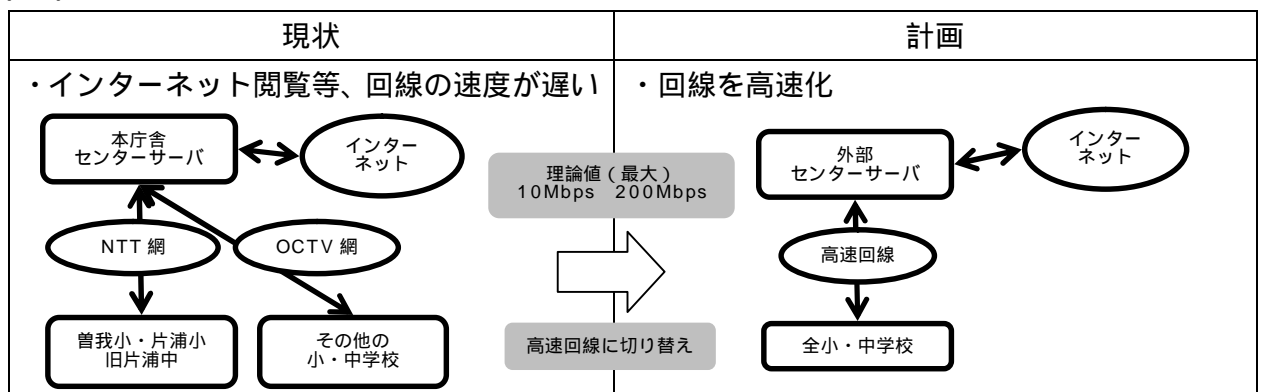
- ・平成24年4月に設置
- ・構成メンバー：検討会10名、部会10名
 教育部長、教育部副部長、小・中学校（校長会、教頭会、総括教諭、教諭の代表）
 情報システム課、建築課、教育総務課、保健給食課、教育指導課
- ・事務局：4名
 教育部管理監、教育総務課、教育指導課

(2) 開催実績

1	平成24年4月	第1回検討会	現状と諸課題の整理、新システム構築について
2	5月	第1回部会	校務支援システム導入及びハード更新方法の調査研究
3	6月	第2回検討会	
4	7月	先進地の視察	静岡県富士市（庁舎・学校）
5		第2回部会	提案要件について
6	8月	第3回検討会	
7	11月	第4回検討会	1次審査（書類審査）
8		第5回検討会	2次審査（プレゼンテーション審査）最優秀提案の選定

2 新システムで実現したいこと

(1) 回線の高速化



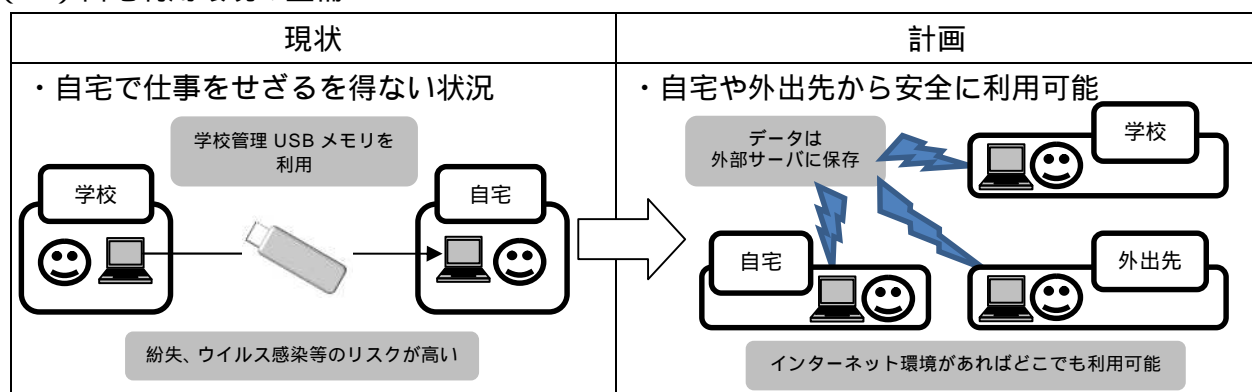
(2) 校務用PCの増設

現状	計画
<p>・888台を整備（購入端末629台、リース端末259台）</p>	<p>・1,276台を整備（既存購入端末629台、リース端末259台更新+388台増） ・教職員、事務職等に1人1台を整備</p>

(3) 校務支援システムの導入

現状	計画
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員独自の方法で処理 ・通知表(票)事故調査委員会において当該システムの導入を推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・統一したシステムを導入 ・校務(名簿情報管理、出欠席情報管理、通知表(票)作成等)の効率化、子どもとふれあう時間の確保

(4) 自宅利用環境の整備



(5) イン트라ネットの拡張

現状	計画
<ul style="list-style-type: none"> ・職員室、PC教室、一部の特別教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・校長室、事務室、普通教室、図書室等に拡張

(6) ホームページ更新システムの導入

現状	計画
<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究所で更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校現場や出先から、迅速な更新(情報発信)

(7) 緊急情報発信システムの導入

現状	計画
<ul style="list-style-type: none"> ・独自でシステムを導入している学校も存在 ・運用や機能にばらつき 	<ul style="list-style-type: none"> ・統一したシステムを導入 ・迅速な緊急情報の発信

(8) 保守管理体制の整備、コストの削減

現状	計画
<ul style="list-style-type: none"> ・回線、ハードウェア、ソフトウェア、運用支援、保守を別々に契約 ・障害発生時、原因究明が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育ネットワークシステム全体(回線、ハードウェア、ソフトウェア、運用支援、保守)の一括契約 ・全ての相談(充実)窓口の一元化、保守管理の強化 ・スケールメリットによるコストの削減

小田原市教育ネットワークシステム検討会設置要綱

(平成24年4月23日)

小田原市教育ネットワークシステム検討会設置要綱

(設置)

第1条 小田原市教育ネットワークにおける各種システムの導入等を推進するとともに、その円滑な運用に資するために、小田原市教育ネットワークシステム検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育ネットワークシステムに関すること。
- (2) 校務支援システムに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、小田原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会は、委員長、副委員長1人及び委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が決定する。
 - (1) 小田原市校長会及び教頭会が必要と認める者
 - (2) 教育部長
 - (3) 教育部副部長
 - (4) 教育部管理監
 - (5) 教育部保健給食課長
 - (6) 教育部教育指導課長
 - (7) 企画部情報システム課長
 - (8) 建設部建築課長
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

(会議)

第4条 検討会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 検討会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 検討会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによ

る。

(部会)

第5条 検討会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき者は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長の指名する者がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を検討会に報告しなければならない。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する者のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する者」と読み替えるものとする。

(関係職員の出席)

第6条 検討会又は部会において必要があると認めるときは、検討会は、必要に応じ、その会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、選任された日から当該年度末までとし、年度ごとに委員の見直しを行うものとする。

(庶務)

第8条 検討会の事務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月23日から施行する。

報告第 1 号

事務の臨時代理の報告（社会教育主事の解任）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 10 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

平成 25 年 1 月 31 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

社会教育主事の解任について

氏 名	所 属	職 名	発 令 年 月 日
柏木 みどり	生涯学習課	主 事	平成 2 4 年 1 2 月 3 1 日

解任の理由

育児休業代替の任期満了による

(任期：平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 1 2 月 3 1 日)

議案第 1 号

平成 2 5 年度学校教育の基本方針について

平成 2 5 年度学校教育の基本方針について、議決を求める。

平成 2 5 年 1 月 3 1 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

平成25年度 学校教育の基本方針及び取組の重点

基本方針

小田原市教育委員会は、小田原市教育都市宣言及び学習指導要領の趣旨や目的を踏まえ、小田原市学校教育振興基本計画に基づき、子どもの夢と希望をはぐくむ教育を推進します。

そのために、「3つの心と3つの力」を視点として、子どもの豊かな心の育ちを願い、生涯学習の基礎・基本を培い、**未来を拓き、たくましく生き抜く力**を育てていきます。

そして、子ども、保護者、地域の方々、教職員のそれぞれの願いの実現をめざし、共に理解し育ち合い、**学校、家庭、地域が支え合って、明日が待ち遠しくなるような魅力ある学校づくり**を展開していきます。



めざす子どもの姿

3つの心と3つの力を持った未来を拓くたくましい子ども

3つの心

温かい心

人としての優しさ、愛情、真心など

広い心

思いやり、寛容な心、人の役に立とうとする心など

燃える心

困難を乗り越え、何事にも挑戦する強い心など

3つの力

関わる力

自分の周りの人や自然などのあらゆる事象に興味・関心を持ち、意欲的な関わりを通して、それらを理解し、共生していこうとする力

学ぶ力

目的意識を持って主体的に学習に取り組み、基礎的・基本的な知識や技能を習得し、問題を解決していく力

創る力

習得した力を基に、考えたり表現したりする活動を通して、実生活などの場で、活用・探究していく力

基本目標

3つの心と3つの力を持った未来を拓くたくましい子ども



社会を生き抜く力の養成

小田原ならではの教育スタイルの確立

教育環境の整備・改善・充実

1 確かな学力の向上

2 豊かな心の育成

3 健やかな体の育成

4 幼児教育（就学前教育）の推進

5 これからの社会に対応した教育の推進

6 様々な教育的ニーズに対応した教育の推進

7 未来へつなげる学校づくりの推進

8 教職員の資質の向上とよりよい教育体制の確立

9 教育環境の改善・充実

10 教育的効果を高める教育行政の推進

取組の重点

小田原市教育委員会、各学校・園、教職員一人ひとりは、「3つの心と3つの力を持った未来を拓くたくましい子ども」を育むため、次のことを重点にして取り組んでまいります。

地域一体教育と幼保・小・中一体教育の推進

子ども一人一人の幸せと成長を願い、学校・家庭・地域が一体となった地域一体教育と幼稚園・保育所・小学校・中学校が一体となった幼保・小・中一体教育の連動を図り、『未来へつなげる学校づくり』を推進します。

- 各校に配置された、学校と保護者や地域の方を結ぶコーディネーターと連携して、教育活動全般にわたって、さらなるスクールボランティア活動の充実を図ります。
- 就学前教育から義務教育終了までを見通して、それぞれの教育目標をふまえた、関連性・連続性のある教育活動を展開することにより、生涯学習の基礎・基本を培っていきます。

徳

豊かな心の育成

教育活動全体を通して、「自らを律しつつ、他者とともに協調し、他者を思いやる心」、「生命や人権を尊重する心」、「感動する心」、「挑戦する心」など豊かな心をはぐくむ教育をめざします。

子どもの心の安定と規範意識の向上を図るために、保護者や地域の方とともに、「**おだわらっ子の約束**」を実行していきます。

- 子どもの感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにするために、**読書活動**を推進します。

知

確かな学力の向上

「基礎的な知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学習意欲」などの確かな学力の向上をめざします。

「わかる授業」「考え表現する授業」を充実させるために、**積極的な授業公開・授業研究**や**多面的な授業評価**等を行っていきます。

- 基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視し、さらなる**指導方法の工夫・改善**に取り組みます。

体

健やかな体の育成

生涯にわたり、主体的に運動に取り組み、**体力の向上**を図るとともに、生活リズムを整え、自ら「食」と関わり、自らの健康を適切に管理・改善できる子どもの育成をめざします。

コミュニケーション能力の向上

相手の考えや思いをしっかりと受けとめ、自分の考えや思いを積極的に表現するなどして、コミュニケーション能力（**関わる力**）を発揮できる子どもの育成をめざします。

きめ細やかな児童・生徒指導の推進

好ましい人間関係づくりに努め、子ども一人一人の居場所づくり・絆づくりの充実を図ります。不登校への対応やいじめをはじめとする問題行動の解消への取組を一層推進します。

支援教育の充実

自らの力で解決することが困難な課題(教育的ニーズ)を抱え、教育上配慮を要する子ども一人一人への適切かつ柔軟な指導の充実をめざします。**保護者との連携**を図っていくとともに、交流及び共同学習を推進していきます。

郷土を愛し、大切に学習の充実

郷土の偉人、自然、歴史・文化などと関わり学ぶことを通して、郷土を愛し、大切に学習の充実を図ります。郷土を愛し、大切に学習の充実を図ります。郷土を愛し、大切に学習の充実を図ります。

子どもの安全・安心の確保

学校における安全指導・安全管理の徹底を図るとともに、家庭・地域との密接な連携のもとに、子どもの安全・安心の確保の一層の推進を図ります。(防災・防犯・交通安全教育)

各学校は、上記の重点のうち、の取組み(特に**ゴシック文字**で示すもの)を、**学校評価の共通評価項目**として設定します。

教職員の資質・指導力の向上

校内研究の充実や研修のあり方を見直すことなどにより、教職員が使命感と情熱を持って、互いに学び合い、高め合い、それぞれの資質、指導力の向上に努めます。

小田原市附属機関設置条例及び小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

教育委員会の諮問に応じて調査審議等をする附属機関として、キャンパスおだわら運営委員会ほか2件の委員会等を設置するために「小田原市附属機関設置条例」を改正するとともに、これら附属機関の委員の報酬額を定めるために「小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例」を改正するもの。

2 対象となる委員会（教育委員会関係）

名 称 (所管課)	設 置 目 的	委員の数
キャンパスおだわら運営委員会 (生涯学習課)	キャンパスおだわらの運営に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	12人以内
史跡小田原城跡調査・整備委員会 (文化財課)	史跡小田原城跡の整備に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	12人以内
小田原市就学指導委員会 (教育指導課)	心身の障害等で特別な配慮を必要とする学齢児童又は学齢生徒に対する適正な就学指導に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	25人以内

* これまでは要綱で設置していたもの

* 市長部局の対象となる委員会等は18件

3 施行予定年月日

平成25年4月1日

議案第 2 号

平成 2 5 年度予算について

平成 2 5 年度予算について、次のとおり申出するものとする。

平成 2 5 年 1 月 3 1 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

平成25年度

当初予算要求概要

(教育費関係)

平成25年度 教育費予算総括表

	費目	当初予算額		増減		25年度予算額(課別・事業費) <small>(単位:千円)</small>					
		25年度 (千円)	24年度 (千円)	額 (千円)	対前年度 比 (%)	教育総務	生涯学習	青少年	文化財	スポーツ	図書館
教育部	教育委員会費	7,270	7,332	-62	-0.8%	7,270					
	事務局費	467,060	444,199	22,861	5.1%	467,060					
	学校給食共同調理場費	187,738	178,665	9,073	5.1%	187,738					
	小・学校管理費	897,915	1,004,483	-106,568	-10.6%	897,915					
	小・教育振興費	168,346	186,862	-18,516	-9.9%	168,346					
	小・学校建設費	421,140	628,535	-207,395	-33.0%	421,140					
	中・学校管理費	276,780	410,527	-133,747	-32.6%	276,780					
	中・教育振興費	114,528	150,626	-36,098	-24.0%	114,528					
	幼稚園費	55,936	55,863	73	0.1%	55,936					
	事業費計A	2,596,713	3,067,092	-470,379	-15.3%	2,596,713					
人件費B	886,517	847,804	38,713	4.6%	(職 員 課 予 算)						
小計C(A+B)	3,483,230	3,914,896	-431,666	-11.0%							

文化部・子ども青少年部	社会教育総務費	4,887	4,841	46	1.0%	4,887					
	青少年対策費	173,003	163,517	9,486	5.8%		173,003				
	文化財保護費	412,326	457,267	-44,941	-9.8%				412,326		
	生涯学習センター費	100,189	96,712	3,477	3.6%	100,189					
	図書館費	470,585	195,920	274,665	140.2%						470,585
	郷土文化館費	24,005	34,249	-10,244	-29.9%	24,005					
	尊徳記念館費	63,365	51,819	11,546	22.3%	63,365					
	諸施設費	7,913	8,590	-677	-7.9%	530	7,383				
	保健体育総務費	69,630	71,453	-1,823	-2.6%					69,630	
	体育施設費	124,164	133,529	-9,365	-7.0%						124,164
	事業費計D	1,450,067	1,217,897	232,170	19.1%	192,976	180,386	412,326	193,794	470,585	
人件費E	551,297	559,662	-8,365	-1.5%	(職 員 課 予 算)						
小計F(D+E)	2,001,364	1,777,559	223,805	12.6%							

事業費計G(A+D)	4,046,780	4,284,989	-238,209	-5.6%	2,596,713	192,976	180,386	412,326	193,794	470,585
人件費計H(B+E)	1,437,814	1,407,466	30,348	2.2%	(職 員 課 予 算)					
総合計 I (G+H)	5,484,594	5,692,455	-207,861	-3.7%						

(単位:千円)

款	項	目	25年度	24年度	比較	主な事業 (下線は新規事業)
10	教育費		4,046,780	4,284,989	238,209	
	1	教育総務費	662,068	630,196	31,872	
		1 教育委員会費	7,270	7,332	62	未来へつながる学校づくり推進事業 学校支援地域本部事業 教育ネットワーク整備事業
		2 事務局費	467,060	444,199	22,861	特別支援教育推進事業 生徒指導員派遣事業 不登校対策支援モデル事業 共同研究事業 学校司書派遣事業 高等学校等奨学金事業
		3 学校給食共同調理場費	187,738	178,665	9,073	給食調理場施設・設備整備事業
	2	小学校費	1,487,401	1,819,880	332,479	
		1 学校管理費	897,915	1,004,483	106,568	工事請負 ・校舎屋上防水改修(1校) ・エレベーター改修工事(1校) ・給食棟屋上防水改修(1校)
		2 教育振興費	168,346	186,862	18,516	少人数指導スタッフ事業 スタディサポートスタッフ事業 片浦小学校小規模特認校制度推進事業 小学校外国語指導助手派遣事業 おだわらっこドリームシアター事業
		3 学校建設費	421,140	628,535	207,395	町田小学校校舎、三の丸小学校校舎取得事業
	3	中学校費	391,308	561,153	169,845	
		1 学校管理費	276,780	410,527	133,747	工事請負 ・校舎屋上防水改修(1校) 新学習指導要領対応非常勤講師配置事業
		2 教育振興費	114,528	150,626	36,098	
	4	幼稚園費	55,936	55,863	73	
		1 幼稚園費	55,936	55,863	73	

(単位:千円)

款	項	目	25年度	24年度	比較	主な事業(補助執行分のみ) (下線は新規事業)
	5	社会教育費	1,256,273	1,012,915	243,358	
		1社会教育総務費	4,887	4,841	46	指導者養成研修事業 指導者派遣事業 地域・世代を超えた体験学習事業 地域体験学習事業
		2青少年対策費	173,003	163,517	9,486	指定文化財等保存管理事業 (長興山枝垂桜樹勢回復事業) 指定文化財等保存管理事業 (荻窪駒形水車改修工事) 文化財保存修理等助成事業
		3文化財保護費	412,326	457,267	44,941	緊急発掘調査事業 本丸・二の丸整備事業 天守模型調査等委託 史跡石垣山保全対策事業 史跡等用地取得事業
		4生涯学習センター費	100,189	96,712	3,477	早川石丁場群整備事業 キャンパスおだわら事業 生涯学習センター本館中央監視装置改修工事
		5図書館費	470,585	195,920	274,665	図書購入費 市立図書館外壁改修工事 かもめ図書館中央監視盤関連機器修繕 かもめ図書館ガス吸収冷暖房機(2号機)分解整備委託業務
		6郷土文化館費	24,005	34,249	10,244	かもめ図書館給水ポンプ改修工事 貴重資料保存事業 文学館敷地内公社用地買戻し 小田原橋親柱移設事業
		7尊徳記念館費	63,365	51,819	11,546	尊徳関係資料レプリカ製作等委託 尊徳記念館非常灯用直流電源装置改修工事
		8諸施設費	7,913	8,590	677	
	6	保健体育費	193,794	204,982	11,188	
		1保健体育総務費	69,630	71,453	1,823	
		2体育施設費	124,164	133,529	9,365	

平成25年度予算(教育費)の概要

(単位：千円)

主な事業		概要	25年度当初 予算額(案)	24年度当初 予算額	備考
教育総務費					
1	未来へつながる学校づくり 推進事業	小田原の子どもたちの豊かな心の育ちを願い、校長の裁量のもと、学校、保護者、地域が一体となって各学校の特性にあった事業を展開し、未来へつながる学校づくりを推進する。	11,000	9,810	
2	学校支援地域本部事業	中学校区を単位として、地域の実態に応じ、学校が必要とする活動について学校支援ボランティアの活動を充実し、地域ぐるみで子どもの学びと育ちを支える体制をつくり、地域一体教育や幼保・小・中一体教育の推進を図る。	5,075	5,075	
3	教育ネットワーク整備事業	全小、中学校において校務や情報教育に用いている回線、ハードウェア、ソフトウェア等の教育ネットワークシステムの更新・整備(5年間(平成25年11月から平成30年10月まで))を行うもの		0	新規
4	特別支援教育推進事業	障害や集団への不適応など、教育上配慮を要する子どもたちに対応するため、支援スタッフや専門支援チームを学校に派遣する。	81,879	76,024	
5	生徒指導員派遣事業	生徒指導上の問題で学級運営に支障を来すことが考えられ、その指導のために特に必要となった中学校へ生徒指導員を派遣する。	13,045	12,733	緊急雇用創出事業臨時特例基金事業(一部分のみ)
6	不登校対策支援モデル事業	教室へ復帰するためのステップの場として中学校に設置している校内支援室に指導員を配置する。	5,105	5,252	
7	共同研究事業	文部科学省の実施要項に基づき、小学校5年生及び中学校2年生を対象に「新体力テスト」を実施し、その結果を集計・分析して体育・スポーツ活動の指導など子どもの体力向上に活用する。	500	704	
8	学校司書派遣事業	小・中学生の読書活動を推進するため、学校図書館の業務を選任する学校司書を配置し、学校図書館の効果的な運営を図る。	25,485	25,485	
9	高等学校等奨学金事業	経済的に修学が困難であり、かつ成績優良な市内在住の高校生を対象に、修学に係る学資の一部を小田原市奨学基金を財源に奨学金として支給する。	3,009	3,009	

平成25年度予算(教育費)の概要

(単位：千円)

主な事業		概要	25年度当初 予算額(案)	24年度当初 予算額	備考
小学校費・中学校費・幼稚園費					
1	小学校維持管理工事	・校舎屋上防水改修(1校) ・エレベーター改修工事(1校) ・給食棟屋上防水改修(1校)		86,853	
2	学校教材等整備・管理事業	理科教育用備品(小・中学校)の購入及び防災教育用パンフレット(小・中学校)を作成する。	2,536	9,357	
3	少人数指導スタッフ事業	基礎的な生活習慣の確立等により学力の定着を図るため、小学校2年生について、35人以下学級を編制する際に必要なスタッフを配置する。	8,007	21,901	
4	スタディサポートスタッフ事業	小学校において、少人数指導を効果的に行うため、教員補助者を配置する。	21,880	23,829	
5	片浦小学校小規模特認校制度推進事業	児童数が減少している片浦小学校について、平成24年4月から小規模特認校制度を導入しており、平成25年度も、その特色・魅力づくりとして、放課後子ども教室等を引き続き実施する。	5,114	5,200	
6	小学校外国語指導助手派遣事業	新学習指導要領の実施に伴う、小学校5・6年生における英語を中心とした「外国語活動」を実践するため、小学校に外国語指導助手を派遣する。	17,725	18,060	
7	おだわらっこだりーむシアター事業	質の高い芸術文化に触れ、体感することにより、豊かな感性や感覚を持つ心を育てる。引き続き劇団四季の「こころの劇場」を活用し実施する。	850	850	
8	学校施設整備計画事業 ・学校取得事業	公益法人制度改革に伴い、解散が予定されている(財)小田原市学校建設公社が所有する学校施設(町田小学校校舎、三の丸小学校校舎)を市が取得する。	421,140	628,535	25年度終了予定
9	中学校維持管理工事	・校舎屋上防水改修(1校)		123,738	
10	新学習指導要領対応非常勤講師配置事業	中学校において、免許教科外教科教員で対応せざるを得ない場合、及び新学習指導要領の実施により増加した授業時間に対応するため、非常勤講師を派遣する。	7,641	7,641	

平成25年度予算(教育費)の概要

(単位：千円)

主な事業		概要	25年度当初 予算額(案)	24年度当初 予算額	備考
社会教育費					
1	指導者養成研修事業	高校生から成人を対象とした段階的かつ実践的な研修を実施し、地域の担い手(指導者)を発掘するとともに、指導者の資質向上を図る。	727	577	
2	指導者派遣事業	小学校や地域が実施する体験学習に指導者を派遣することにより、子どもたちに感動や体験が得られる機会をより多く提供する。	324	204	
3	地域・世代を超えた体験学習事業	地域の資源や環境を生かした体験学習プログラムを通じて、自立心や創造力など豊かな人間性を育むとともに、大人(指導者)との世代を超えた交流を図る。	1,748	1,388	
4	地域体験学習事業	地域単位での体験学習事業を実施することで、より多くの子ども達に体験学習を提供していくとともに、郷土愛や地域における世代間交流の高揚を図る。	300	200	
5	指定文化財等保存管理事業(長興山枝垂桜樹勢回復事業)	樹勢の衰退が懸念される市指定天然記念物「長興山の枝垂桜」の樹勢回復事業。25年度は4か年計画の3年目。1～2年目に引き続き根の発根や育成を促すとともに、枯れ枝の剪定を行う。		1,700	
6	指定文化財等保存管理事業(荻窪駒形水車改修工事)	土木遺産に認定された荻窪用水の関連施設であり、地域の大切な文化遺産である荻窪駒形水車について、老朽化が著しいため改修を行う。また、環境部において、同水車を活用した小水力発電の実証事業も予定されている。		0	新規(単年度事業)
7	文化財保存修理等助成事業(継続事業分)	市指定文化財である玉宝寺の五百羅漢像や県指定文化財である報徳博物館の二宮尊徳関係資料について、その修理費や保存容器購入費の一部を助成するとともに、小田原民俗芸能保存協会の後継者育成事業費の一部を助成する。	630	630	
8	文化財保存修理等助成事業(新規事業分)	市指定文化財である国府津宝金剛寺の西洋童子像(絵画)や県指定文化財である飯泉の勝福寺本堂(建造物)について、その修理費や塗装費用の一部を助成する。	1,169	78	新規 西洋童子像は単年度事業
9	緊急発掘調査事業	埋蔵文化財包蔵地内で、開発行為等の工事により遺跡が破壊される場合、試掘調査や個人及び併用住宅等の開発に対する本格調査を実施し、遺跡の記録保存を行う。	49,242	33,135	
10	本丸・二の丸整備事業	御用米曲輪において、平成24年度の平場部分の発掘調査によって戦国期の重要な遺構が発見されているため、平成25年度も引き続き発掘調査を行う。修景整備工事としては、土塁切り通し部分の一部の擁壁設置や樹木整理などを行う。	54,744	55,816	
11	天守模型調査等委託	天守閣木造再建の可能性の検証作業の一環として、資料的価値が高い小田原城天守模型(小田原城天守閣蔵)を調査・評価する。		0	新規(単年度事業)
12	史跡石垣山保全対策事業	平成24年度に優先度を考えて予定を変更し、測量・調査を行い実施設計を策定した井戸曲輪内北東側石垣について、保全対策工事の一部を行い、併せて工事監理も行う。	12,000	5,000	
13	史跡等用地取得事業	国指定史跡小田原城跡内にある城内地区の用地を公有地化する。	248,929	304,960	

平成25年度予算(教育費)の概要

(単位：千円)

主な事業		概要	25年度当初 予算額(案)	24年度当初 予算額	備考
14	早川石丁場群整備事業	早川石丁場群は、伊豆半島の石丁場群と合わせて江戸城の石丁場として国指定史跡に値する遺跡であるため、史跡指定に向けての準備作業として、石丁場群の詳細測量を行う。	7,000	0	
15	キャンパスおだわら事業	誰もが気軽に生涯学習に取り組む機会や市民にとって分かりやすい講座体系を提供するとともに、「新しい公共」の創設ともいえる市民が主体となり、生涯学習を推進する。	20,176	21,812	
16	中央監視装置改修工事	生涯学習センター本館「けやき」の中央監視装置の改修工事を実施する。		0	新規(単年度事業)
17	図書購入費	市立図書館、かもめ図書館、自動車文庫の図書資料等(図書、新聞、定期刊行物等)を購入する。	17,863	18,598	
18	市立図書館外壁改修工事	昭和34年に建設された市立図書館の外壁において、南側の2階底部分が数メートルにわたりひび割れを生じ、コンクリート片が庭に落下する状況となっているため、改修工事を実施する。		0	新規(単年度事業)
19	中央監視盤関連機器修繕	かもめ図書館の空調機器を管理する中央監視盤関連機器であるAC系統のインバーターや空気吹き出し部のダンパーモーターの修繕を実施し、機能維持を図る。		0	新規(単年度事業)
20	ガス吸収冷暖房機(2号機)分解整備委託業務	かもめ図書館に設置してあるガス吸収冷暖房機の2号機の分解整備を実施することで、機器の能力維持を図る。(推奨5年だが、前回実施から既に8年が経過している)		0	新規(単年度事業)
21	給水ポンプ改修工事	かもめ図書館に設置してある井水給水ポンプ・冷却水給水ポンプにおいて、経年劣化のため稼働時に軸ブレ等が発生しているため、改修工事を実施する。		0	新規(単年度事業)
22	貴重資料保存事業	図書館が所有する貴重資料の保存・公開等を図るため、資料の脱酸処理やデジタルデータ化を推進する。	600	600	
23	文学館敷地内公社用地(小田原市南町二丁目742-1 1407.37㎡)買戻し	小田原市土地開発公社経営健全化計画(平成21年11月)において、文学館用地内にある公社用地を平成25・26年度の2ヵ年において市が再取得するため。(鑑定料含む)		0	新規
24	小田原橋親柱移設事業	小田原橋(東京都中央区築地)は江戸と小田原の関係を示す貴重な歴史遺産であるが、管理者の中央区によって撤去されたことから、小田原市内の適宜の場所に移設して保存と公開を図る。	845	0	新規(単年度事業)
25	尊徳関係資料レプリカ製作等委託	指定文化財である尊徳関係資料の修理を行うとともに、退色の著しい「日光神領絵図」のレプリカを製作・展示することで、原本の保存と共に展示構成の維持を図る。	3,961	893	
26	非常灯用直流電源装置改修工事	尊徳記念館の非常灯用直流電源装置の改修工事を実施する。		0	新規(単年度事業)

議案第 3 号

平成 2 4 年度 3 月補正予算について

平成 2 4 年度 3 月補正予算について、次のとおり申出するものとする。

平成 2 5 年 1 月 3 1 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

平成24年度3月補正予算要求概要

(歳入)

(単位：千円)

科目	補正額	主な内容
(項)国庫補助金 (目)教育費補助金	137,714	<u>学校施設環境改善交付金</u> 67,256
		<u>地域の元気臨時交付金</u> 78,410
		<u>史跡等購入費補助金(8/10)</u> 13,785
		<u>社会資本整備総合交付金</u> 5,833
(項) 寄附金 (目) 教育費寄附金	400	<u>学校管理費寄附金</u>
(項) 市債 (目) 教育債	195,100	<u>義務教育施設整備事業債</u> 177,800
		<u>史跡整備事業債</u> 2,600
		<u>社会教育施設整備事業債</u> 19,900
合計	333,214	

(歳出)

(単位：千円)

科目	補正額	主な内容	財源内訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項) 小学校費 (目) 学校管理費 小学校教育環境整備経費 小学校給食 経費	199,371	<u>学校施設維持・管理事業</u> ・ 需用費 電気料 ・ 役務費 手数料 ・ 工事請負費 受水槽改修 外壁改修 防水改修 扇風機設置 変電所改修 <u>学校教材等整備・管理事業</u> ・ 学校図書購入費 (寄附金充当 1件) <u>学校給食事業</u> ・ 需用費 燃料費	95,191	115,400	300	12,576 1,056
(項) 中学校費 (目) 学校管理費 中学校教育環境整備経費	107,732	<u>学校施設維持・管理事業</u> ・ 役務費 手数料 ・ 工事請負費 受水槽改修 非構造部材耐震化 外壁改修 扇風機設置 ・ 学校図書購入費 (寄附金充当 1件) <u>学校教材等整備・管理事業</u> ・ 学校図書購入費 (寄附金充当 1件)	48,879	58,700	100	53
(項) 幼稚園費 (目) 幼稚園費 幼稚園教育環境整備経費	5,320	<u>施設維持・管理事業</u> ・ 工事請負費 受水槽改修	1,596	3,700		24
(項) 社会教育費 (目) 文化財保護費 史跡整備経費	17,231	<u>史跡等用地取得事業</u> ・ 用地購入費 A = 152.43 m ² ・ 物件補償費等	13,785	2,600		846
(項) 社会教育費 (目) 生涯学習センター費 生涯学習センター運営経費	17,500	<u>生涯学習センター本館管理運営事業</u> ・ 耐震補強設計	5,833	11,600		67
合計	312,692		137,714	186,800	400	12,222

繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

科 目	事 業 名	金 額
(項) 小学校費	学校施設維持・管理事業	189,655
(項) 中学校費	学校施設維持・管理事業	107,632
(項) 幼稚園費	施設維持・管理事業	5,320
(項) 社会教育費	生涯学習センター本館耐震補強設計事業	17,500

地方債補正

追 加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会教育施設整備事業費	19,900	普通貸借又は債券発行。 事業の進ちょくその他の都合により起債前借又は翌年度に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還をすること又は低利債に借り換えることができる。

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
義務教育等施設整備事業費	878,100	普通貸借又は債券発行。 事業の進ちょくその他の都合により起債前借又は翌年度に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還をすること又は低利債に借り換えることができる。	1,055,900				補正前に同じ

議案第 4 号

小田原市役所支所設置条例等の一部を改正する条例について

小田原市役所支所設置条例等の一部を改正する条例について、次のとおり申出するものとする。

平成 2 5 年 1 月 3 1 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

小田原市役所支所設置条例等の一部を改正する条例

(小田原市役所支所設置条例の一部改正)

第1条 小田原市役所支所設置条例(昭和23年小田原市条例第47号)の一部を次のように改正する。

改正後		
第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域
(略)		
曾我支所	小田原市下大井75番地の1	上曾我の一部 下大井 鬼柳 曾我大沢

改正前		
第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域
(略)		
曾我支所	小田原市下大井75番地の1	上曾我の一部 下大井 鬼柳 曾我大沢
橘支所	小田原市前川655番地	国府津四丁目の一部 国府津五丁目の一部 前川の一部 羽根尾 中村原 上町 小船 山西 沼代 小竹 川匂 東ヶ丘

(小田原市生涯学習センター条例の一部改正)

第2条 小田原市生涯学習センター条例(平成18年小田原市条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正後	
(学習館及び分館)	
第2条 (略)	

2 センターに分館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(略)	
小田原市生涯学習センター大窪分館	小田原市板橋 1 7 9 番地の 5

別表 (第 7 条関係)

1・2 (略)

3 センター分館使用料

区分		午前 9 時 ~ 正午	午後 1 時 ~ 午後 5 時	午後 6 時 ~ 午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ~ 午後 5 時	午後 1 時 ~ 午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ~ 午後 9 時 3 0 分
(略)							
大窪分館	講堂	200	200	300	400	500	700

改 正 前

(学習館及び分館)

第 2 条 (略)

2 センターに分館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(略)	
小田原市生涯学習センター大窪分館	小田原市板橋 1 7 9 番地の 5
小田原市生涯学習センター橋分館	小田原市前川 6 5 5 番地

別表 (第 7 条関係)

1・2 (略)

3 センター分館使用料

区分		午前 9 時 ~ 正午	午後 1 時 ~ 午後 5 時	午後 6 時 ~ 午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ~ 午後 5 時	午後 1 時 ~ 午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ~ 午後 9 時 3 0 分
(略)							
大窪分館	講堂	200	200	300	400	500	700
橋分館	講堂	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>500</u>	<u>700</u>

(小田原市図書館条例の一部改正)

第3条 小田原市図書館条例(昭和34年小田原市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置、名称及び位置) 第1条 (略) 2 小田原市立図書館の分館を次のように設置する。 (1)~(4) (略)	(設置、名称及び位置) 第1条 (略) 2 小田原市立図書館の分館を次のように設置する。 (1)~(4) (略) <u>(5) 小田原市立図書館橋分館 小田原市前川 655番地</u>

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

平成25年 2月19日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

都市計画道路小田原中井線の整備に伴い橋支所を廃止し、その機能を橋タウンセンターこゆるぎ内に移転するため、並びにこれに伴い支所に併設されている生涯学習センター及び市立図書館の分館を廃止するため提案するものです。

小田原市役所支所設置条例等の一部を改正する条例

[改正理由]

都市計画道路小田原中井線の整備に伴い橘支所を廃止し、その機能を橘タウンセンターこゆるぎ内に移転するため、並びにこれに伴い支所に併設されている生涯学習センター及び市立図書館の分館を廃止するため改正する。

[内 容]

- 1 小田原市役所支所設置条例の一部改正（改正条例第1条関係）
橘支所を廃止することとする。（第2条関係）
- 2 小田原市生涯学習センター条例の一部改正（改正条例第2条関係）
小田原市生涯学習センター橘分館を廃止することとする。（第2条及び別表関係）
- 3 小田原市図書館条例の一部改正（改正条例第3条関係）
小田原市立図書館橘分館を廃止することとする。（第1条関係）

[適 用]

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日